

第2次 白岡市環境基本計画

2021 ▶▶▶ 2030

— 青空が広がる自然と豊かな心を育む

“持続可能” なまち しらおか —



白岡市 |



ごあいさつ

私たちが住む白岡市は、元荒川、見沼代用水、柴山沼などの水辺や、屋敷林、社寺林などの樹林、水田、梨園などの水と緑が織りなす風景があり、季節を肌で感じることができます。

このような恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐため、本市では平成23年1月に施行した「白岡町環境基本条例」に基づき、同年3月に「白岡町環境基本計画」を策定いたしました。その後、社会情勢やライフスタイルの変化に対応をするため、平成28年に前計画の見直しを行い、環境の保全や創造に関する取組を推進してまいりました。



一方で、世界では、マイクロプラスチックによる海洋汚染や、地球温暖化が原因と考えられる異常気象や集中豪雨が頻発しており、国内でも大きな被害が生じています。

このような状況の中、世界では持続可能な開発目標（SDGs）を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、京都議定書に代わる地球温暖化対策の新しい国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択されるなど、環境に関する動向は目まぐるしく変化しています。

本市では、こうした背景を踏まえ、豊かな自然環境を保全し、持続可能な社会を構築するために、この度、「第2次白岡市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画では、本市の望ましい環境像を「青空が広がる 自然と豊かな心を育む“持続可能”なまち しらおか」と定め、5つの基本目標と10の取組目標を掲げております。各取組は、望ましい環境像の実現を目指すとともに、SDGsに資する取組としても位置付け、本市においても地球規模で考えた足元からの取組をより一層推進するものとしております。

今後は、本計画に基づき、「市・市民・事業者」の三者協働による、真に豊かで快適かつ持続可能な環境づくりを推進してまいります。

結びといたしまして、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました白岡市環境審議会の委員の皆様、貴重な御意見、御提言をいただきました市民・事業者の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

白岡市長 藤井 栄一郎

第2次白岡市環境基本計画

～青空が広がる自然と豊かな心を育む “持続可能” なまち しらおか～

【目次】

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の性格	3
3. 計画の期間	3
4. 計画が対象とする環境の範囲	4
5. 計画の全体構成	5
第2章 白岡市の環境目標	6
1. 白岡市の望ましい環境像	6
2. 基本目標と取組の目標とSDGsとの関係	7
第3章 白岡市の環境課題	9
1. 自然環境に関わる課題	9
2. 生活環境に関わる課題	10
3. 快適環境に関わる課題	11
4. 地球環境に関わる課題	12
5. 人づくりに関わる課題	13
第4章 望ましい環境像を実現するための三者協働の取組	14
1. 取組の体系	14
2. 三者協働の取組	16
【自然環境に関すること】自然の恵みである水と緑がいつまでもそばにあるまちを目指して	16
【生活環境に関すること】身近なところから健康な暮らしを感じられるまちを目指して	20
【快適環境に関すること】豊かな風景と心地よい生活を未来へ引き継ぐまちを目指して	25
【地球環境に関すること】地球のことを考えて行動し、いつまでも星がみえるまちを目指して	34
【人づくりに関すること】私たちの明日と未来のため、あらゆる世代が環境問題に取り組むまちを目指して	40
第5章 持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト	43
1. リーディングプロジェクトの考え方	43
【リーディングプロジェクト1】脱炭素社会を実現しよう！プロジェクト	44
【リーディングプロジェクト2】生物多様性を保全・創出しよう！プロジェクト	46
【リーディングプロジェクト3】環境を学び行動する市民を増やそう！プロジェクト	48
第6章 計画の推進方策	50
1. 計画の進行管理	50
2. 計画の進捗状況や目標達成状況の公表	51
3. 計画の推進体制	51
資料編	53

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨と背景

市では、平成 23(2011)年 1 月に「白岡町環境基本条例（現白岡市環境基本条例）」を施行し、同条例に基づき平成 23(2011)年 3 月に「白岡町環境基本計画」を、平成 28(2016)年 3 月に同計画の改定版である「白岡市環境基本計画【改訂版】」を策定しました（以下、両計画を「第 1 次計画」という。）。

第 1 次計画の期間中は、平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震、及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害の発生を契機に、我が国のエネルギー問題を取り巻く環境が大きく変わり、さらには環境問題に対する一人一人の意識も大きく変化しました。

このような中で市は、平成 23(2011)年 5 月の首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）白岡菖蒲インターチェンジ（以下、「IC」という。）と久喜白岡ジャンクション（以下、「JCT」という。）間の開通、平成 24(2012)年 10 月の市制施行、平成 27(2015)年 10 月の圏央道の桶川北本 IC と白岡菖蒲 IC 間の開通などがあり、まちの姿も変化してきました。この間、市では、都市として発展しながらも、「市・市民・事業者」の三者協働により、第 1 次計画の望ましい環境像「青空が広がる自然と豊かな心を育むまち しらおか」の実現に向かって真に豊かで快適な環境づくりを行ってきました。

一方、世界では、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals）が採択され、平成 28(2016)年～令和 12(2030)年までの 15 年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すための 17 の目標が示されました。これを受けて、我が国においても、平成 28(2016)年 12 月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体で SDGs の目標に資する取組が活発化しているところです。

また、令和 2(2020)年 4 月 7 日に宣言された、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、私たちのライフスタイルを一変させる大きな社会的な課題となりました。

このような背景の中で令和 3(2021)年 3 月に第 1 次計画の計画期間を終え、市のこれからが、優れた環境のもとで市民生活を送ることができる持続可能なまちとして、さらに発展することを念頭に、第 2 次白岡市環境基本計画を策定しました。



■白岡市環境基本条例 前文

私たちが暮らす白岡市は、遠くまで見渡せる広い空と元荒川、見沼代用水、隼人堀川、柴山沼などの水辺、屋敷林、社寺林、里山などの樹林、水田、梨園などの田園が織りなす自然環境に恵まれたまちである。

このような豊かな自然環境のもと、私たちは、生命を育み、歴史と伝統を築き、潤いのある生活を送ってきた。

しかし、近年の急速な都市化や経済活動に伴う私たちの生活様式の変化が、自然環境や動植物の生態系に大きな変化をもたらした結果、このままでは、自然の再生能力が失われてしまう事態を迎えようとしている。

このような状況の中、私たちは、市、市民及び事業者との協働によって、環境に優しい生活習慣や事業活動に改めるとともに、人と自然の共生を図り、循環型社会の構築を目指していくために、互いが公平な責任をもって参加することが必要である。

私たちは、白岡市の環境は地球規模の環境問題と関連しているという視点を忘れず、国際的な取組と連携しながら、先人から受け継いだかけがえのない地球を守るとともに、共に知恵と力を出し合い環境の保全及び創造を推進し、現在及び将来の市民に美しい自然と豊かな文化を引き継ぐため、ここに、この条例を制定する。

■白岡市環境基本計画【改訂版】策定以降の主な出来事

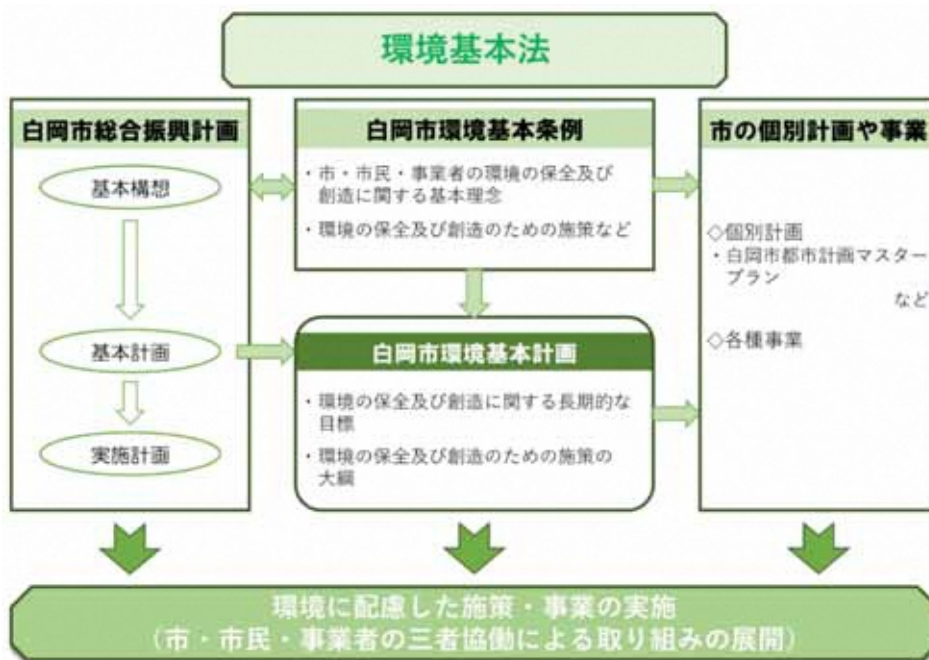
年	世界と日本の主な出来事	白岡市の主な出来事
2016 (H28)	・パリ協定発効 ・気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）、京都議定書第12回締約国会合（CMP12）、パリ協定第1回締約国会合（CMA1）開催 ・地球温暖化対策計画閣議決定 ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律施行	
2017 (H29)	・気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）、京都議定書第13回締約国会合（CMP13）、パリ協定第1回締約国会合第2部（CMA1-2）開催	・第5次白岡市総合振興計画基本構想・後期基本計画策定 ・白岡市都市計画マスタープラン策定
2018 (H30)	・気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）、京都議定書第14回締約国会合（CMP14）、パリ協定第1回締約国会合第3部（CMA1-3）開催 ・第5次環境基本計画閣議決定 ・気候変動適応法公布・施行 ・第5次エネルギー基本計画閣議決定 ・気候変動適応計画閣議決定	・白岡市生涯学習センター 〔こもれびの森〕開館
2019 (H31/R1)	・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定	
2020 (R2)	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令	

2. 計画の性格

本計画は、「白岡市環境基本条例」に基づく、「白岡市総合振興計画」を上位計画とした個別計画であり、環境分野における目標や、具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画及び施策の環境に関連する分野を立案・実施するに当たっての基本となるものです。

施策の実施に当たっては、「白岡市都市計画マスタープラン」等、ほかの行政計画と整合・補完・連携して展開していきます。

さらに、本計画で示す望ましい環境像の実現に当たっては、市民・事業者も環境に配慮した取組を行っていくことが必要なことから、市・市民・事業者の三者の各取組についても示す計画となっています。



■計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とします。なお、計画期間のうち前期を 5 年間、後期を 5 年間とし、取組の進捗状況や社会情勢を踏まえた中間見直しを行います。

ただし、それ以外の期間においても、見直しの必要性が生じた場合は、適切に見直しを行います。

■計画の期間

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第 2 次白岡市環境基本計画	→									
	前期					後期				

4. 計画が対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

(1) 自然環境に関すること

動植物や生態系に関わる環境について取り扱います。主に、地域の豊かな自然の保全・創造に関わるような要素が含まれます。

主な要素	樹林地：里山林／屋敷林／社寺林 など 農地：遊休農地／農業体験 など 水辺空間：河川／池沼／用排水路 など 動植物：生態系／在来種／外来種 など
------	---

(2) 生活環境に関すること

日常の生活活動に関わる環境について取り扱います。主に、都市型公害や身近な環境汚染に関わる要素が含まれます。

主な要素	都市型公害：水質汚濁／大気汚染／悪臭／騒音／振動／排気ガス など 身近な環境汚染：光化学スモッグ／有害化学物質／放射性物質 など
------	---

(3) 快適環境に関すること

生活にやすらぎと潤いを与える快適な生活空間づくりに係る環境について取り扱います。都市づくり、公園や景観、環境美化などに関わる要素が含まれます。

主な要素	都市づくり：都市計画／土地区画整理事業／地区計画／道路／歩道／防災／耐震化／ユニバーサルデザイン など 公園や景観：公園・緑地／景観計画／文化財／街路樹／緑化／雑草 など 環境美化：ごみゼロ・クリーン運動／美化活動／不法投棄／環境パトロール など
------	---

(4) 地球環境に関すること

地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境の取組について取り扱います。廃棄物、エネルギー、地球温暖化など日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷に関わる要素が含まれます。

主な要素	廃棄物：ごみの分別／資源回収／3R など エネルギー：再生可能エネルギー／省エネルギー など 地球温暖化：緑のカーテン／エコライフ など
------	--

(5) 人づくりに関すること

あらゆる環境の保全と創造の取組に向けて考え、行動する人づくりについて取り扱います。環境教育・学習、モラルの向上など、様々な立場、世代、年齢の市民一人一人の意識向上や、人材育成に関わる要素が含まれます。

主な要素	環境教育：環境教育／家庭／環境配慮／意識啓発／人材バンク など
------	---------------------------------

5. 計画の全体構成

本計画は以下の6章で構成します。

第1章

□【計画の基本的事項】

計画の趣旨や期間、対象とする環境の範囲など本計画の基本的な事項について示します。

第2章

□【白岡市の環境目標】

市が将来目指すべき望ましい環境像、それを実現するための目標について示します。

第3章

□【白岡市における環境課題】

環境の現状、市民等の意識の変化及び各取組の実施状況を踏まえ、白岡市の環境に関する課題を示します。

第4章

□【望ましい環境像を実現するための三者協働の取組】

望ましい環境像を実現するために市・市民・事業者が取組むべきことについて示します。

第5章

□【持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト】

本計画を進める上で、SDGsへの白岡市の貢献を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けて、中心的・先導的な役割や、次世代を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けた長期的な視点でとらえるべきまちづくりの考え方について位置づけます。

第6章

□【計画の推進方策】

計画を進行管理するための考え方、方法、組織体制について示します。

第2章 白岡市の環境目標

1. 白岡市の望ましい環境像

「青空が広がる自然と豊かな心を育むまち しらおか」

これは、前計画である（第1次）白岡市環境基本計画で定めた市の望ましい環境像です。

私たちが住む白岡市を見渡すと、様々な自然の恵みや、先人たちから守り伝えられてきた風景を感じることができます。空を見上げると遠くまで見渡せる青空があります。まちを見渡すと、元荒川、見沼代用水、隼人堀川、柴山沼などの水辺、屋敷林、社寺林、里山などの樹林、水田、梨園などの田園が織りなす風景があります。

この望ましい環境像は、白岡市で生活し、事業活動を行う私たちが、このような素晴らしい環境を、親から子へ、子から孫へ、そしてさらに次世代へと残すために、環境を思いやる豊かな心を持ち続けることを目指したものです。この理念は、現在も変わらない長期的なテーマと捉えることができます。

そのような中、第1次計画期間における市においては、圏央道白岡菖蒲 IC と久喜白岡 JCT 間の開通、圏央道の桶川北本 IC と白岡菖蒲 IC 間の開通などがあり、まちの姿が変化しています。

各種環境データにおける市の環境の状況では、特に大きな変化は見られませんが、都市化が進展する中で、市民アンケート調査結果では、市民の意向として自然環境の保全と都市化の両立が求められています。

また、世界に目を向けると、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である SDGs の採択を契機に、「持続可能な開発」を目指す機運がさらに高まっています。このような中で、白岡市においても地球規模で考えた足元からの取組をより一層推進していくことが求められています。

これらのことから、第2次白岡市環境基本計画の望ましい環境像を以下のように定めます。

**青空が広がる自然と豊かな心を育む
“ 持続可能 ” なまち しらおか**

白岡市は、この望ましい環境像を目指し、都市として発展しながらも、「市・市民・事業者」の三者協働により、真に豊かで快適な持続可能な環境づくりを行うものとしします。

2.基本目標と取組の目標とSDGsとの関係

白岡市の望ましい環境像「青空が広がる自然と豊かな心を育む“持続可能”なまち しらおか」を実現するため、5つの基本目標と10の取組の目標を掲げ、施策に取り組みます。

また、各取組は、望ましい環境像の実現を目指すとともに、SDGs（持続可能な開発目標）に資する取組としても位置付け、白岡市においても地球規模で考えた足元からの取組をより一層推進するものとします。ここでは基本目標ごとに主に関連するSDGsの目標を示します。

【SDGs－「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」－】

SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が令和12(2030)年までに取り組む17分野の目標のことです。生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。



■基本目標と取組の目標及びSDGsとの関係

青空が広がる自然と豊かな心を育む “持続可能”なまち しらおか	【基本目標1 自然環境】自然の恵みである水と緑がいつまでもそばにあるまちを目指して 取組の目標 1. 人間と共生してきた水と緑を守り、育てよう 2. 身近な生き物を大切にしよう	   
	【基本目標2 生活環境】身近なところから健康な暮らしを感じられるまちを目指して 取組の目標 1. 公害のないまちをつくろう	    
	【基本目標3 快適環境】豊かな風景と心地よい生活を未来へ引き継ぐまちを目指して 取組の目標 1. 日常生活を彩るすぐれた景観を守ろう 2. 市民の憩いの場となる空間をつくろう 3. 安全で安心して暮らせる都市空間をつくろう 4. きれいで清潔なまちをつくろう	  
	【基本目標4 地球環境】地球のことを考えて行動し、いつまでも星がみえるまちを目指して 取組の目標 1. 日常生活・事業活動から地球への配慮を考え行動しよう 2. ものを大切にしながら、ルールを守りごみを減らそう	    
	【基本目標5 人づくり】私たちの明日と未来のため、あらゆる世代が環境問題に取り組むまちを目指して 取組の目標 1. 身近に感じられるようになった地球環境問題や、市のより良い環境について考え、取り組む人を育てよう	 

第3章 白岡市の環境課題

1. 自然環境に関わる課題

本市における自然環境の構成要素は、低地部では水田雑草群落、台地部では果樹園、畑雑草群落が大部分を占めており、農地に伴う植生が緑の主体をなしています。

平成24(2012)年10月の市制施行や圏央道の県内全線開通など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化し利便性が向上した一方で、宅地開発等の進行や農業従事者の高齢化・後継者不足によって、緑地や農地が減少し、生物種への影響や環境負荷の増大が懸念されます。

樹林地や農地が減少すると、状況に適応した種によって動物相が形成され、自然環境に依存の強い動物類は姿を消してしまいます。そのため、多様な動植物の生息・生育空間となっている樹林地や農地、水辺空間を守り、育てることで、市の豊かな自然を将来に残すことが大切です。

また、農地は保水・遊水機能など、防災面においても重要な役割を果たしているため、保全していく必要があります。

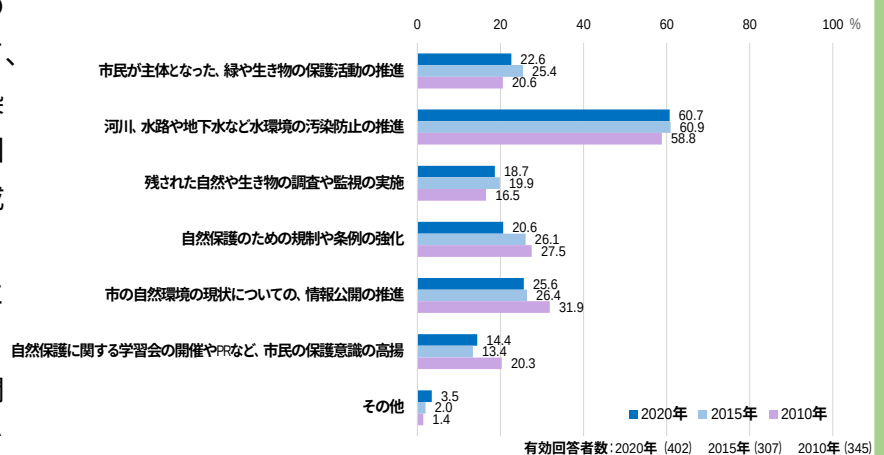
近年では、特定外来生物であるアライグマなどによる農作物被害や、生態系に被害を及ぼす外来種などの生き物に係る問題が顕著になってきています。



市内に広がる田園風景

市民アンケートの調査結果では、市の自然を守るために進めるべき取組として、「河川、水路や地下水など水環境の汚染防止の推進」が60.7%と最も高く、前回（平成27(2015)年）、前々回（平成22(2010)年）の調査においても似たような傾向があることから、良好な水環境に対する関心が高い状況が伺えます。

しかし、「自然保護に関する学習会の開催やPRなど、市民の保護意識の高揚」を除いたすべての項目で、前回（平成27(2015)年）調査よりも減少しており、自然環境に対する意識の低下が見られます。



市民アンケート調査結果（市の自然を守るために進めるべき取組）

2.生活環境に関わる課題

本市を流れる河川の水質については、主に冬季に環境基準を超過する箇所があります。これは、水量の減少と生活排水による汚濁が影響しているものと考えられ、改善に当たっては、生活排水対策が求められます。

また、水質悪化については川へのごみのポイ捨てや、食用油の排出などモラルが問われる要因もあり、様々な分野における対策が必要です。

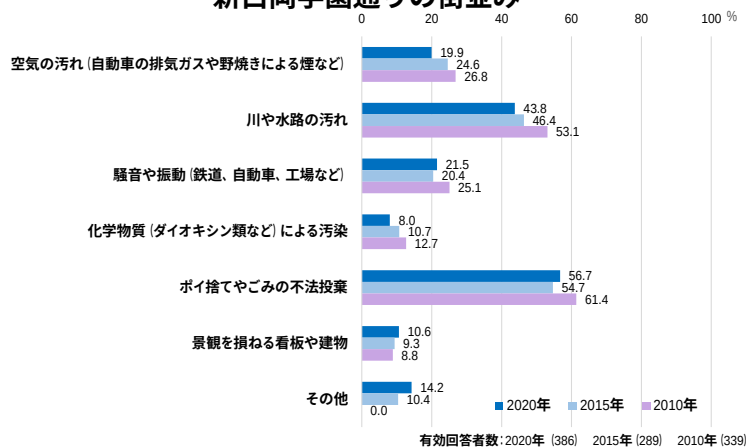
市に寄せられる公害等の苦情件数については、騒音・振動に関する苦情はかなり減少したものの、全体としてはあまり変化していません。

しかしながら、道路については、都市計画道路による道路ネットワークが構築されて利便性が高まりつつある中で、さらなる自動車交通による騒音、振動対策なども求められます。また、市では、今後も産業機能の誘致・強化に積極的に取り組んでいくことから、事業者とも連携して、公害のないまちを目指すことが必要です。

都市・生活型公害の対策に当たっては、国や県などと連携した実態の把握や、市民・事業者の日常生活、事業活動における環境への負荷の低減に努めていくことが必要です。



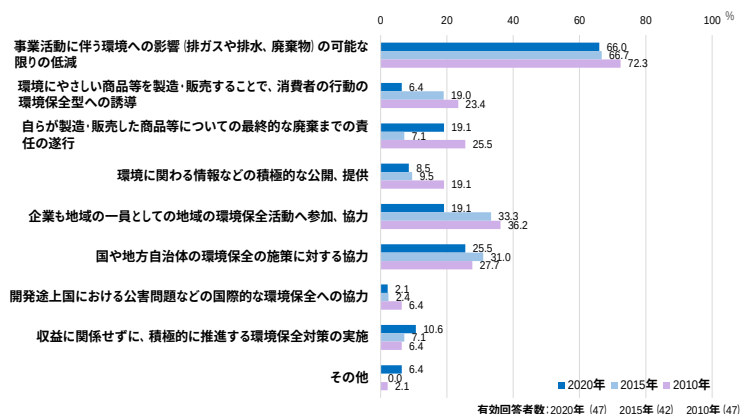
新白岡学園通りの街並み



市民アンケート調査結果 (白岡市において気にかかる環境問題)

市民アンケートの調査結果では、「ポイ捨てやごみの不法投棄」、「川や水路の汚れ」に対する懸念が高く、それ以外にも「空気の汚れ」、「騒音や振動」などについても比較的懸念が高い状況にあります。「空気の汚れ (自動車の排気ガスや野焼きによる煙など)」、「川や水路の汚れ」、「化学物質 (ダイオキシン類など) による汚染」は年々減少傾向にあるものの、前回 (平成 27(2015)年) よりも増加している項目もあり、今後の対策が必要です。

事業者アンケートの調査結果では、環境保全に対する企業の役割として「事業活動に伴う環境への影響 (排ガスや排水、廃棄物) の可能な限りの低減」が 66.0%と最も高くなっていることから、事業者においては、公害防止の意識が高いことが伺えます。



事業者アンケート調査結果 (環境に対する企業の役割)

3. 快適環境に関わる課題

本市は、圏央道の県内全線開通など、道路整備は進んでいますが、未整備となっている生活空間においては、道が狭い、あるいは歩道や自転車道がなく車の往来が間近にあって危険な箇所があります。

市民が快適に生活するためには、計画的で安全なまちづくりを進めていくとともに、水、緑、花などの美しい景観・環境を守り、まちの景観を損なうポイ捨てや不法投棄などを防止することが重要です。

本市には、数多くの文化財等が存在しますが、これらは、先人たちから継承されてきた、市の風土や生活と深く関わってきた、貴重な文化遺産として、今後も保全・継承していかなければなりません。

公園は、市民の健康づくり、憩い、交流の場として、また、災害時の避難場所や防災空間として重要な機能を担っており、平成31(2019)年3月31日現在、市の一人当たりの公園面積は県平均を上回る水準となっています。

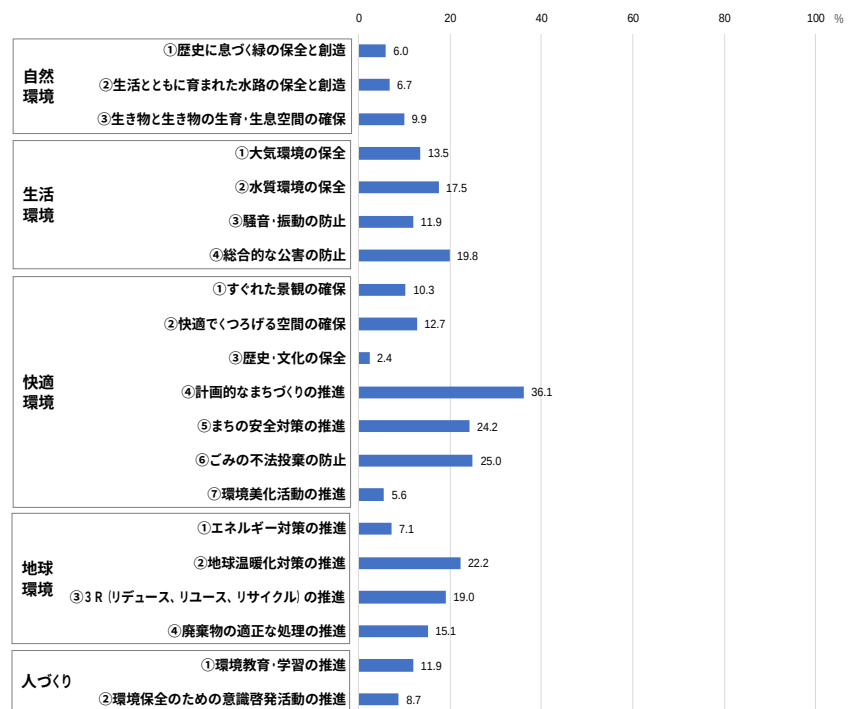
また、不法投棄に対する苦情が多く発生しています。さらには、今後、人口減少に伴い、空き地や空き家が増加すると、建物の倒壊、雑草、防犯などに関する問題が発生し、地域環境が悪化するおそれがあります。



ごみゼロクリーン運動の実施風景

市民アンケートの調査結果では、重点的に取り組むべき環境基本計画の施策において、「計画的なまちづくりの推進」が36.1%と最も高く、次いで「ごみの不法投棄の防止」、「まちの安全対策の推進」となっており、計画的に整備された安全で清潔なまちが望まれていることが伺えます。

また、事業者アンケートの調査結果においても、「計画的なまちづくりの推進」は45.7%と最も高くなっています。



有効回答者数：252

市民アンケート調査結果（重点的に取り組むべき環境基本計画の施策）

4.地球環境に関わる課題

温暖化をはじめとする地球環境問題は、世界においてますます危機感と意識の高まりが進み、世界各地において様々な対策や、意識啓発活動、行動の促進が展開されています。

そのような中で、SDGs の採択を契機とする世界の持続可能な開発に資する取組は、環境政策との関連性が強く、世界共通の課題として、「地球規模で考えて、足元から行動する」ことが改めて求められているところです。その行動は、日常生活や事業活動における、身近なところから環境に配慮していくことが必要です。

平成 28(2016)年度の市域から排出された温室効果ガスの排出量は約 24 万 4 千 t-CO₂ であり、近年では減少傾向を示しています。我が国の地球温暖化対策計画では令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 26% 削減とすることが中期目標となっていますが、市の排出量は平成 25(2013)年度に対し 5.7%の減少となっており、更なる温室効果ガス排出量削減に向けた取組が必要です。これには、省エネ行動の推進や、再生可能エネルギーの導入など、私たちの日常生活や事業活動を、脱炭素型社会の構築を基本としたものに変えていくことが必要であり、様々な主体のあらゆる場面で地球環境のことを考えて取組んでいくことが重要です。

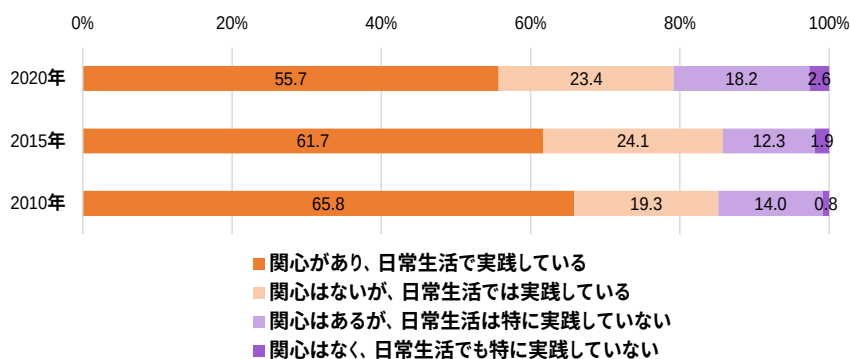
一人一人が意識を変え、日常生活や事業活動を見直し、行動することが、地球環境を守ることに繋がります。



白岡市生涯学習センター〔こもれびの森〕の屋上に設置されているソーラーパネル

市民アンケートの調査結果では、リサイクルや省エネルギーに関して、「関心があり、日常生活で実践している」が 55.7%、「関心はないが、日常生活では実践している」が 23.4%と約 8 割の市民が日常生活においてリサイクルや省エネを実践しています。

取組を行わない理由として「どのような取組をすれば良いのかわからない」との回答が多く、情報の提供や知識の普及が今後の課題です。



※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

市民アンケート調査結果（リサイクルや省エネルギーについての関心）

5.人づくりに関わる課題

環境の問題に関しては、一人一人の意識が重要です。また、就業地・生活圏の広域化、生活価値観の多様化などを踏まえ、地域の連帯意識を高めることも必要です。

そのため、子どもの頃から環境を考える機会を増やすことはもちろん、大人が環境について学ぶ機会を充実させることも必要です。これまで、市が行ってきた学習会やイベントをさらに充実させることも大切ですが、幅広い年齢層が日常から身近な場所で自らが関心を持って環境を考えるようになることも必要です。

市には自然豊かな公園等、世代を超えた交流の場、学習の場になる場所があります。市・市民・事業者が一丸となり、未来につながる環境学習のしくみ、人とのつながりをつくっていくことが望まれます。

あらゆる世代で環境問題を学び、考えることが、市の環境の保全と創造のための大きな行動につながります。

市民アンケートの調査結果では、市民の自主的な環境づくりへの参加意欲は、「参加したい（「ぜひ参加したい」、「時間や都合があれば参加したい」、「活動内容によっては参加したい」の計）」は69.5%と、約7割の市民が自主的な環境づくりに参加したいと考えています。しかし、前回（平成27(2015)年）、前々回（平成22(2010)年）と比較すると減少傾向にあり、参加意欲の低下が見られ、「ぜひ参加したい」はわずか1.7%と低く、積極的に参加したいとする層を広げることが今後の課題となります。

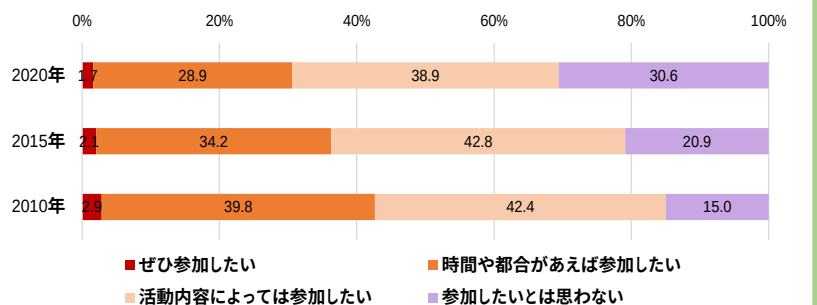
また、市民が環境づくりに参加するために、市が重点的に取組むべきこととして、「市の環境の状況や環境問題に関する情報公開」、「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動の促進」、「自主的に環境問題に取り組む企業や組織、サークル等への積極的支援」が望まれています。



親子エコスクールの学習風景



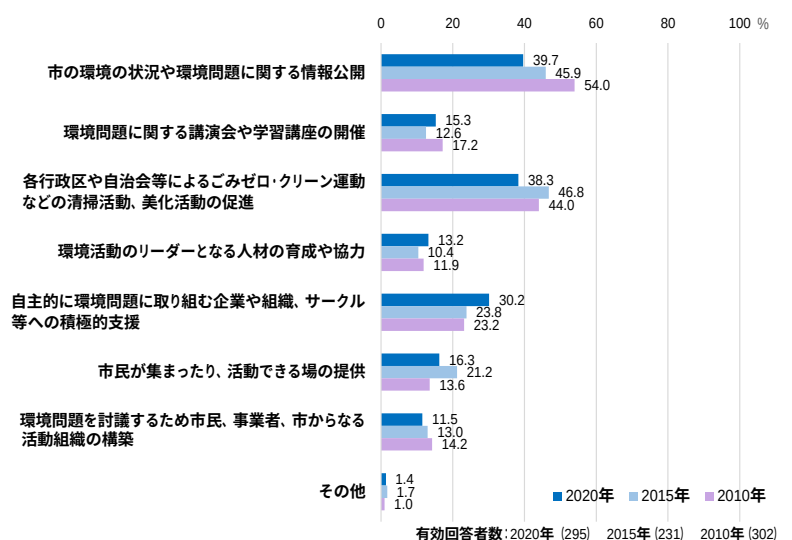
親子エコスクールでリサイクルはがき作り



有効回答者数：2020年（422） 2015年（292） 2010年（347）

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

市民アンケート調査結果（市民の自主的な環境づくりへの参加意欲）

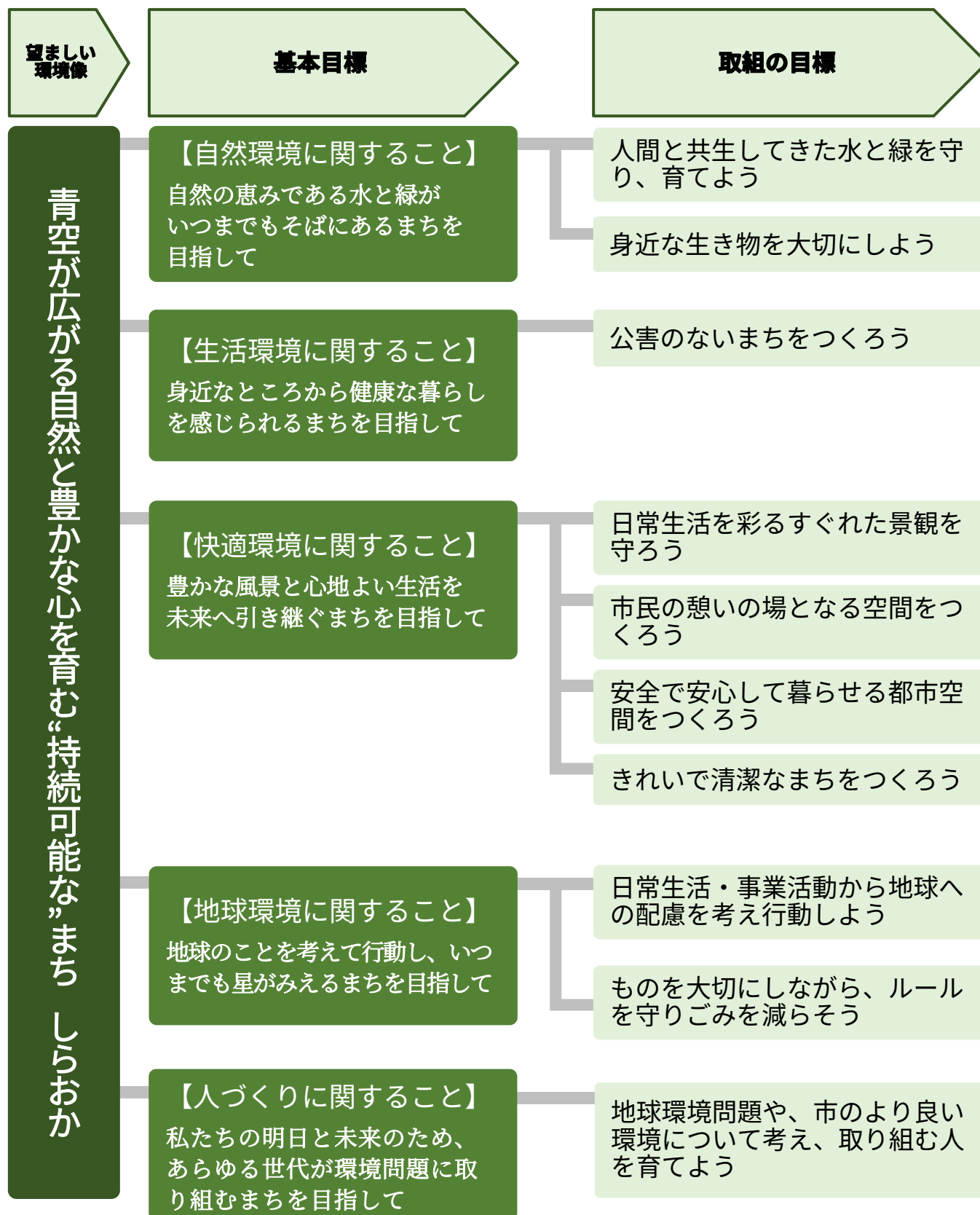


有効回答者数：2020年（295） 2015年（231） 2010年（302）

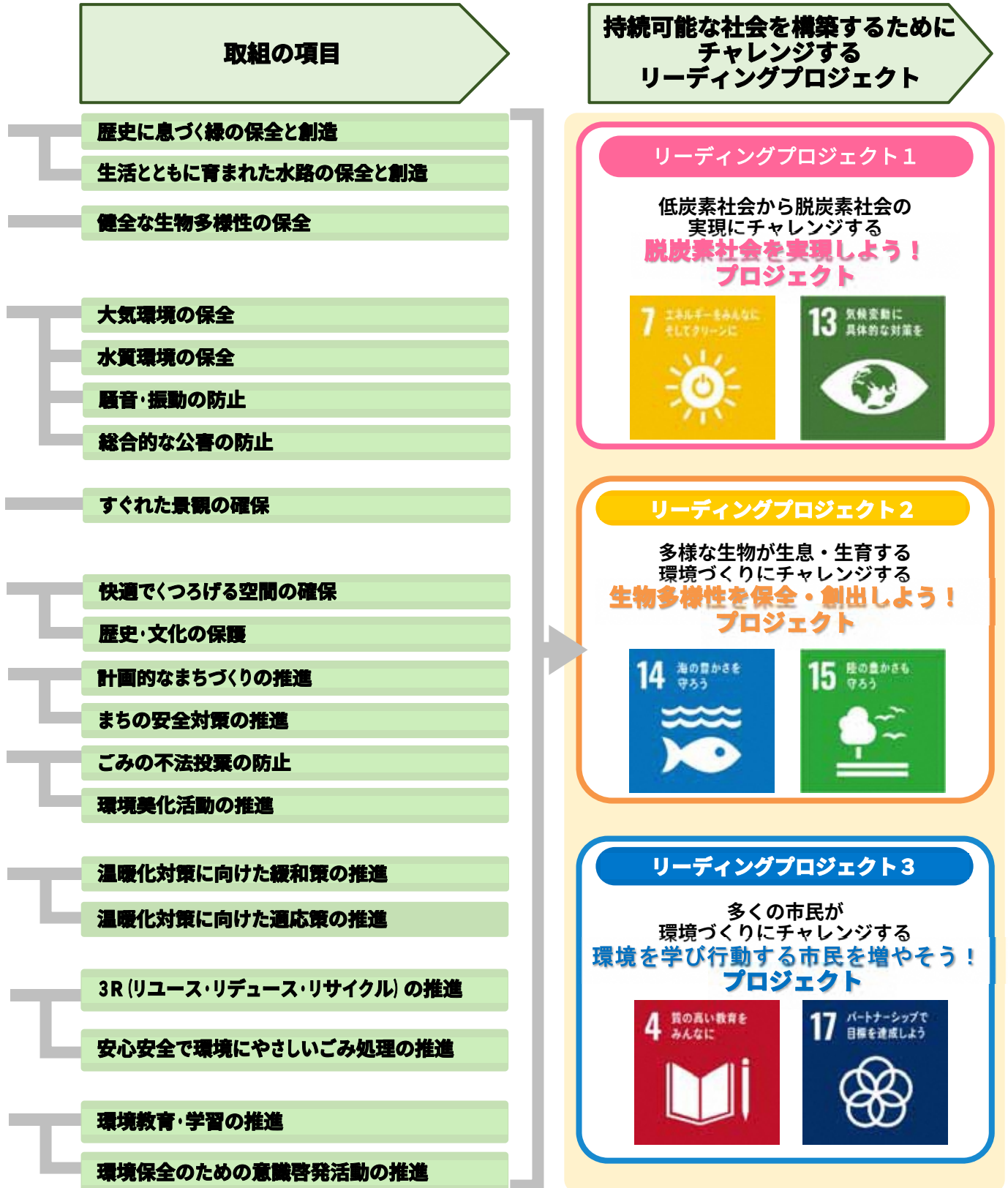
市民アンケート調査結果
（市民が環境づくりに参加するために、市が重点的に取組むべきこと）

第4章 望ましい環境像を実現するための三者協働の取組

1. 取組の体系



市の望ましい環境像の実現に向けた、市・市民・事業者の三者協働の取組の体系を以下に示します。なお、本計画を進める上で、SDGs に対する市の貢献を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けて、中心的・先導的な役割や、次世代を視野に入れた長期的な視点でとらえるべき環境づくりを「持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト」として位置付けます。



2. 三者協働の取組

【自然環境に関すること】

自然の恵みである水と緑がいつまでもそばにあるまちを目指して

取組の目標1. 人間と共生してきた水と緑を守り、育てよう

(1) 歴史に息づく緑の保全と創造

【市の取組（環境施策）】

- 維持することが難しくなっている市街化区域内の保存樹木・樹林については、奨励金などの支援により保全に努めます。
- 市民と協力し、「ふるさとの森」をはじめ、里山林、屋敷林、社寺林などの残された樹木・樹林の保全・管理に努めます。
- 各家庭、学校、事業所などで草花や樹木の植え付けなどが行われ、緑豊かでやすらぎが感じられるまちづくりを促進します。
- 地域の特色を活かした公園・緑地の形成を目指します。
- 市街化区域内の農地を生産緑地制度等により保全し、都市の緑地空間の確保を図ります。
- 大規模志向の強い地域農業の担い手に対し、農地の集積を図り、優良農地の保全、低利用農地及び遊休農地の有効利用を促進します。
- 農地中間管理事業、農地流動化奨励事業などを活用し、優良な農地の確保と農地の集積、遊休農地の活用を進めることで、生産性の高い農業を目指します。
- 農地の権利移転や農地転用に対し、許可及び審査を行い、適正な農地利用を促進します。
- 農業委員による農地パトロールにより、違法な埋立や転用等を未然に防止します。
- 農業用廃ビニール等の回収を実施します。
- 有害鳥獣の駆除対策を実施します。
- 耕作放棄地の解消に努めます。
- 農業・農村が持つ多面的機能が維持・発揮されるよう、国や県の交付金制度を活用した取組を進めます。

【市民の取組】

- 市の貴重な自然の保全に努めましょう。
- 農業体験などに参加し、農業に対する理解や関心を深めましょう。
- 周辺地域の人々と話し合い、緑の保全や遊休地の有効活用を図りましょう。
- 身近な動植物に関心を持ち、市の自然環境について話し合う機会を設けましょう。
- 休日には公園や水辺などの自然散策に出かけ、自然を身近に感じる機会を持ちましょう。
- 環境保全団体などが主催する自然保護活動に参加しましょう。
- 市の特産品である梨を守るため、梨の赤星病を媒介するビャクシン類の防除等に協力しましょう。
- 所有する田畑については、適正な手入れ、管理、保全に努めましょう。

【事業者の取組】

- 市の貴重な自然の保全に努めましょう。
- 周辺住民や市と連携し、生き物の観察や自然学習会などに参加し、地域の環境保全活動に努めましょう。
- 建設事業においては、自然環境に配慮された工法や構造を採用し、エコ建材など原材料についても積極的に使用しましょう。
- 事業に当たっては、周辺環境への影響を考慮した経営を行いましょう。
- 自然保護や、心地よい景観創出に関わる環境づくり活動への支援・参加に努めましょう。
- 事業所内での緑化を進め、周辺との環境調和や景観美化を図りましょう。



柴山沼

（２）生活とともに育まれた水路の保全と創造

【市の取組（環境施策）】

- 市内唯一のビオトープである柴山沼の維持管理に努め、親水空間の保全に努めます。
- 多自然型工法の採用による自然環境への配慮を河川管理者に働きかけ、河川等を整備・充実し、水辺環境の保全・創造に努めます。
- 水辺の管理・活用などに関わるボランティア組織の協力体制づくりを促進します。
- 河川・水路の水質監視体制を強化し、汚濁源への改善を要請するとともに、維持・管理に努めます。
- ごみなどの不法投棄防止の啓発活動や、水生生物などを呼び戻す活動、川の国応援団制度の導入などによる河川敷や用排水路の清掃活動など、市民の水環境保全活動を促進します。
- 治水機能の向上に向けて、河川や用排水路、池沼の適切な維持管理に努めるとともに、さらなる治水機能の向上を求めて国や県に働きかけます。
- 各土地改良区や水利組合等と連携しながら、用排水路やかんがい用水門などの水路設備の適正な維持・管理と長寿命化に努めます。
- 水害防止への対応として、雨水排水施設の整備を進めるとともに、河川改修、調節池等の整備を県に要望します。また、保水・遊水機能を有する農地の維持・保全等により、総合的な治水対策の推進を図ります。

【市民の取組】

- 川や沼など水辺の環境を守り、生き物の生息環境の確保や水質保全につながるよう、知識や理解を深めましょう。
- 豊かな自然環境や私たちの生活が河川等の水資源から大きな影響を受けていることを認識し、貴重な水資源について関心を持ちましょう。
- 良好な水環境を守り、永く引き継いでいくために、河川等水辺周辺の清掃やボランティア活動に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 地域の動植物の良好な生育環境を保つため、地域の水辺や緑の保全に努めましょう。
- 河川等水環境保全のための清掃やボランティア活動への支援や協力に努めましょう。

取組の目標 2. 身近な生き物を大切にしよう

(1) 健全な生物多様性の保全

【市の取組（環境施策）】

- 市内に生息する生き物などの調査を実施し、市民への情報提供を行います。
- 市民や関係機関と連携し、貴重な生物や在来種の保護、外来種の移入防止などの必要な保全措置を図ります。
- 公園や学校などの公共用地については、生態系に配慮して自然環境の創造に努めます。

【市民の取組】

- 減少傾向にある在来種の保護に努め、また外来種についての情報や知識を共有し、むやみに動物を放さないようにしましょう。
- 敷地内に実のなる木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。
- 市内に生息する生き物に関心を持ち、保全する意識を持ちましょう。

【事業者の取組】

- 河川、森林、農地、湿地などが、様々な動植物の生息基盤となることを認識し、自然環境の保全に努めましょう。
- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょう。
- 市内に生息する生き物に関心を寄せ、環境保全への意識向上のための啓発活動に努めましょう。
- 外来生物などの有害鳥獣についての情報収集に努め、駆除活動に協力しましょう。

■自然環境に係る数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
市街化区域内の保存樹林の指定面積	20,388 m ²	現状維持	現状維持
市街化区域内の保存樹木の指定本数	10 本	現状維持	現状維持
ふるさとの森の指定面積	22,580 m ²	現状維持	現状維持
ビオトープの数	1 箇所	現状維持	現状維持
公園緑地面積	39.43ha	39.43ha	40.54ha
川の国広援団登録数	6 団体	9 団体	12 団体

【生活環境に関すること】

身近なところから健康な暮らしを感じられるまちを目指して

取組の目標 1. 公害のないまちをつくろう

(1) 大気環境の保全

【市の取組（環境施策）】

- 大気汚染防止法に基づき、大気汚染物質の排出規制等の指導の徹底を図るとともに、情報提供や意識啓発に努めます。
- 公共交通機関や自転車の利用、エコドライブの普及など、排気ガス抑制に向けた取組を推進します。
- 環境汚染による市民の健康被害を防ぐため、PM2.5に関する情報、光化学スモッグに関する注意報・警報など緊急を要するものや、環境測定調査結果などの情報の周知を図ります。
- 人体に有害である石綿（アスベスト）の大気中への飛散を防ぐため、建築物の解体工事などにおける飛散防止対策の指導を徹底します。

【市民の取組】

- 自動車に頼る生活が、市のきれいな空を汚し、農作物や市民の健康に影響を及ぼすことを認識しましょう。
- 自動車で外出する際には不要なアイドリングをやめ、速度変化の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブに努めましょう。
- ノーカーダーに率先して協力しましょう。
- 自家用車の買い換えの際には、低公害車や次世代自動車を購入しましょう。
- 自家用車の利用をなるべく控え、徒歩や自転車、電車などの公共交通機関を利用しましょう。
- 人体に有害である石綿（アスベスト）について正しい知識を持ち、事業者からの情報開示の機会には積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 事業活動を進めるに当たっては、大気・土壌汚染や水質汚濁などに配慮し、地域の環境悪化への回避や低減に努めましょう。
- 駐車場やターミナルにおいて、アイドリングストップの徹底と啓発表示を行いましょう。
- ノーカーダーの実践に努めましょう。
- 低公害車や次世代自動車の導入を進めましょう。
- 自動車の急発進、無駄な空ぶかし、過積載をなくしましょう。
- 工事での重機等使用においては、排出ガス対策型建設機械を使用し、大気環境汚染の防止に努めましょう。
- 人体に有害である石綿（アスベスト）を含む建築物の解体時には、事前調査や分別解体の徹底、廃棄物の適正処理を行いましょう。

(2) 水質環境の保全

【市の取組（環境施策）】

- 河川の水質浄化を図るため、公共下水道の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水処理対策を推進します。
- 都市の健全な発展と公衆衛生の向上や公共水域の水質保全のため、「白岡市生活排水処理基本計画」に沿った下水道事業を進めます。
- 事業実施においては、雨水浸透ますや透水性舗装など雨水浸透に配慮した整備に努めるとともに、民間への普及を図ります。
- 農業用水路の維持管理を促進します。
- 農業集落排水施設の計画的な改修や更新を進め、適正な維持・管理に努めます。
- 家庭において適正な排水処理がなされるよう、「広報しらおか」やイベント等を通じて情報の提供と意識の醸成を図ります。

【市民の取組】

- 油やしょうゆ、みそ、お酒などは流しに流さないよう日常生活から出る排水に気を配り、市のきれいな水環境を守る意識を持ちましょう。
- 調理器具や食器は、汚れをふきとってから洗いましょう。
- 洗剤の使いすぎに注意しましょう。
- 公共下水道及び農業集落排水が整備された地域では、接続を早めに行いましょう。
- 公共下水道及び農業集落排水が整備された地域以外で単独処理浄化槽を設置している場合は、合併処理浄化槽への転換を図りましょう。
- 年に一度、浄化槽の法定点検を受けましょう。

【事業者の取組】

- 環境関係法令を遵守し、有害な物質は適切な方法で処理しましょう。
- 事業活動を進めるに当たっては、水質汚濁に配慮し、地域の環境悪化への回避や低減に努めましょう。



市内を流れる用水路
(田んぼの学校生物観察会)

(3) 騒音・振動の防止

【市の取組（環境施策）】

- 交通騒音に関して、適宜測定を行い、基準を超過する地点については、関係機関に適切な処置を講じるよう働きかけます。また、工場等の騒音・振動の監視・指導の強化に努めます。
- 建築、土木工事及び工場等の機器の騒音・振動について、基準値の周知や監視・指導の強化に努めます。
- 道路の維持補修を推進します。
- 市民一人一人の騒音・振動防止意識の高揚に努めます。

【市民の取組】

- 日常生活に伴う音や振動が、近隣住民の迷惑となることを日頃から認識し、時間帯などを考慮した生活行動を心掛けましょう。
- 家電製品を購入する際には、低騒音型のものを選びましょう。
- 住宅地内などの生活道路では徐行を心がけましょう。
- 生活音や振動を防ぐために、発生源を囲う、床に消音材を敷く、塀を設けるなどの工夫をしましょう。

【事業者の取組】

- 輸送や運搬においては、道路周辺住民の生活の妨げとならないよう、車の制限速度を守り、騒音や振動の軽減に努めましょう。
- 住宅地内などの生活道路では通り抜けはやめましょう。
- 法令による基準を遵守し、周辺住民に迷惑がかからないようにしましょう。また、工事等により発生する騒音・振動は極力制御し、周囲の理解を得る努力をしましょう。
- 防音機能の強化など、施設の改善に努めましょう。
- 工事などで使用する機械等は、低騒音型のものを採用しましょう。
- 近隣の環境に配慮した作業時間を設定しましょう。

（４）総合的な公害の防止

【市の取組（環境施策）】

- 公害についての監視を強化し、公害発生の未然防止に努めます。
- 関係機関と連携し、公害の発生源に対して、事業所への立入検査、適正な管理や改善についての指導を行います。
- 開発行為に当たっては、白岡市開発行為等指導要綱に基づき、開発区域周辺の住環境等に配慮します。
- 分別収集の徹底等適正な廃棄物処理を推進し、有害ごみによる汚染を未然に防止するよう努めます。
- 新たな有害化学物質に関する情報の収集及び提供に努めます。
- 環境にやさしい農業を促進するため、農薬や化学肥料の使用量を減らして栽培する技術の普及・拡大を図ります。
- 農薬の適正使用や管理について指導に努めます。
- ダイオキシン類やばい煙などの排出抑制と廃棄物の適正処理のため、野外での焼却（野焼き）は、農業者が行うやむを得ないものを除いて指導します。
- 環境省が策定した「光害対策ガイドライン」に則り、市が管理する屋外照明等において、安全・防犯と自然環境の保全・省エネルギーの両立を目指します。
- 市民の身近な生活環境等における放射線量を把握するために、定期的な定点測定の実施及び市民への放射線測定器の貸出しを行います。
- 公害や環境問題等、市民から寄せられる様々な苦情や提案については、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応します。

【市民の取組】

- 除草剤や有機溶剤など有害物質の使用はできるだけ控え、使用する場合は適正に使用しましょう。
- 家庭から出る生活ごみの野外焼却は行わないようにしましょう。
- 法律の例外として認められている農作業等で発生した枝木等の野外焼却についても、時間や風向きを考慮して行うようにしましょう。



新白岡のまちなみ

【事業者の取組】

- 工場や事業所から排出される排水による汚染や廃棄物の混入など、環境汚染の未然防止に努めましょう。
- 廃棄物の減量化を積極的に進め、排出された廃棄物は、法令等を厳守し適正に処理しましょう。
- 事業者各々が環境保全のための有効な取組やしくみを構築し、積極的に環境改善に努めましょう。
- 化学物質の有害性を把握し、リスク評価や管理を徹底し、自主的な改善への取組を行いましょう。
- 農薬の散布には飛散しにくい薬剤を選び、風向きや位置、方向に細心の注意を払い、事故を未然に防ぎましょう。
- 環境対策の担当者を明確にし、問い合わせや苦情に対応するしくみをつくりましょう。
- 公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めて適正に運用しましょう。
- 廃棄物の野外焼却を行わず、法律に従い適正に処理しましょう。
- 法律の例外として認められている農作業等で発生した枝木等の野外焼却についても、時間や風向きを考慮して行うようにしましょう。
- 環境省が策定した「光害対策ガイドライン」に則り、適正に屋外照明等を設置し、使用しましょう。

■生活環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
生活排水処理率	80.4%	90.0%	95.0%
下水道整備率	95.8%	96.5%	97.0%
河川 BOD 濃度の基準値達成状況 (市内 6 河川※／夏季・冬季)	すべての箇所で 5mg/L 以内	すべての箇所で 5mg/L 以内	すべての箇所で 5mg/L 以内

※市内 6 河川：隼人堀川、姫宮落川、備前堀川、星川、元荒川、三ヶ村落川

【快適環境に関すること】 豊かな風景と心地よい生活を未来へ引き継ぐまちを目指して

取組の目標1．日常生活を彩るすぐれた景観を守ろう

（1）すぐれた景観の確保

【市の取組（環境施策）】

- 優良な農地や水辺空間、里山などの保全に努めます。
- 名木や古木、屋敷林、社寺林、史跡など、歴史・文化的景観の保護を図ります。
- 神社仏閣などによる歴史的な景観の維持・保護に努めます。
- 県の記念物や市の天然記念物、市の有形民俗文化財などの歴史的な景観資源の保護・活用に努めます。
- 遊休農地の活用や景観作物の栽培、ビオトープの形成などを促進し、自然景観の回復を図ります。
- 周辺の景観に与える影響が大きい大規模な建築や開発、特殊な施設の設置に当たっては、「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」に基づき、景観形成のための適正な指導、助言に努めます。
- 埼玉県景観計画において、特定課題対応区域として位置付けられた区域を中心に、農地や水辺空間などの自然景観の保全に努めます。
- 地区の特色を活かし、自然と調和した景観形成に向け、市民参加による「地区計画」等の導入を推進します。
- 白岡菖蒲 IC 周辺における工業系産業施設の整備に当たっては、周辺環境と調和した市の新たな玄関口にふさわしい景観の形成に努めるとともに、「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」に基づき、景観形成のための適正な指導、助言に努めます。
- 駅前の建築物については、景観に配慮した街並みが形成されるよう指導・誘導していきます。
- 耕作放棄地での景観作物の植栽や、「花いっぱい運動」、「オープンガーデン」など、市民主体の花や緑を活かした景観づくりを促進します。
- 都市計画道路や駅前空間は、街路灯により演出される景観の形成を図るとともに街並みの景観向上に向けて、電線類の地中化を検討します。
- 「観光・レクリエーション拠点」としての柴山沼を中心とする公園については、良好な水辺や緑を活かして適切な景観整備を進めます。
- 白岡駅や新白岡駅の駅前空間は、住民の交流の場として、案内板・情報掲示板の設置や駅前広場の整備等により景観の向上を図ります。
- 公園については、周辺に配慮した適切な景観整備に努めます。
- 白岡ニュータウンやパークシティ白岡が形成している良好な都市景観の維持・保全を図ります。
- 街路樹や花の植栽の充実、建物や看板デザインの誘導などにより、個性的で美しい街並み景観の形成を図ります。
- 学校や市民に向けての景観に対する学習機会を増やし、子どもから高齢者にいたる市民に対して、自然景観や街並み、建築デザイン等に対する関心、意識の向上に努めます。
- 公共施設の整備・改修に当たっては、明確なコンセプトのもと、開放感を備え、緑に囲まれ、美しく親しみやすい建築物を建てる等、統一性のある景観を形成します。

【市民の取組】

- 所有する田畑については、適正な手入れ、管理、保全に努めましょう。
- 住民同士で協力しあい、定期的に地域の清掃・美化活動に参加しましょう。
- 庭などに木を植え、ブロック塀を生垣にするなど、敷地内の緑を増やしましょう。
- 天然記念物や文化財の保護活動に協力しましょう。
- 市の心地よい景観を確保するため、緑化活動やまちづくりなどに積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 事業所敷地内や周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境意識の向上や美化に努めましょう。
- 周辺住民や市と協力し、農地や水辺、里山などの保全に努めましょう。
- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。
- 天然記念物や文化財の保護活動団体への支援、協力を図りましょう。



ふれあいの森公園（小久喜地内）

取組の目標2．市民の憩いの場となる空間をつくろう

(1) 快適でくつろげる空間の確保

【市の取組（環境施策）】

- 公園、緑地、河川、水路、農地、社寺林、屋敷林、街路樹、庭木、公共空間、私的空間などのそれぞれの役割を果たした緑のネットワークの形成に努めるとともに、計画的な緑の整備（公園の整備等）の推進、私的空間などの緑の創出の促進などを図ります。
- 土地区画整理事業の進捗に合わせ、街区公園の整備を進めます。また、公園や緑地は、住民の健康づくりや交流の場として安全に利用できるよう管理に努めます。
- 河川等については、地域特性を活かし、景観や生態系に配慮しつつ、沼や河川・用水路の親水環境や、遊歩道等の整備を検討するなど自然とふれあうことのできる水辺空間の形成を目指します。
- 河川沿いの親水空間を活用した快適な遊歩道を整備し、「緑のヘルシーロード」や「水と緑のふれあいロード」との連携を図ります。
- 自然環境が豊かな河川沿いの遊歩道について、舗装の改善・整備を進めながら、景観に配慮した植栽、ベンチ等の設置を進めます。
- 白岡市総合運動公園周辺について、自然環境を活かした公園・緑地としての土地利用の保全を図ります。
- 柴山沼周辺は、多くの人々が余暇を楽しめるような公園・緑地としての土地利用の保全を図ります。
- 地域コミュニティの場として、既存の公園・緑地の充実を図るとともに、市民や関係団体等との協働による適切な維持・管理に努めます。一部の遊具・施設の老朽化が進んでいることから、公園長寿命化計画を策定し、計画に基づき更新・補修を推進します。
- 快適で安全な歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備やバリアフリー化など、人にやさしい道づくりを推進します。また、道路の里親制度等により、市民の道路愛護意識の向上に努め、快適な道路環境を守ります。
- 良好な住環境の整備・改善により住宅地の質の向上を目指します。また、公共施設の整備により日常生活を豊かにし、快適な生活環境の実現を目指します。
- 自然の中の緑及び優良農地は、これを極力保全し、生活の中に憩いと安らぎを与える良好な緑地空間の形成を目指します。
- 市民ニーズを的確に把握し、市民や関係団体等の参画により、誰もが安全で安心して利用できる公園の整備を図ります。

【市民の取組】

- 公園・緑地が動植物の生息地や生育地となり、市の良好な自然環境を形成していることを認識しましょう。
- 歩道や沿道などの設備への緑化・美化活動には積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 配送時の駐車においては、周辺の交通状況に配慮し、作業時間の短縮を図り、交通の流れを妨げることをしないよう努めましょう。
- 従業員一人一人が高い社会意識を持ち、環境整備活動や地域ボランティアには積極的に参加しましょう。



まちなか花のオアシスガーデン（白岡地内）

（２）歴史・文化の保護

【市の取組（環境施策）】

- 白岡市文化財保存活用地域計画に基づき、地域の環境、景観などを含めた指定、未指定の文化財を一体のものとして捉え保護するとともに、市民と協働して地域の文化財を地域の手で守る取組の充実を図ります。
- 児童生徒や市民を対象とした学習講座、講演会、ワークショップなどの文化財学習の機会を充実し、文化財の重要性についての教育普及活動に努めます。
- 指定、未指定にかかわらず地域文化財の保存・活用を図り、文化財の総合的把握に関する調査研究活動を充実させ、その成果に関する積極的な情報発信に努めます。

【市民の取組】

- 身近な文化財や地域の環境、景観などを含めた歴史文化に関心を持つとともに、関心を持つ人の輪を広げましょう。
- 文化財愛護活動や学習会に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 市内の文化財を尊重し、地域の歴史文化を産業に取り込み活かす商品開発、営業活動に努めましょう。



忠恩寺山門（高岩地内）

取組の目標３．安全で安心して暮らせる都市空間をつくろう

(1) 計画的なまちづくりの推進

【市の取組（環境施策）】

- 都市計画マスタープランなどに基づき、水と緑が調和した計画的な土地利用の促進に努めます。
- 公共建築物の建設、道路や橋梁の整備、河川の改修などに当たっては、周囲の景観に調和した統一的なデザインや色彩の積極的な導入や、多自然型工法の採用、緑化などに努め、民間の景観への取組をリードします。また、国・県等の公共事業についても、地域景観に配慮するよう要請していきます。
- 歩道や交通安全施設などの道路環境の向上、ポケットパークや多目的トイレの整備、ユニバーサルデザインの積極的な導入の促進など、人にやさしいまちづくりを進めます。
- 土地区画整理事業等により整備された住宅地は、今後も良好な環境の維持・保全を図るとともに地域の活性化を図ります。
- 大規模小売店舗の進出に際しては、「大規模小売店舗立地法」に基づき、周辺地域の生活環境や景観の保持に努めます。
- 建築物は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づいて、ユニバーサルデザインの考え方に基づき整備を図ります。特に、公共建築物については、民間建築物の模範となるよう、より水準の高いバリアフリー化を図ります。
- 景観、環境等に配慮した道路整備を推進します。
- 関係団体と連携し、市民主体の花と緑を活かした観光まちづくりを促進します。
- 整備済みの公園等は、効果的な活用に向けて、市・市民・事業者の協力により、市民参加のシステムづくりやボランティア活動の組織づくりを行い、魅力あふれる緑の形成を図ります。

【市民の取組】

- 新築やリフォームを行う際には、環境にやさしいエコ建材や技術を取り入れ、住宅の省エネルギー化を図りましょう。
- 人や環境にやさしく、快適で豊かな生活の基盤となる地域づくり、まちづくり事業には、積極的に参加しましょう。
- 美しい景観が市の財産となることを認識し、景観向上のための意識の高揚を図りましょう。

【事業者の取組】

- 事業所の敷地内の緑化に努めましょう。
- 歩道など道路上で歩行の妨げになる看板等の設置はやめましょう。
- 人や環境にやさしく、快適で豊かな生活の基盤となる地域づくり、まちづくり事業には、積極的に参加・協力しましょう。

(2) まちの安全対策の推進

【市の取組（環境施策）】

- 大規模地震などの災害から市民の生命・財産を守るため、地震に強い建物づくりを進めます。
- 避難場所・避難路となる公園・道路等の防災空間の確保、防災上有効な緑化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。
- 空き地や空き家が周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じます。
- 公共施設のバリアフリー化など、市民が安心して外出できる環境の整備に努めます。
- 住宅改修の補助等により、市民の居住環境の向上を図るとともに、高齢者や障がい者等にやさしい住宅のバリアフリー化の普及を促進します。
- 歩道の幅員の確保、自転車道の整備を含む歩車道の分離、歩道段差の解消、誘導案内機能の充実など誰もが安心・安全に利用できる、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、歩行空間の整備を推進します。
- 住民にとって重要な移動手段となる鉄道やバス等の公共交通機関は、駅舎やバス停等ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共交通施設の整備に努めます。
- 地域の必要に応じて、防犯灯等の防犯施設の整備・充実を図るとともに、既設防犯灯についてはCO₂削減効果の高いLED照明化を進めるなど、適切な維持管理に努めます。
- 犯罪の起こりにくい環境づくりために、道路・公園等の樹木を剪定・伐採し、死角を作らないよう、維持管理に努めます。
- 広場・空き地の有効利用、公園・緑地の整備を推進し、身近な避難場所となるオープンスペースを確保します。
- 農地や河川の自然空間の保全により治水機能を保持します。

【市民の取組】

- 渋滞の原因や事業の妨げとなり、日常生活への支障となる違法駐車や路上駐輪をやめましょう。
- 人や環境にやさしく、快適で豊かな生活の基盤となる地域づくり、まちづくり事業には積極的に参加しましょう。
- 自己の土地・家屋を適切に管理し、安全で清潔な生活環境の保全に努めましょう。

【事業者の取組】

- 事業所の周辺、輸送や移動に伴う違法駐車や路上駐輪の防止に努めましょう。
- 事業所の新築・増改築に当たっては、耐震性、防災面、環境面などを考慮しましょう。
- 事業所敷地内において、倉庫や設備の点検を定期的に行い、日頃から防災への意識向上を図りましょう。

取組の目標４．きれいで清潔なまちをつくろう

(1) ごみの不法投棄の防止

【市の取組（環境施策）】

- 警察をはじめ関係機関及び地域住民との協力や環境パトロールを実施して、ごみの不法投棄に対する監視体制の強化に努めます。
- 道路、河川敷などに捨てられた不法投棄物の収集・処理を行うとともに、不法投棄防止看板の設置を行います。
- ごみ、たばこのポイ捨て、ペットのフンの後始末など、マナーの向上を推進します。
- 駅周辺の生活環境保持のため、駐輪スペースの確保や放置自転車の定期的な撤去、啓発活動等を今後も引き続き実施し、放置自転車対策を推進します。

【市民の取組】

- ごみ・たばこやペットボトル・空き缶等のポイ捨てをやめ、ペットのフンの後始末を徹底し、外出先にはごみ袋を持参し、ごみを持ち帰りましょう。
- 地域の清掃活動等に参加しましょう。
- 自己の土地・家屋の管理に責任を持ち、不法投棄の防止対策や衛生管理に努めましょう。

【事業者の取組】

- 市民や行政と連携し、情報を共有しながら、廃棄物の不法処理を防止する活動に協力しましょう。
- 事業所周辺の美化に努めましょう。
- 事業で発生した廃棄物は、事業主が責任を持って処分をしましょう。



環境美化運動

(2) 環境美化活動の推進

【市の取組（環境施策）】

- 各行政区や自治会等の協力を得て、ごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動を促進します。
- 子どもの頃からの環境美化教育、市民や事業者への啓発により、ごみの散乱防止を図ります。
- 公園、街路樹の整備と適切な管理など、公共空間の美化・緑化に努めます。
- 関係機関と連携し、害虫等の駆除・発生源対策に努めます。
- 有害鳥獣の駆除対策を実施し、農産物被害の拡大を防止します。
- 市民の水環境に関する学習機会の充実を図るとともに、市民主体による河川美化活動や水環境愛護活動を支援します。

【市民の取組】

- 周辺住民とともに環境美化運動に参加し、地域ぐるみでのごみの削減に努めましょう。
- 子どもの環境美化教育に努めましょう。
- 自宅や周辺の清掃活動に参加し、市内の美化に努めましょう。

【事業者の取組】

- 周辺住民とともに環境美化運動に参加し、地域ぐるみでのごみの削減に参加・協力しましょう。

■快適環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
公園緑地面積（再掲）	39.43ha	39.43ha	40.54ha
天然記念物の保全	4 件	4 件	4 件
住宅の耐震化率	93%	95%	概ね解消
不法投棄物回収（環境パトロール） 実施回数	月 4 回以上実施	月 4 回以上実施	月 4 回以上実施
ごみゼロ・クリーン運動参加者数	9,225 人	9,600 人	10,000 人
環境美化活動の実施支援団体数	延べ 20 団体	延べ 30 団体	延べ 40 団体

【地球環境に関すること】

地球のことを考えて行動し、いつまでも星がみえるまちを目指して

取組の目標 1．日常生活・事業活動から地球への配慮を考え行動しよう

(1) 温暖化対策に向けた緩和策の推進

【市の取組（環境施策）】

- 公共施設の電力調達については、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用・活用を積極的に推進している事業者から調達します。
- 公共施設は、石油依存度低下につながる再生可能エネルギー機器の導入・活用を推進します。
- 市民や事業者に対して、低公害車や次世代自動車の普及、ノーカーデー、エコドライブの促進を図ります。
- 市役所や公共施設の事務・事業に当たっての移動については、できる限り自転車や徒歩で移動します。
- 公用車の更新に当たっては、低公害車や次世代自動車への移行を進めます。
- 公用車の利用に当たっては、タイヤの空気圧のチェックなどの、点検・整備をこまめに実施します。
- 公用車の運転の際には不要なアイドリングをやめ、速度変化の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブに努めます。
- 防犯灯の更新及び新設に当たっては、CO₂削減効果の高い LED 照明など省エネルギーなものを選択します。
- 企業に対して、環境関連情報の提供に努めるなど、世界的な基準である ISO14001 認証取得を支援します。
- 公共施設においては、空調や照明の適正管理、3R（リユース・リデュース・リサイクル）、節水等を推進して、省エネルギーの取組を進めます。施設の更新等に当たっては、省エネルギー、再生可能エネルギー機器等の導入に努めます。
- 市民や市内の事業者に対して、冷暖房の適温管理や資源の再利用、省エネルギーの取組の普及を図ります。
- 創エネルギー・省エネルギー機器の設置に対する助成を行います。
- 限りある資源の大切さなど節水意識の向上を図ります。
- 市の事務事業にかかる委託業務に当たっては、委託業者に向けた環境配慮等の促進を行います。
- 省資源・省エネルギー等に配慮した環境負荷の少ない住宅の普及を図り、環境にやさしい住宅づくりを促進します。
- 温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す COOL CHOICE を推進します。
- 温暖化対策の一環として、公共施設等に緑のカーテンを設置するとともに、市民や事業者への普及啓発に努めます。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）を、市民・事業者者に周知します。
- エコライフ DAY の参加を広い世代、様々な主体に呼びかけます。
- 市の全域から排出される温室効果ガスの削減を目指した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に努め、市・市民・事業者の三者協働による総合的な温暖化対策を推進します。

【市民の取組】

- 自然環境について関心を持ち、家庭や様々なコミュニティにおいて、私たちの暮らしと環境の関わりについて、理解を深めましょう。
- これまでの生活活動を見直し、節水や節電に努め、日常における様々な無駄をチェックしましょう。
- 一人一人が省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーについての理解や知識を深め、再生可能エネルギー機器を導入しましょう。
- 外出の際には、できるだけ自転車や徒歩、公共交通機関を利用しましょう。
- 自動車を買替えるときには、低公害車や次世代自動車への移行を進めましょう。
- 自動車の利用に当たっては、タイヤの空気圧のチェックなどの、点検・整備をこまめにしましょう。
- 自動車で外出する際には不要なアイドリングをやめ、速度変化の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブに努めましょう。
- こまめに蛇口を閉める、泡切れのいい洗剤を選ぶ、シャワーヘッドに節水器を取り付けるなど、家庭内において節水を実践しましょう。
- 水道メーターなどを定期的に確認し、漏水の早期発見に努めましょう。
- 緑のカーテンを自宅に設置するなど、環境にやさしい取組をしましょう。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）などに積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 事業所内の温度を適正に管理し、消灯などの節電、節水を徹底し、備品の再利用など省エネルギーに努めましょう。
- ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを取得するなど、自主的な取組を行いましょう。
- 事業所や事業活動において省エネルギー・再生可能エネルギー機器の導入を図りましょう。
- 事業所の車両更新に当たっては、低公害車や次世代自動車への移行を進めましょう。
- 自動車の利用に当たっては、タイヤの空気圧のチェックなどの、点検・整備をこまめに実施しましょう。
- 走行の妨げとなる駐車はやめましょう。
- 駐車場やターミナルにおいて、アイドリングストップの徹底と啓発表示を行いましょう。
- 輸送や移動には低公害車や次世代自動車を導入し、環境保全や事故防止につながるエコドライブや物流の効率化を図りましょう。
- 事業所内の給水設備などを定期的に確認し、漏水の早期発見に努めましょう。
- 事業所に緑のカーテンを設置するなど、環境にやさしい取組をしましょう。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）などに積極的に参加しましょう。
- 通勤の際にはできるだけ自転車や徒歩、公共交通機関を利用しましょう。
- 温暖化対策の推進につながる環境保全団体に対する協力・支援や情報提供に努めましょう。

（２）温暖化対策に向けた適応策の推進

【市の取組（環境施策）】

- 河川や水路の改修、排水施設の整備、雨水流水対策等を推進します。
- 下水道管や雨水流出抑制施設等の適切な維持管理を行います。
- 市民、事業者への地震・洪水ハザードマップの周知徹底を図ります。
- 防災訓練や防災に係る出前講座などを通じて、市民の防災意識の向上を図ります。
- 地域の自主的な防災組織の育成を促進します。
- 公共施設におけるエアコンの使用に当たっては、適切な温度設定と機器の維持管理に努めます。
- 温暖化による気温上昇に伴い懸念される熱中症の予防に関する情報提供を行います。
- 温暖化による気温上昇に伴い懸念されるデング熱等の発生など、感染症リスクに関する情報提供を行います。
- 気候変動と生態系の変化に係る情報収集と提供に努めます。

【市民の取組】

- 家庭において、様々な知恵を活かしたクールビズやウォームビズを実践しましょう。
- 暑さ指数を確認できる熱中症モニターを携行しましょう。
- 気候の変化に応じた居住環境の選択やライフスタイルの工夫を心がけましょう。
- 地震・洪水ハザードマップを把握しましょう。
- 防災グッズを準備しましょう。
- 地域の防災活動に参加しましょう。
- 温暖化による気温上昇に伴い傷みやすくなる食品の衛生管理など、食中毒対策を図りましょう。

【事業者の取組】

- 事業所における室温の管理を徹底し、クールビズやウォームビズに努めましょう。
- 食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行いましょう。
- 防災グッズを準備しましょう。
- 災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討をしておきましょう。
- 事業活動における熱中症対策を徹底しましょう。

取組の目標2．ものを大切にしながら、ルールを守りごみを減らそう

(1) 3R（リユース・リデュース・リサイクル）の推進

【市の取組（環境施策）】

- 公共施設におけるごみの発生抑制及び省資源化の強化を図ります。
- 廃棄物の発生抑制と資源化に関する意識啓発と情報提供を行います。
- 家庭から出た剪定枝をチップ化する機械を貸し出して、自然の堆肥化によりごみの減量化を図ります。
- リサイクル資源となるペットボトルキャップや入れ歯、インクカートリッジなどの回収を推進します。
- 封筒、コピー用紙など、市・市民・事業者による再使用の促進を図ります。
- フリーマーケットなど、不用品の交換活動の活性化を図ります。
- 市の事務における物品の購入、使用、廃棄に当たっては、「グリーン購入法」に基づき、環境にやさしい物品等の購入を図るとともに、リサイクルの推進に努めます。
- 資源ごみの分別収集の徹底を図るとともに、PTA・子ども会などの団体による資源回収を促進し、リサイクルの推進を図ります。
- 学校給食の残菜の処理について生ごみ処理機による堆肥化に努めるとともに、地域や関係機関への活用を図ります。
- 3R（リユース・リデュース・リサイクル）活動を普及促進するため、「広報しらおか」などにより情報提供を行うとともに、学校や市民に向けた学習機会を設け、市民一人一人の意識の高揚を図ります。
- 市主催会議やイベント参加者へのマイボトル持参を呼びかけます。
- 埼玉県プラごみゼロウィークのPRを通じて、プラスチックごみを出さないライフスタイルへの変換を呼びかけます。

【市民の取組】

- 商品を選ぶときには環境に配慮した材料を用いているもの、長く大切に使えるものを選びましょう。
- 買い物をするときには、不要なものは買わず、エコバッグを携帯し、過剰な包装は断りましょう。
- 日常生活において廃棄物の3R（リユース・リデュース・リサイクル）を意識し、実践しましょう。
- 市民同士の交流を深め、互いに協力し合い、ごみの抑制や3R（リユース・リデュース・リサイクル）に努めましょう。
- 自らがリサイクルに努めるとともに、市などが行う分別・回収に積極的に協力しましょう。
- 再生品、リサイクル品等を積極的に利用しましょう。
- 資源ごみの分別を徹底するとともに、PTA・子ども会などの団体による資源回収に協力しましょう。
- ごみに関する環境学習やボランティア活動に参加し、ごみ問題の改善に向けて積極的に取組みましょう。
- ごみ収集時には分別を徹底し、ごみの資源化・再利用や、リサイクルコスト削減に努めましょう。

【事業者の取組】

- 製品の製造に当たっては、製造、使用から廃棄までの環境負荷の低減を図り、環境配慮設計を心がけましょう。
- 事業活動において廃棄物の3R（リユース・リデュース・リサイクル）を意識し、実践しましょう。
- 商品調達の際には、環境に配慮した商品を優先的に選ぶグリーン購入法の考え方を実践しましょう。
- 自らがリサイクルに努めるとともに、分別・回収に協力しましょう。
- 事業所内において、ごみ抑制に努めるとともに、従業員一人一人の意識啓発と市内の環境保全活動への参加を推進しましょう。
- 事業所内において、廃棄物の再資源化に積極的に取組みましょう。

（２）安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進

【市の取組（環境施策）】

- ごみ処理・し尿処理施設の適切な維持管理及び効率的かつ効果的なごみの分別・収集体制の確立を促進します。
- 産業廃棄物の適正な処理について、関係機関に対して適正な処理施設の設置を働きかけると同時に、事業者に対して適正処分に努めるよう促進します。

【市民の取組】

- ごみの分別やごみを出すときのルール・マナーを守りましょう。
- 電化製品を廃棄する際は、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に基づく適切な廃棄方法で行いましょう。
- 食べきり、水きり、使いきりの「3きり」を徹底しましょう。

【事業者の取組】

- 効率的なごみの分別に努めましょう。
- 事業所内で発生した廃棄物は適正に処理するとともに資源化を図り、ごみの減量化に努めましょう。
- 事業に伴うごみの抑制を図り、従業員の意識啓発に努めましょう。

■地球環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
住宅用太陽光発電システム設置助成による 最大出力量累計	83kW	425kW	850kW
防犯灯の LED 化率 (LED 化防犯灯／市内防犯灯総数)	30%	39%	46.5%
公共施設への太陽光発電システム設置基数	6 基	7 基	8 基
住宅用創エネ・省エネ機器設置費用 累計助成件数	50 件	250 件	500 件
市役所庁舎電気使用量	1,016,412kwh	955,427kwh	904,606kwh
市役所庁舎水道使用量	4,496m ³	4,226m ³	4,001m ³
公用車燃料使用量 (ガソリン、軽油)	21,096ℓ	19,830ℓ	18,775ℓ
コピー用紙購入枚数 (A 4 換算)	4,842,500 枚	4,551,950 枚	4,309,825 枚
環境学習会・講座累計参加者数	59 人	350 人	700 人
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	784g/人・日	746 g/人・日	738g/人・日 (R11 年度目標) ※
リサイクル率 (蓮田市を含む)	21.0%	25.3%	25.3% (R11 年度目標) ※
埋立処分量 (蓮田市を含む)	1,032t	794t	769t (R11 年度目標) ※
し尿・浄化槽汚泥処理量	7,394 kℓ	6,912 kℓ	6,780 kℓ (R11 年度目標) ※

※蓮田白岡衛生組合が策定した一般廃棄物処理基本計画で位置付けられた目標年次

※住宅用創エネ省エネ機器設置費用助成件数と環境学習会・講座累計参加者数の累計の目標は令和 3 年度以降の累計とする。



市内のスーパーマーケットに設置されているリサイクルステーション

【人づくりに関すること】
私たちの明日と未来のため、
あらゆる世代が環境問題に取り組むまちを目指して

**取組の目標1．地球環境問題や、市のより良い環境について考え、
取り組む人を育てよう**

（1）環境教育・学習の推進

【市の取組（環境施策）】

- ボランティア団体などと連携しながら、自然環境に関する学習会の開催など、学校や市民に向けた学習機会の拡大を図ります。
- 保育所や児童館などにおいて、児童や親子向けの環境学習、体験学習などを実施します。
- 環境関連事業の実施や、学校の授業における環境関連の副読本の活用などにより、学年に応じた環境教育や意識啓発を推進します。
- 学校や社会教育関係団体等と連携し、植栽・緑化活動、緑のカーテン事業などを通じた緑化意識の高揚やエネルギー問題に関する啓発を図ります。さらに、緑化活動を推進する人材の育成に努めます。
- 自然学習指導者や公園ボランティアなどの育成を図ります。
- 人づくりや社会教育において、エネルギーに関わる様々な環境問題と資源・エネルギーの消費及び排出物の増加につながる生活様式を見直す教育を進めます。
- 自然観察や自然保護のイベント等の情報を積極的に発信し、参加者の拡大を図るとともに、市民が自然を体験できるふれあい活動を推進します。
- 「ウィークエンドいきいき体験教室」など、親子で活動することができる学習機会の充実を図るとともに、「町ぐるみん白岡」の活動を支援し、多様なプログラムの提供に努めます。
- 学校において、避難訓練や交通安全教室、施設設備の安全点検・危機管理対策等を確実に実施し、児童・生徒の安全確保を図るとともに、自他の生命を尊重し、日常に潜む危険や自然災害に対して的確に判断し行動できる児童・生徒の育成を目指します。
- 自然や文化などの地域特性を活かし、まち独自の魅力を創出することができるイベントの開催を支援します。
- 街並みの緑地景観は、道路に接する塀や庭先、窓辺等の緑化が重要な要素となることから、緑化については、住民同士による自主的なルールづくりの支援を進めます。

【市民の取組】

- グリーンツーリズムなどのエコツアーに参加し、環境について楽しみながら学べる機会を多く持ちましょう。
- 自然観察会や環境学習に関心を持ち、参加しましょう。
- 家庭において、環境について話し合う機会を設け、一緒に考えましょう。
- 子どもたちが将来にわたり、健康的な食生活を実践できるよう、食に関する正しい知識を身につける「食育」への取組を行いましょう。
- 行政区や地域コミュニティなどで環境について話し合う機会を設け、様々な交流を通して、社会との関わりを深め、モラルの向上を図りましょう。

【事業者の取組】

- 市や地域における環境学習の機会などに参加するとともに、企業として協力しましょう。
- 事業所の環境への取組について、地域へ周知を図るため、事業所の見学会などを検討しましょう。
- 事業内容や環境保全活動を定期的に開示し、意見交換などを行い、社会の評価に耳を傾け、地域とのコミュニケーションを図りましょう。

（２）環境保全のための意識啓発活動の推進

【市の取組（環境施策）】

- 自然や自然観察のイベントなどについて、「広報しらおか」やホームページなどで積極的に情報発信をします。
- 各種行事における環境配慮製品やパンフレットなどの配布を通じて、市民の意識啓発を推進します。
- 人材バンクを活用した環境保全に関する意識啓発活動を展開します。
- 白岡市環境保全活動団体登録制度により、市内の環境に関連する団体の把握に努め、環境に関する情報提供や施策等の実施に当たって積極的な参加を呼びかけます。
- 地球環境に負荷の少ない生活への転換を促進するため、「広報しらおか」やパンフレット等により情報を提供するとともに、学校教育や社会教育等の機会を捉えて、温暖化対策に関する啓発を進めます。
- 市民が地球規模の環境問題を身近な問題として捉えて、常に地球環境を意識した取組を実践できるよう支援します。
- 学校や市民に向けた景観に関する学習活動を推進し、まちの景観づくりに対する市民意識の向上に努めます。

【市民の取組】

- 行政区や地域コミュニティなどで環境について話し合う機会を設け、様々な交流を通して、社会との関わりを深め、モラルの向上を図りましょう。
- 市の環境保全に対する取組や、環境関連のイベントや行事に積極的に参加しましょう。
- 環境に関連する団体同士の交流に努めましょう。
- 家庭や地域の身近なところから実践できる環境配慮行動を見つけて、実践しましょう。

【事業者の取組】

- 環境関連のイベントや行事に参加しましょう。
- 市の環境保全に対する取組に積極的に参加し、従業員の環境配慮行動を促すための体制やしくみをつくり、周知徹底に努めましょう。
- 事業内容や環境保全活動を定期的に開示し、意見交換などを行い、社会の評価に耳を傾け、地域とのコミュニケーションを図りましょう。
- 従業員に対して、環境保全に関する勉強会などを開催し、意識向上に努めましょう。

■人づくりにおける数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
環境学習会・講座累計参加者数（再掲）	59 人	350 人	700 人
生涯学習事業参加者数（自然・環境関係）	243 人	250 人	300 人
市内小・中学校における SDG s をテーマにした環境学習の実施	32 回	年間 48 回以上	年間 80 回以上
緑のカーテン活用講座累計受講者数	41 人	250 人	500 人
市民の白岡市環境基本条例の認知度 (名前も内容も知っている)	2.3%	10.0%	15.0%
市民の白岡市環境基本計画の認知度 (名前も内容も知っている)	3.1%	10.0%	15.0%

※環境学習会・講座累計参加者数と緑のカーテン活用講座累計受講者数の累計の目標は令和 3 年度以降の累計とする。

第5章 持続可能な社会を構築するためにチャレンジする リーディングプロジェクト

1. リーディングプロジェクトの考え方

本計画は、令和12(2030)年度までの10年間で実施する環境課題に対する取組の基本的な考え方を示したものです。白岡市は今後も都市化が進展し利便性が高まっていくまちですが、まちの中にはこれまでの市民生活とともに育まれてきた豊かな自然もあり、今後は自然環境の保全と都市化の両立が求められます。これは、白岡市がこれから持続可能なまちとして発展していくための重要なポイントであると言えます。

一方で、世界に目を向けると、持続可能な開発目標（SDGs）が、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択されました。SDGsは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも積極的に取り組まれているものです。

これらの背景から、白岡市が持続可能なまちとして発展するための取組は、世界の持続可能な開発にも貢献するものと捉えることができます。

本計画の目標年度とSDGsの目標年は同じであることから、SDGsへの白岡市としての貢献を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けて、中心的・先導的な役割や、次世代を視野に入れた長期的な視点で特に強力に進めるべき取組を「持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト」として位置づけるものとします。

リーディングプロジェクト1

低炭素社会から脱炭素社会の
実現にチャレンジする
**脱炭素社会を実現しよう！
プロジェクト**



リーディングプロジェクト2

多様な生物が生息・生育する環境づくり
にチャレンジする
**生物多様性を保全・創出しよう！
プロジェクト**



リーディングプロジェクト3

多くの市民が
環境づくりにチャレンジする
**環境を学び行動する市民を増やそう！
プロジェクト**



低炭素社会から脱炭素社会の 実現にチャレンジする 脱炭素社会を実現しよう！プロジェクト

市民アンケート調査では、リサイクルや省エネルギーに関して、「関心があり、日常生活で実施している」、「関心はないが、日常生活では実施している」の合計が約8割に達し、市民が日常生活においてリサイクルや省エネルギー活動を実践していることがわかりました。特に、70歳以上は実践している比率が9割を超えている一方で、10～20歳代で関心をもって実践している層が低く、若年層への意識啓発が求められます。

市では、「第二次白岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、公共施設の省エネ対策など、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。産業機能が誘致・強化され、新しい街並みが形成されている白岡市において、今後は市域全体を見据えた地球温暖化対策を推進していく必要があります。

我が国では、IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書において、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、令和32(2050)年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」と報告されたことを契機に、脱炭素社会に向けて、令和32(2050)年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、従来の「低炭素社会」から、一歩進んだ「脱炭素社会」の実現を目指した取組が求められています。

さらには、近年の気象災害の激甚化について、今も排出され続けている温室効果ガスの増加により、今後豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されており、将来世代にわたる影響が強く懸念されています。このような状況は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」と言われています。

こうした背景を踏まえ、CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、みどりなどによる吸収源による除去量との間の均衡による排出実質ゼロを目指した脱炭素社会を実現するための取組を推進することとします。

【参考：SDGsにおける「7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、 「13.気候変動に具体的な対策を」の目標の内容】

〈抜粋〉



- ・令和12(2030)年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- ・令和12(2030)年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- ・令和12(2030)年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



- ・全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
- ・気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- ・気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

脱炭素社会を実現するための取組

◆ 脱炭素社会の実現に向けた白岡市の地域全体の取組を強化します！

- 白岡市の全域から排出される温室効果ガスの削減を目指した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に努め、市・市民・事業者の三者協働による総合的な地球温暖化対策を推進します。

◆ 省エネルギー活動や再生可能エネルギー、高効率なエネルギーの利用を進めます！

- 公共施設は、石油依存度低下につながる再生可能エネルギー機器の導入・活用を推進します。
- 省資源・省エネルギー等に配慮した環境負荷の少ない住宅の普及を図り、環境にやさしい住宅づくりを促進します。

◆ 暮らしの中で身近に取り組める行動を促進します！

- 地球温暖化対策の一環として、公共施設等に緑のカーテンを設置するとともに、市民や事業者への普及啓発にも努めます。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）を行い、市民・事業者に周知します。
- エコライフDAYの参加を広い世代、様々な主体に呼びかけます。

◆ 白岡市の生活に潤いを与え、貴重な緑の保全と緑化を推進します！

- 市民と協力し、「ふるさとの森」をはじめ、里山林、屋敷林、社寺林などの残された樹木・樹林の保全・管理に努めます。
- 各家庭、学校、事業所などで草花や樹木の植え付けが行われ、緑豊かでやすらぎが感じられるようなまちづくりを促進します。

【市民の取組の例】

- 一人一人が省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーについての理解や知識を深め、再生可能エネルギー機器を導入しましょう。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）などに積極的に参加しましょう。

【事業者の取組の例】

- 事業所や事業活動において省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を図りましょう。
- 事業所内の温度を適正に管理し、消灯などの節電、節水を徹底し、備品の再利用など省エネルギーに努めましょう。

【数値目標】

- 住宅用創エネ・省エネ機器
設置費用累計助成件数
50件⇒500件
(R1) (R12)
- 公共施設への太陽光発電シ
ステム設置基数
6基⇒8基
(R1) (R12)
- 市役所庁舎電気使用量
1,016,412kWh⇒904,606kWh
(R1) (R12)
- 市民1人1日当たりのごみ
排出量
784g/人・日⇒738g/人・日
(R1) (R11※)

※蓮田白岡衛生組合が策定した一般廃棄物
処理基本計画で位置付けられた目標年次

多様な生物が生息・生育する環境づくりにチャレンジする 生物多様性を保全・創出しよう！プロジェクト

新たな街並みが形成されていく白岡市において、これまで市民生活とともに育まれてきた自然の豊かさは、より貴重なまちの資源となっていきます。8割以上の市民が身近な環境を快適であると感じており、その傾向は増加傾向にあります。

市民アンケート調査では、身近な環境を「快適」とする理由としては、「駅やスーパー、学校などが近い」、「緑が多く自然が豊か」、「静かで過ごしやすい」などが挙げられ、利便性の良さとともに、閑静な環境、自然の豊かさが評価されています。

また、自然を取り巻く社会情勢としては、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」、「生態系の多様性」の生物多様性の3つのレベルが豊かに保たれている社会を目指した生物多様性の保全が求められています。

「彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）」では市民のいきもの調査が実施されていますが、多様な生物が確認されており、白岡市の自然が豊かであることを示しています。一方、市内全体ではアライグマやミシシippアカミミガメなどの外来生物が確認されており、生物多様性を保全していく上での課題となっています。

こうした背景を踏まえ、白岡市の新しい街並みと自然が共生し、多様な生物が生息・生育するまちを目指した生物多様性の保全・創出に向けた取組を推進することとします。



【種の多様性】

鳥、魚、植物などいろいろな種類の生きものがいること。



【遺伝子の多様性】

同じ種でも形や模様、生態などに多様な個性があること。



【生態系の多様性】

各地に森林、草地、河川など様々なタイプの自然があること。

■生物多様性の3つのレベル

【参考：SDGsにおける「14.海の豊かさを守ろう」、
「15.陸の豊かさを守ろう」の目標の内容】

〈抜粋〉



- ・令和 2(2020)年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- ・あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。



- ・令和 12(2030)年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- ・自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、令和 2(2020)年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- ・令和 2(2020)年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

生物多様性を保全・創出するための取組

◆ 多様な生き物の息づくまちをつくります！

- 市内に生息する生き物などの調査を実施し、市民への情報提供を行います。
- 市民や関係機関と連携し、貴重な生物や在来種の保護、外来種の移入防止などの必要な保全措置を図ります。
- 公園や学校などの公共用地については、生態系に配慮して自然環境の創造に努めます。

◆ 市民も生き物も安心して共生できる緑や水辺などの保全・創造を推進します！

- 市民と協力し、「ふるさとの森」をはじめ、里山林、屋敷林、社寺林などの残された樹木・樹林の保全・管理に努めます。
- 市街化区域内の農地を生産緑地制度等により保全し、都市の緑地空間の確保を図ります。
- 農業・農村が持つ多面的機能が維持・発揮されるよう、国や県の交付金制度を活用した取組を進めます。
- 市内唯一のビオトープである柴山沼の維持管理に努め、親水空間の保全に努めます。
- 多自然型工法の採用による自然環境への配慮を河川管理者に働きかけ、河川等を整備・充実し、水辺環境の保全・創造に努めます。

【市民の取組の例】

- 減少傾向にある在来種の保全に努め、また、外来種についての情報や知識を共有し、むやみに動物を放さないようにしましょう。
- 敷地内に実のなる木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。
- 市内に生息する生き物に関心を持ち、保全する意識を持ちましょう。

【事業者の取組の例】

- 河川、森林、農地、湿地などが、様々な動植物の生息基盤となることを認識し、自然環境の保全に努めましょう。
- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょう。
- 外来生物などの有害鳥獣についての情報収集に努め、駆除活動に協力しましょう。

【数値目標】

- 市街化区域内の保存樹林の指定面積
20,388㎡⇒現状維持
(R1) (R12)
- 市街化区域内の保存樹木の指定本数
10本⇒現状維持
(R1) (R12)
- 公園緑地面積
39.43ha⇒40.54ha
(R1) (R12)
- 川の国広援団登録数
6団体⇒12団体
(R1) (R12)

リーディングプロジェクト3

多くの市民が環境づくりにチャレンジする 環境を学び行動する市民を増やそう！プロジェクト

市民アンケート調査の結果では、環境に関する情報提供や知識の増進が課題となっています。また、リサイクルや省エネルギー行動を実践していないと回答した理由については、「どのような取組をすれば良いのかわからない」という理由が多く挙げられています。

一方で、例えば、SDGs の認知度について市民全体では、「知らない」が約 6 割と高くなっていますが、10 歳代では、「言葉も内容や意味も知っている」が約 4 割と特に高く、学校等による環境教育の効果が見られます。さらに、市が重点的に取り組むべき施策としては、10 歳代が「環境問題に関する講演会や学習講座の開催」を求めている回答が多く、若者の環境教育等に対する要望が高いことがわかりました。

環境基本条例及び環境基本計画（改訂版含む）の認知度については、どの条例・計画においても、「名前も内容も知っている」は約 2～3%となっており、「名前も内容も知らない」が約 7 割と、ほとんどの市民に認知されていない状況となっています。

こうした背景を踏まえ、「白岡市環境基本条例」や「白岡市環境基本計画」のさらなる周知に努めるとともに、環境に対する知識の向上を目指した学びの機会の充実を図り、環境に関心を持ち、学び、行動する市民を増やすための取組を推進することとします。

【参考：SDGs における「4.質の高い教育をみんなに」、
「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の目標の内容】

〈抜粋〉



・令和 12(2030)年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



・政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
・貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間およびリーダーシップを尊重する。
・さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

環境を学び行動する市民を増やすための取組

◆ 多様な主体、世代が学べる機会を充実させます！

- ボランティア団体などと連携しながら、自然環境に関する学習会の開催など、学校教育や社会教育での学習機会の拡大を図ります。
- 保育所や児童館などにおいて、児童や親子向けの環境学習、体験学習などを実施します。
- 環境関連事業の実施や、学校の授業における環境関連の副読本の活用などにより、学年に応じた環境教育や意識啓発を推進します。
- 自然観察会や体験学習、各種環境関連の生涯学習講座等の実施、拡充を通じて、幅広い世代の市民に対する環境学習を促進するとともに、自然学習指導者や公園ボランティアなどの育成を図ります。
- 地球環境に負荷の少ない生活への転換を促進するため、「広報しらおか」やパンフレット等により情報を提供するとともに、学校教育や社会教育等の機会を捉えて、地球温暖化対策に関する啓発を進めます。

◆ 市民、事業者に対する白岡市の環境行政への理解を深める機会をつくります！

- 「広報しらおか」やホームページ、教育・学習の場、イベント時など様々な場所と場面で、「白岡市環境基本条例」、「白岡市環境基本計画」を周知する機会を作ります。

【市民の取組の例】

- グリーンツーリズムなどのエコツアーに参加し、環境について楽しみながら学べる機会を多く持ちましょう。
- 自然観察会や環境学習の機会に関心を持ち、参加しましょう。
- 家庭において、環境について話し合う機会を設け、一緒に考えましょう。

【事業者の取組の例】

- 市や地域における環境学習の機会などに参加するとともに、企業として協力しましょう。
- 事業所の環境への取組について、地域へ周知を図るため、事業所の見学会などを検討しましょう。
- 従業員に対して、環境保全に関する勉強会などを開催し、意識向上に努めましょう。

【数値目標】

- 環境学習会・講座累計参加者数
59人⇒700人
(R1) (R12)
- 市内小・中学校におけるSDGsをテーマにした環境学習の実施
年間32回⇒年間80回以上
(R1) (R12)
- 白岡市環境基本条例認知度（名前も内容も知っている）
2.3%⇒15.0%
(R1) (R12)
- 白岡市環境基本計画認知度（名前も内容も知っている）
3.1%⇒15.0%
(R1) (R12)

第6章 計画の推進方策

1. 計画の進行管理

(1) 進行管理の考え方

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施、点検・評価、見直しまでの流れを、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検・評価）→ Action（見直し）による環境マネジメントサイクルにより進行管理していきます。



(2) 進行管理の方法

進行管理については、リーディングプロジェクトに位置付けた施策、及び数値目標を中心に実施していきます。

具体的には、市の環境の状況や、施策の実施状況、数値目標の達成状況などを定期的に把握・調査し、これらの結果を「広報しらおか」やホームページを通じて市民に公表します。併せて、「白岡市環境審議会」、「白岡市環境政策推進会議」等への報告を行い、意見・提言をいただいたうえ、計画を見直し、それに基づくさらなる取組を実施していくものとします。

2. 計画の進捗状況や目標達成状況の公表

毎年、計画の進捗状況や目標達成状況について、「広報しらおか」やホームページ等を通じて市民・事業者へ公表していきます。

3. 計画の推進体制

（１）白岡市環境審議会

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただきます。また、環境施策に関する取組の実施状況及び目標の達成状況について報告し、意見・提言を受けます。

（２）白岡市環境政策推進会議

本計画に掲げた施策を組織的かつ計画的に推進するために、庁内組織である「白岡市環境政策推進会議」による点検・評価を行っていきます。

（３）白岡市環境ネットワーク（仮称）

市の環境の保全及び創造に向けて、市民・事業者等が、自発的な活動の協力や情報交換、意見交換等を行い、協働して取組を推進するためのネットワークづくりを進めます。

（４）広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取組が求められる課題や地球環境問題への対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

【資料 編】

- 資料 1：第 2 次白岡市環境基本計画の策定について（諮問）
- 資料 2：第 2 次白岡市環境基本計画の策定について（答申）
- 資料 3：白岡市環境審議会名簿
- 資料 4：白岡市環境基本計画見直し庁内検討委員会名簿
- 資料 5：白岡市環境基本計画見直し庁内検討委員会設置規程
- 資料 6：白岡市の環境の現況
- 資料 7：環境に関する市民・事業者アンケート調査
- 資料 8：白岡市環境基本条例
- 資料 9：用語集

資料Ⅰ 第2次白岡市環境基本計画の策定について（諮問）

環 第 224 号
令和2年10月6日

白岡市環境審議会
会長 三宅 敏郎 様

白岡市長 小 島 卓

第2次白岡市環境基本計画の策定について（諮問）

下記の件について、白岡市環境基本条例（平成22年条例第12号）第8条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

第2次白岡市環境基本計画（案）について

資料2 第2次白岡市環境基本計画の策定について（答申）

環 審 第 7 号

令和3年2月3日

白岡市長 藤井 栄一郎 様

白岡市環境審議会

会長 三宅 敏郎

第2次白岡市環境基本計画の策定について（答申）

令和2年10月6日付け環第224号で諮問のあった第2次白岡市環境基本計画の策定について、本審議会の意見を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

当審議会は、「第2次白岡市環境基本計画（案）」について諮問を受け、慎重に審議を重ねて参りました。

諮問された計画案は、当市の環境の保全と創造を長期的な視点から見据え、市・市民・事業者の三者協働で取り組む望ましい環境像が示されている計画であること、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、人づくりに関する基本目標ごとに具体的な数値目標が示されているなど、総体的に妥当であるとの結論に至りましたので答申いたします。特に、平成27(2015)年9月の国連サミットでの「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標であるSDGsにおける、持続可能な開発を目指すための17の目標と、本計画との関連性を明確にし、「持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト」として、SDGsに対する白岡市の姿勢を示したことを高く評価します。

なお、これらを踏まえて、本計画の推進に当たっては、次のことに配慮し、施策の実効性を高めることを強く要望します。

1 情報発信について

本計画の策定に当たり実施した市民・事業者アンケートの結果では、白岡市環境基本条例や、平成23年3月策定の白岡町環境基本計画、平成28年3月策定の白岡市環境基本計画（改訂版）についての認知度が低いという課題が明らかとなりました。市・市民・事業者が三者協働でより良い環境づくりを行っていくには、まずは本計画を市民や事業者によく知ってもらうことが必要不可欠です。広報やホームページ、教育・学習の場、イベント時などの様々な場面で、本計画を知ってもらえる機会を作るように努めることを要望します。

2 身近な環境問題について

審議会では耕作放棄地の管理の問題など、地域における身近な課題について多く議論しました。身近な課題ほど、簡単には解決し難い問題が多いの事実ですが、市民にとっては最も重要で切実な課題となります。市としても可能な限り、積極的に関係機関や地域と連携して、市民の声に耳を傾け、適切に対処していただくことを要望します。

3 本計画や市の環境に関する周知方法について

環境問題に対する取組は、市・市民・事業者の三者協働が基本となります。しかし、環境に関する用語や説明は、専門的なものも多く、市民が理解するには難しい内容もあると考えます。本計画には巻末に用語集があり、また、概要版や学校版のパンフレットを作成し、市民や子どもたちに配布することとなっていますが、そういった市民や子どもたちにとってもわかりやすい資料や、各機関が発行している環境問題に関する一般向けの資料などを活用して、今後の計画の推進に当たっては、市民が環境問題について理解しやすいように努めることを要望します。また、市内で活動する環境に関する専門家や団体とも連携し、まちの環境の実態に即した課題について、より一層の市民への周知に努めることを要望します。

4 新たな時代の環境への取組について

S D G s への白岡市としての貢献を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けて、特に強力に進めるべき取組として位置づけられた、「持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト」の中の一つに、「脱炭素社会を実現しよう！プロジェクト」が設定されました。従来の「低炭素社会」から、一步進んだ「脱炭素社会」の実現は、新たな時代を迎えるに当たって実現すべき社会であると考えます。

一方で、実現に当たっては、大きなハードルがあるものと考えられます。しかし、人類や全ての生きものにとっての生存基盤を揺るがす、「気候危機」が顕在化している近年において、脱炭素社会の実現は避けては通れない課題の一つです。このことから、「脱炭素社会」は、長期的な視点を持ちつつ、社会情勢を踏まえ、三者協働で実現に向けて着実に進めていくことが重要と考えます。

それには、まず市民一人一人の省エネルギーへの心掛けや、自動車の運転に当たってのエコドライブの実践など、日常においてできること、そして足元からの取組を促進しながらも、環境負荷を低減するための技術革新の状況などについても積極的に情報収集し、新たな時代の白岡市の環境がより良きものとなるよう努力することを要望します。

資料3 白岡市環境審議会名簿

区 分	氏 名	団 体 名 等	備 考
(第1号委員) 学識経験者 (2名)	三宅 敏郎	日産化学株式会社 生物科学研究所所長	会長
	齋藤 俊治	環境行政経験者	
(第2号委員) 関係団体の長 が推薦した者 (6名)	久保木 孝夫	白岡緑と土の会	副会長
	渡邊 昇子	白岡市薬剤師会	
	廣瀬 秀男	白岡市行政区長会	
	弓木 裕一	白岡市商工会	
	浅野 悦子	白岡市ボランティア連絡会	
	川岡 直美※	白岡市PTA連絡協議会	
(第3号委員) 公募に応じた者 (2名)	青木 伸行		
	福田 慎太郎		

任期：令和元年7月3日から令和3年7月2日まで

(※：令和2年7月3日から令和3年7月2日まで)

資料4 白岡市環境基本計画見直し庁内検討委員会名簿

氏 名	所属課	関係する係・担当	関係する事務	備 考
大橋 寛枝	環境課	—	—	委員長
鬼久保 晃一	環境課	—	—	副委員長
長島 雅治	企画政策課	政策調整担当	まちづくりの推進	
小林 裕太	安心安全課	防災担当	災害対応	
伍井 優	財政課	管財担当	公用車、庁舎等の維持管理	
中野 立士	地域振興課	市民協働担当	住民協働、NPO、ボランティア	
新井 和久	農政課	農政担当	農業振興、特産農産品	
山本 久美子	子育て支援課	子育て支援担当	児童・親子向けの環境学習	
早津 敦	高齢介護課	地域支援担当	高齢化社会対策	
宮内 康宏	街づくり課	公園担当	公園、緑地	
岡安 哲明	道路課	管理担当	道路橋りょう、河川、水路	
大山 武士	新土地利用推進課	事業推進担当	土地利用の推進	
岡野 留美子	建築課	建築担当	建築、開発	
森谷 義雄	下水道課	管理担当	公共下水道、市街地排水路、合併処理浄化槽	
長島 紀彦	教育総務課	施設管理担当	学校施設の維持管理	
石島 隆志	教育指導課	指導担当	児童・生徒の環境学習	
齋藤 三彦	学び支援課	学習支援担当	生涯学習	

資料5 白岡市環境基本計画見直し庁内検討委員会設置規程

白岡市環境基本計画見直し庁内検討委員会設置規程

平成 27 年 7 月 31 日

訓令第 9 号

改正 平成 30 年 3 月 26 日訓令第 7 号

平成 31 年 3 月 29 日訓令第 4 号

令和 2 年 6 月 5 日訓令第 6 号

白岡市長 小 島 卓

(設置)

第 1 条 白岡市環境基本条例（平成 22 年白岡町条例第 12 号）第 8 条に規定する環境基本計画の見直しに当たり、庁内における協力、統合等を図り、環境基本計画の見直しに反映させるため、白岡市環境基本計画見直し庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画の見直しに係る調査、研究等に関すること。
- (2) その他環境基本計画の見直しに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民生活部環境課（以下「環境課」という。）課長の職にある者を、副委員長は、環境課課長補佐又は環境課主幹の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、環境課において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 5 日訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（平 31 訓令 4・令 2 訓令 6・一部改正）

総合政策部企画政策課政策調整担当 同部安心安全課防災担当 同部財政課管財担当 市民生活部地域振興課市民協働担当 同部農政課農政担当 健康福祉部子育て支援課子育て支援担当 同部高齢介護課地域支援担当 都市整備部街づくり課公園担当 新土地利用推進課事業推進担当 同部道路課管理担当 同部建築課建築担当 上下水道部下水道課管理担当 学校教育部教育総務課施設管理担当 同部教育指導課指導担当指導主事 生涯学習部学び支援課学習支援担当

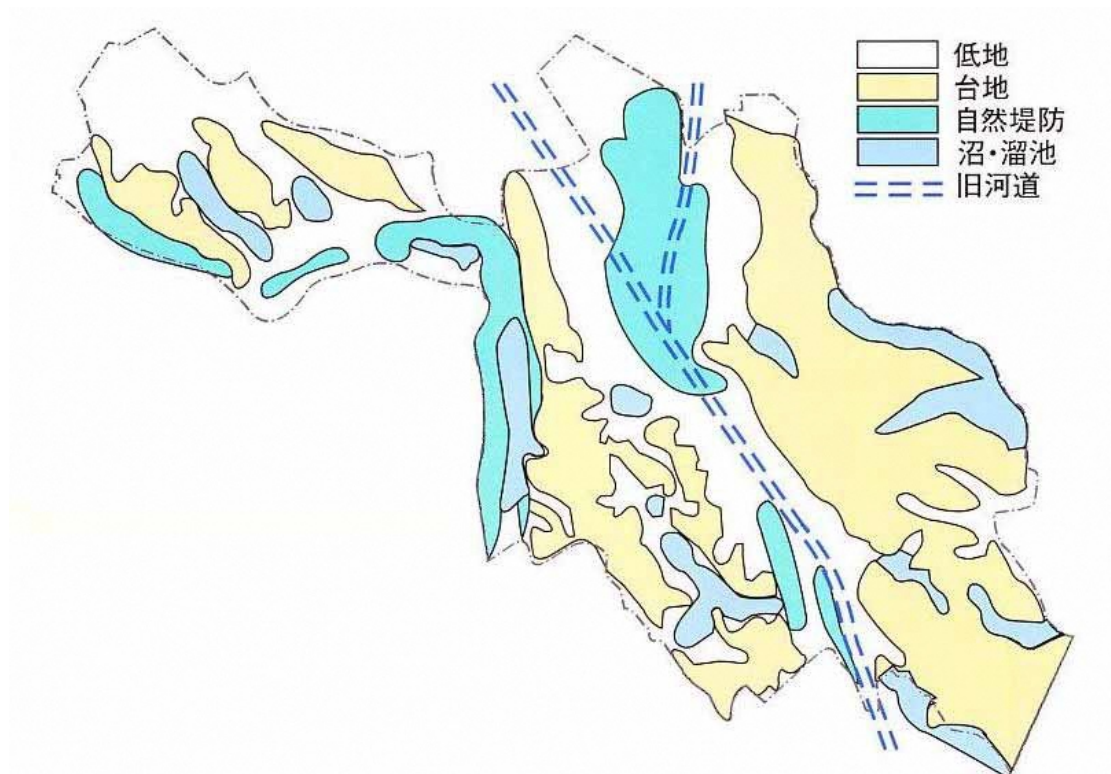
資料6 白岡市の環境の現況

1. 自然環境

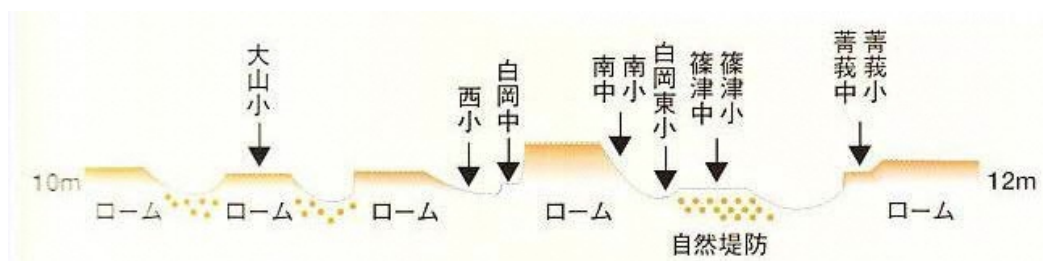
(1) 地形・地質

白岡市の地形は、台地と低地が入り組んだ複雑な地形をなしており、台地と低地の区分は、10mの等高線とほぼ一致しています。台地は箱根火山噴火時の降灰が堆積した赤土（関東ローム層）が表土を覆い、その下部には砂と礫を含んだ層がみられます。

低地は、利根川や支流の氾濫などによって土砂が運ばれ、堆積してできた沖積地です。



■地形断面図



資料：白岡市教育委員会

■地形断面図

(2) 水象

市内の河川は、国の一級河川に指定されている野通川、元荒川、星川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川の7河川があります

用水は、見沼代用水やその支流の黒沼用水・笠原沼用水が市の中央部及び東部を流れ、水田耕作の水源となっています。

市の西側にある柴山沼は、川越市の伊佐沼に次ぐ県内第2位の面積を誇る自然沼であり、年間を通して多くの人が訪れています。



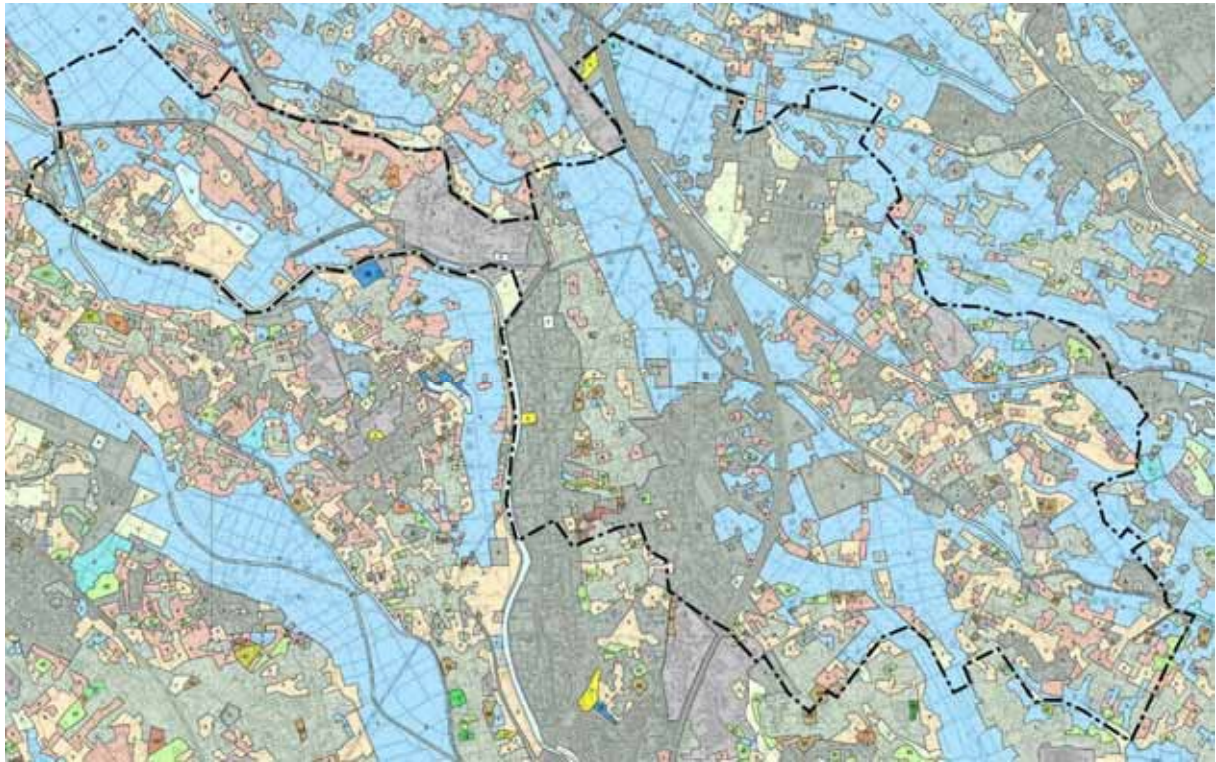
資料：白岡市 HP

■河川図

(3) 植生

白岡市の植生は、低地部では水田雑草群落、台地部では果樹園、畑雑草群落が大部分を占めており、農地に伴う植生が緑の主体をなしています。

また、台地部の所々にクヌギ-コナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林などの樹林地が点在し、本市の旧来の自然や景観をとどめる貴重な場となっていますが、近年では開発に伴い、減少の傾向にあります。



植生図 凡例

20 シラカシ屋敷林	74 マダケ・ハチク林	b 水田雑草群落
45 クヌギ-コナラ群落	h ゴルフ場・芝地	k 市街地
47 アカシデーイスシデ群落 (V11)	f 路傍・空地雑草群落	i 緑の多い住宅地
102 アカマツ群落 (V11)	e 果樹園	L 工場地帯
66 スギ・ヒノキ・サワラ植林	a 畑雑草群落	w 開放水域

資料：第6回・第7回自然環境保全基礎調査（環境省、平成12年度作成）

■現存植生図

(4) 動物

白岡市には、かつては樹林地、草地、農地などに生息する多様な動物がみられましたが、開発の進展とともに自然環境に依存の強い動物類は減少し、現在では都市部に適応した鳥類や樹林等に支えられる昆虫類などにより動物相が形成されています。近年では水質の改善などにより、ウナギ、ナマズなどの魚類のほか、トンボなどの昆虫が徐々に回復しつつあります。

一方で、住宅地におけるスズメバチの営巣や、県内でのセアカゴケグモ、クビアカツヤカミキリの発見、アライグマやハクビシンによる農作物被害、温暖化や外来種など、生き物に係る問題が顕著になってきています。

「白岡町史資料 7 自然（昭和 62 年）」や、地元周辺の専門家によるヒアリングなどによると、白岡市に生息する動物類の概況は次のとおりです。

①ほ乳類

アナグマ、テンなどは、大正、昭和初期以降みられなくなりました。

イタチは減少しましたが、まれにみられます。

近年では、キツネやげっ歯類（アカネズミ、ハタネズミ、カヤネズミなど）の目撃情報がありました。

②鳥類

かつては、山林や草地、水辺に生息する多様な鳥類がみられました。近年では、キジ、カワセミはたまにみられますが、ウズラ、トビなどは、ほとんどみられなくなりました。

よくみられる鳥類としては、キジバト、カラス、オナガ、ヒヨドリ、ムクドリなど、住宅街でもみられるもの、また、田畑に多いツグミ、カルガモ、チュウサギなどとなっています。

③は虫類

ヘビ類、カナヘビ・トカゲは減少しましたが、農村部では確認できます。スッポンはすっかりみられなくなりました。また、外来種ではミシシippアカミミガメなどがみられます。

④両生類

かつてみられたイモリは、戦後急速に減少し、全くみられなくなりました。アカガエルもみられなくなりましたが、アマガエルは減少したものの水田等でみられるほか、トウキョウダルマガエル、ヌマガエル、ヤモリもみられます。

⑤魚類

ドジョウは、戦後急速に減少しましたが徐々に戻りつつあります。ウナギ、ナマズは減少傾向にあります。コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、モツゴは確認できます。

一方では、ブラックバス、ブルーギル、カダヤシなどの外来種が増えてきています。

⑥昆虫

タガメ、ゲンゴロウなど、水田等に棲む水生昆虫類は昭和 40 年代にみられなくなりました。

トンボ類も昭和 40 年代に激減しましたが、ヤブヤンマ、ナツアカネなどは近年復活し、イトトンボ、シオカラトンボなども再び姿をみせはじめました。

バッタ・コオロギ類は、草原が減った分だけ減少しスズムシ、マツムシ、ウマオイ、クツワムシなどは、ほとんどみられなくなりました。セミ類は、樹木・果樹の多いところでみられます。甲虫類は、開発で自然が減った分だけ減少していますが、タマムシ、クワガタムシ、カブトムシなどもみられます。

(5) 貴重な自然

① ふるさとの森

埼玉県では「ふるさと埼玉の緑を守る条例」に基づき、埼玉らしさを感じさせるまとまった樹林地などを「ふるさとの緑の景観地」や「ふるさとの森」として知事が指定し、その保全に努めています。

市内においても、「ふるさとの森」として4箇所が指定されていましたが、そのいずれもが県の指定期限満了を迎え、引き続き白岡市が「ふるさとの森」として指定しました。

現在、市内には3箇所の「ふるさとの森」が指定され、住民から親しまれています。

市内に残される樹林地の多くは、屋敷林や社寺林となっていますが、「彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）」は、市内にわずかに残された雑木林のひとつであり、コナラ、クヌギ、イヌシデ、エゴノキなどの落葉樹と、シラカシ、ヒサカキ、シロダモなどの常緑樹がみられます。また、埼玉県レッドデータブック 2011 植物編における準絶滅危惧種のシュンランも自生しています。

「彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）」は、平成 22(2010)年度の埼玉県の「まちのエコ・オアシス保全推進事業」により、森の一部を土地所有者の御協力により公有地化し次世代に継承していくことになりました。現在、市民ボランティアが中心となり保全・管理されています。

■白岡市の「ふるさとの森」指定状況

No.	名 称	所在地	面 積	指定期間
1	彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森	彦兵衛	1.21ha	平成 9 年 3 月 31 日～令和 4 年 3 月 31 日
2	白岡東地区ふるさとの森	白岡	0.54ha	昭和 56 年 4 月 4 日～令和 3 年 3 月 31 日
3	八幡神社社叢ふるさとの森	白岡	0.51ha	〃

資料：環境課



■彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）

②保存樹木・保存樹林

白岡市では緑豊かな住みよい自然環境づくりを目指し、市内に残る健全で美観にすぐれ、市民に親しまれている樹木並びに樹林を保存樹木・保存樹林に指定し、その維持管理に対して奨励金を交付しています。

現在、9箇所の保存樹林、10本の保存樹木が指定されていますが、様々な事情で伐採されるなどして、指定解除される保存樹木も多く、一層の保全施策が求められます。

■保存樹林指定状況

No.	指定番号	所在地	所有形態	面積 (㎡)	指定年月日
1	1	白岡	社寺	3,066	昭和 61 年 5 月 15 日
2	2	白岡	個人	5,089	〃
3	8	白岡	個人	1,044	〃
4	9	白岡	個人	797	〃
5	10	白岡	個人	4,403	〃
6	15	篠津	社寺	736	〃
7	16	小久喜	社寺	2,207	平成 2 年 7 月 26 日
8	19	白岡	個人	1,785	平成 16 年 4 月 1 日
9	20	白岡	個人	1,261	平成 18 年 4 月 1 日

資料：環境課

■保存樹木指定状況

No.	指定番号	所在地	所有形態	樹種	幹周り (m)	樹高 (m)	指定年月日
1	9	篠津	社寺	イチヨウ	2.40	20	昭和 61 年 5 月 15 日
2	10	篠津	社寺	イチヨウ	2.15	20	〃
3	12	篠津	社寺	ケヤキ	2.15	20	〃
4	14	篠津	社寺	シイ	2.40	18	〃
5	24	白岡	個人	イチヨウ	1.80	16	〃
6	28	白岡	個人	カキ	1.60	15	〃
7	37	篠津	個人	ケヤキ	2.90	16	〃
8	38	小久喜	寺社	イチヨウ	2.22	20	平成 31 年 2 月 1 日
9	39	小久喜	寺社	イチヨウ	2.52	20	〃
10	40	小久喜	寺社	スギ	2.08	20	〃

資料：環境課



■保存樹林（篠津地内）

③ひこべえの森生き物調査

ひこべえの森では、市民やボランティアによる生き物調査を実施しています。令和2年度の調査では、以下のような動植物が確認されています。



出典：地理院タイル（ベースマップ標準）に対象範囲を追記して掲載

■ひこべえの森位置図

1) 動物編

① ニホンアマガエル <i>Hyla japonica</i> 無尾目アマガエル科		
指定状況	指定なし	
分布	北海道・本州・四国・九州・佐渡島・大隅諸島等	
生息環境	海岸付近から市街地の植え込みや公園、草原から高山帯付近まで生息している。	
生態特徴	背中には黒い斑紋が出ることもあるが、なめらかで突起物はほとんどない。緑色や灰褐色の体色をしていることが多いが、周囲の環境によって灰色から緑色へ、あるいはその逆へと体色を変えることができる。雄はのどを大きく膨らませて鳴く。産卵には、水田、沼や湿地、雨後の水たまりなどの止水が利用される。	

出典：「決定版日本の両生爬虫類」（H24年、平凡社）
「野外観察のための日本産両生類図鑑」（H30年、緑書房）

②ニホンカナヘビ <i>Takydromus tachydromoides</i> 有鱗目カナヘビ科		
指定状況	埼玉県レッドデータブック動物編 2018 ：RT（地帯別危惧）	
分 布	北海道・本州・四国・九州と周辺の島等	
生息環境	平地から低山地のやぶや草地、庭先などに生息している。	
県内分布	台地・丘陵帯を中心に、低山帯から低地帯まで広く分布しているが、緑地面積の減少による生息適地の減少、道路等造成に伴う生息地の分断などによって、個体数の減少がみられる地域がある。都市化の進行している県南部、開発が盛んな県東部ではこの傾向が顕著である。	
生 態 特 徴	全長の 2/3 を占める長い尾と、かさついた感じのうろこが特徴。褐色の黄色で、腹面は灰色から黄色みを帯びた白色。側面には細い白癖と太い黒褐色線が走る。繁殖期は 3-9 月。交尾は春先から始まり、雄は交尾の途中に雌の腹部を噛むため、交尾後の雌には V 字型の噛みあとが多数みられる。夜は草の上や落ち葉の下で休む。	

出典：「決定版日本の両生爬虫類」（H24 年、平凡社）
「野外観察のための日本産爬虫類図鑑」（H30 年、緑書房）

② ショウリョウバッタ <i>Acrida tuurrita</i> 直翅目バッタ科		
指定状況	指定なし	
分 布	本州・四国・九州・沖縄	
生息環境	明るい草地に生息している。	
生 態 特 徴	雌雄で著しく大きさが違い、雌に比べ雄は小さく細長い。体色は全体緑色または灰褐色。個体により白線や白点を装うことがある。飛ぶときにキチキチと音を立てる。	

出典：「原色昆虫大図鑑Ⅲ」（昭和 63 年、北隆館）

④キアゲハ <i>Papilio machaon</i> チョウ目アゲハチョウ科		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州	
生息環境	日当たりのよい草地に生息している。	
生 態 特 徴	通常は年 2 回、暖地では年 3-4 回の発生。山頂の草地に好んで集まり、占有する習性が強い。食草はセリ科植物であるが、キハダ、ミカン類などのミカン科植物を野外で食う場合もある。	

出典：「原色昆虫大図鑑Ⅰ」（昭和 56 年、北隆館）
「フィールドガイド 日本のチョウ」（令和元年、誠文堂新光社）

⑤ナガサキアゲハ <i>Papilio Memnon</i> チョウ目アゲハチョウ科		
指定状況	指定なし	
分 布	本州（関東以西）・四国・九州・沖縄	
生息環境	人家の周辺に多く生息している。	
生 態 特 徴	年 3 回、4 月下旬より姿を見せる。九州南部では 3-5 回の発生。緩やかに飛び、雄は地面で吸水することがある。食草はミカン類であり、ときに、カラタチ・ヒラミレモンに幼虫が見られることもある。	

出典：「原色日本蝶類図鑑」（昭和 51 年、保育社）

「フィールドガイド 日本のチョウ」（令和元年、誠文堂新光社）

⑥カブトムシ <i>Allomyrina dichotoma</i> 鞘翅目コガネムシ科		
指定状況	指定なし	
分 布	本州・四国・九州・沖縄	
生息環境	クヌギなどの木に生息している。	
生 態 特 徴	雄には頭部と前胸背の角状突起があるが雌にはなく、上翅は鮫膚状で軟毛がやや密に生えている。クヌギなどの樹液に集まり、灯火にも飛んで来る。幼虫は朽木、おがくず、堆肥の中などにいる。	

出典：「原色昆虫大図鑑Ⅱ」（昭和 59 年、北隆館）

⑦キジ <i>Phasianus colchicus</i> キジ目キジ科		
指定状況	指定なし	
分 布	本州・四国・九州・種子島・伊豆諸島	
生息環境	平地から山地の明るい林、林縁、草原、農耕地などに生息している。	
生 態 特 徴	雄は赤い顔と緑の胸が目立ち長めの尾をした日本の国鳥。雄は赤い顔を膨らませて求愛する。巣は地面を浅く掘り凹ませてつくられた簡単なもので、産卵期は 4-7 月。主に地上を歩いて餌をとり、草の葉や実、昆虫やクモなどを食べる。夜のねぐらは樹上にとる。	

出典：「山溪カラー名鑑日本の野鳥」（昭和 60 年、山と溪谷社）

「日本の鳥 550 山野の鳥」（平成 26 年、文一総合出版）

⑧コゲラ <i>Dendrocopos kizuki</i> キツツキ目キツツキ科		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州・南西諸島・伊豆諸島	
生息環境	平地から山地の林に生息している。	
生 態 特 徴	黒と白の模様をした小さなキツツキ類。林の中の枯れ木や、枯れかかった木にくちばしで穴を掘って巣とし、5-7個の卵を産んで、つがいが共同で抱卵、育雛をする。主に昆虫類を餌とし、秋冬でも樹皮の下から虫を探して食べる。秋冬には単独またはシジュウカラ類の群れやメジロなどとともに行動すること多いが、自分の縄張りからはあまり出ない。	

出典：「山溪カラー名鑑日本の野鳥」（昭和 60 年、山と溪谷社）

「日本の鳥 550 山野の鳥」（平成 26 年、文一総合出版）

2) 植物編

①ヒメコウゾ <i>Broussonetia monoica</i> クワ科カジノキ属		
指定状況	指定なし	
分 布	本州（岩手県以南）・四国・九州（奄美大島まで）	
生息環境	低山地の林縁/落葉低木	
花 期	4-5 月	
特 徴	葉身は薄くゆがんだ卵形で、長さ 4-10cm、幅 2-5cm。ときに、2-3 片に深く裂け、先は尾状に長くとがる。縁に先のやや鋭い鋸歯が多数あり、表面は短毛が散生、裏面には脈状にあら毛がある。雌雄同株であり、若枝の葉腋ごとに 1 個の花序を伸ばす。新枝上部の葉腋に雌花序、下部に雄花序がつく。雌花の花被は袋状で、花柱は赤色で長さ 5mm、下部にごく短い突起がある。子房は下部が狭くなり、ごく短い柄がある。果実が熟すと花被は肥大して液質となり、赤色。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

②サンショウ <i>Zanthoxylum piperitum</i> ミカン科サンショウ属		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州	
生息環境	低山地の林内/落葉低木	
花 期	4-5 月	
特 徴	葉の基部近くの枝に長さ 3-10mm ほどのとげがある。葉は互生し、長さ 5-18cm、9-19 枚の小葉からなる。小葉は卵形または卵状楕円形で、長さ 1-5cm、幅 0.5-2cm、先は短く浅く 2 裂し、基部は鈍形または円形である。縁にあらい鈍鋸歯があり、表面は主脈がへこんで毛があり、裏面は無毛で油点が散生する。花柄は長さ 1-2mm。花被片は 7-8 個、狭披針形で先がとがり、長さ約 2mm。果実は 1-3 個の分果に分かれ、分果は楕円状球形で長さ約 5mm、赤色でしわがある。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

③コナラ <i>Quercus serrata</i> ブナ科コナラ属		
指定状況	指定なし	 
分 布	北海道・本州・四国・九州の温帯下部から暖帯	
生息環境	向陽の山野/落葉高木	
花 期	4-5 月	
特 徴	幹は高さ 15m、径 60cm に達する。樹皮は灰白色で縦に不規則な割れ目がはいる。葉身は長楕円形、先は鋭尖形または鋭形となり、縁には鋭頭又はやや丸みを帯びた鋸歯がある。葉の表面は緑色で、はじめは絹毛があるが次第に落ちて無毛となり、光沢がでる。葉の裏面は小さな星状毛と絹毛があって灰白色。関東・中部・近畿地方の暖帯では、二次林の優占種の一つとなっている。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

④クヌギ <i>Quercus acutissima</i> ブナ科コナラ属		
指定状況	指定なし	
分 布	本州（岩手県・山形県以南）・四国・九州・沖縄	
生息環境	山地、丘陵地/落葉高木	
花 期	4-5 月	
特 徴	幹は高さ 15m、径 60cm に達する。樹皮は灰褐色で不規則に割れる。葉は長楕円状披針形で互生し、先は尖鋭形。葉の表面は初め軟毛があるが、しだいに無毛となる。葉の裏面は黄褐色の脱落性軟毛を密生するが、のちに中脈や側脈の毛を散生するのみで淡い緑色となる。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑤ゴンズイ <i>Euscaphis japonica</i> ミツバウツギ科ゴンズイ属		
指定状況	指定なし	
分 布	本州（茨城県及び富山県以西）・四国・九州・沖縄	
生息環境	暖帯の二次林または林縁/落葉小高木	
花 期	5-6 月	
特 徴	高さ 3-6m、とき 10m になる。葉は対生し、奇数羽状複葉で長さ 10-30cm、幅 6-12cm。柄は長さ 3-10cm で中軸ともに毛がない。小葉柄は、側小葉では長さ 1-12mm、頂小葉では 2-3cm とより長く短毛がある。時に頂小葉を欠く。小葉は狭卵形、かたくて表面に光沢があり、長さ 5-9cm、幅 2-5cm 鋭頭尖頭。黄白色の花が咲く。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑥ウド <i>Aralia cordata</i> ウコギ科タラノキ属		
指定状況	指定なし	
分 布	南千島・北海道・本州・四国・九州	
生息環境	山野/大形の多年草	
花 期	8-9 月	
特 徴	茎は太く、短毛があり、高さ 1-1.5m になる。葉は互生し、広くて大きい 2 回羽状複葉、広三角形でほぼ水平に広がる。葉柄の基部に小托葉がある。小葉は柄がないか短い柄があり、卵形～長楕円形、長さ 3-30cm、幅 3-20cm、先は鋭尖形、縁に細鋸歯があり、両面に短毛がある。散形花序が複総状に集まり大きな花序となる。花柄には褐色の綿毛が密生する。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑦ヘクソカズラ <i>Paederia foetida</i> アカネ科ヘクソカズラ属		
指定状況	指定なし	
分 布	日本全土	
生息環境	日当たりの良いやぶや草地/つる草	
花 期	8-9 月	
特 徴	茎は左巻きに他物に絡まり、基部は木質化し、葉とともに多少の毛がある。葉は対生し、葉柄は長さ 0.5-5cm。葉身は披針形から広卵形、鋭頭または鋭尖頭、基部はやや心形で、長さ 4-10cm、幅 1-7cm。葉腋に 2 出集散花序を作り、数個から数十個の花をつける。花柄は短毛が密生または散生し、長さ 1-5mm。果実は球形で黄色に熟し、直径約 5mm。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑧コバギボウシ <i>Hosta sieboldii</i> クサスギカズラ科ギボウシ属		
指定状況	指定なし	
分 布	南千島・北海道・本州・四国・九州	
生息環境	日当たりのよい湿地/多年草	
花 期	7-8 月	
特 徴	根茎は短く、横に這う。葉は斜めに立ち葉身は披針形、長さ 10-20cm、幅 5-8cm、光沢がなく脈は上面でへこみ、基部は急に狭まって柄に流れる。花被は 5-6cm、淡紫色、内側の脈は濃紫色。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑨ヤブヘビイチゴ <i>Potentilla indica</i> バラ科キジムシロ属		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州	
生息環境	草地、茂み、林縁の日陰/多年草	
花 期	4-6 月（しばしば秋にも咲く）	
特 徴	すべての形態がヘビイチゴに似るが、全体的に大型である。匍匐枝の数はほぼ同じだがより長く、節部は秋に肥厚しない。葉は緑色から深緑色でやや厚い。頂小葉は菱状長楕円形で鋭頭、単鋸歯を付けるが、非常にまれに 2 重鋸歯になり、長さ 3-4.5cm、幅 2-3cm。葉柄はしばしば基部で帯紅紫色を呈する。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

2.生活環境

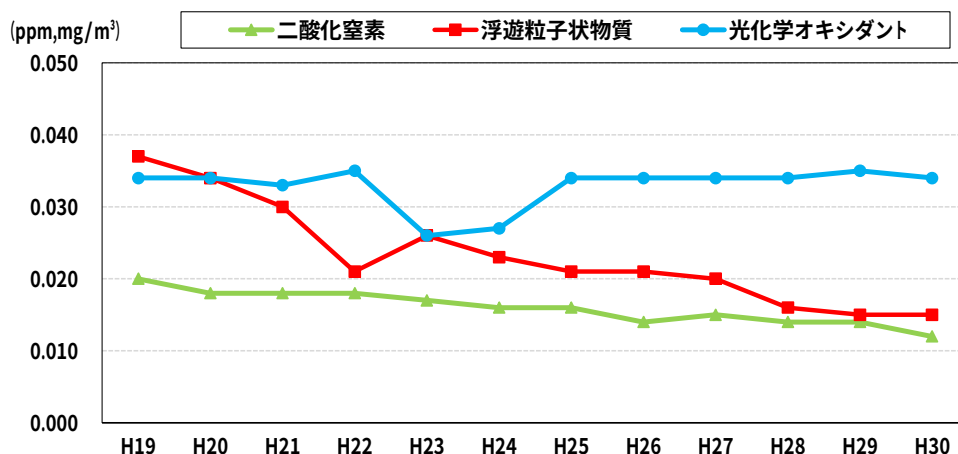
(1) 大気

県では、56箇所的一般環境大気測定局を設置し、大気汚染の測定を行っています。

白岡市に隣接する久喜市（久喜南中学校）の平成19(2007)年度以降の測定結果をみると、年平均値では、二酸化窒素と浮遊粒子状物質は低下する傾向にあり、光化学オキシダントでは横ばいの傾向となっています。環境基準の達成状況をみると、二酸化窒素と浮遊粒子状物質においては継続して達成しています。また、平成26(2014)年度から測定が始まった微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果を見ると、年平均値は減少傾向にあり、環境基準も平成27(2015)年度以降達成しています。一方、光化学オキシダントは毎年非達成の状況が続いています。

光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となる物質であり、その削減は全県的な課題となっています。

■大気汚染物質濃度の推移



資料：環境課 埼玉県環境白書

■大気汚染物質濃度の推移

測定年度	二酸化窒素			光化学オキシダント			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質 (PM2.5)		
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否	昼間1時間値の年平均値	昼間1時間値の最高値	環境基準の適否	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適否	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否
	(ppm)	(ppm)	適：○ 否：×	(ppm)	(ppm)	適：○ 否：×	(mg/m³)	(mg/m³)	適：○ 否：×	(μg/m³)	(μg/m³)	適：○ 否：×
H19	0.020	0.039	○	0.034	0.172	×	0.037	0.076	○	—	—	—
H20	0.018	0.034	○	0.034	0.173	×	0.034	0.071	○	—	—	—
H21	0.018	0.037	○	0.033	0.159	×	0.030	0.065	○	—	—	—
H22	0.018	0.037	○	0.035	0.181	×	0.021	0.052	○	—	—	—
H23	0.017	0.035	○	0.026	0.122	×	0.026	0.053	○	—	—	—
H24	0.016	0.033	○	0.027	0.158	×	0.023	0.049	○	—	—	—
H25	0.016	0.035	○	0.034	0.153	×	0.021	0.055	○	(15.3)	(48.8)	—
H26	0.014	0.03	○	0.034	0.156	×	0.021	0.049	○	15.1	36.9	×
H27	0.015	0.033	○	0.034	0.163	×	0.020	0.047	○	14	32.4	○
H28	0.014	0.033	○	0.034	0.12	×	0.016	0.04	○	12.8	32	○
H29	0.014	0.031	○	0.035	0.142	×	0.015	0.036	○	12.5	29.6	○
H30	0.012	0.03	○	0.034	0.132	×	0.015	0.037	○	12.6	28.7	○

資料：環境課 埼玉県環境白書

(2) 水質

白岡市では、6 河川において夏季・冬季の年 2 回の水質分析を行っています。

代表的な水質指標である BOD（生物化学的酸素要求量）の状況をみると、各河川とも夏季においては環境基準値（C 類型：5mg/L）を達成しており、概ね良好な状況にあるといえます。

冬季においては平成 28(2016)年度の姫宮落川、平成 30(2018)年度の隼人堀川で環境基準を超過しているものの、そのほかの河川では近年は環境基準以下の値となっており、水質が改善されている状況にあります。

水質悪化の要因としては、冬季の河川流量の減少に伴う一般家庭からの生活排水等の汚濁負荷の影響が推測され、生活排水対策のさらなる改善が必要と考えられます。

なお、白岡市では、市街化区域を中心とする中央部は公共下水道事業で、市西部地域では農業集落排水事業で下水道の整備を行い、家庭や工場等からの雑排水を処理しています。

公共下水道は、県の中川流域下水道の関連公共下水道事業により進められており、平成 3(1991)年 4 月に供用開始し、令和元(2019)年度末では、約 36,000 人が公共下水道を利用しています。

そして、農業集落排水事業は、平成 8(1996)年度から事業着手し、平成 12(2000)年 4 月に柴山地区で供用開始、平成 19(2007)年 1 月には大山地区の一部が供用開始しています。

■ BOD（生物化学的酸素要求量）濃度の経年変化

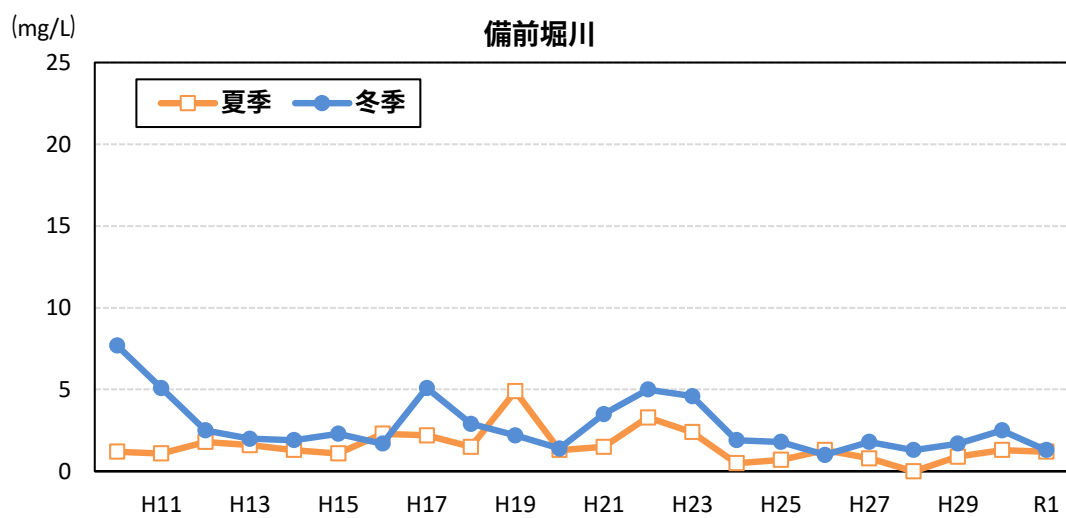
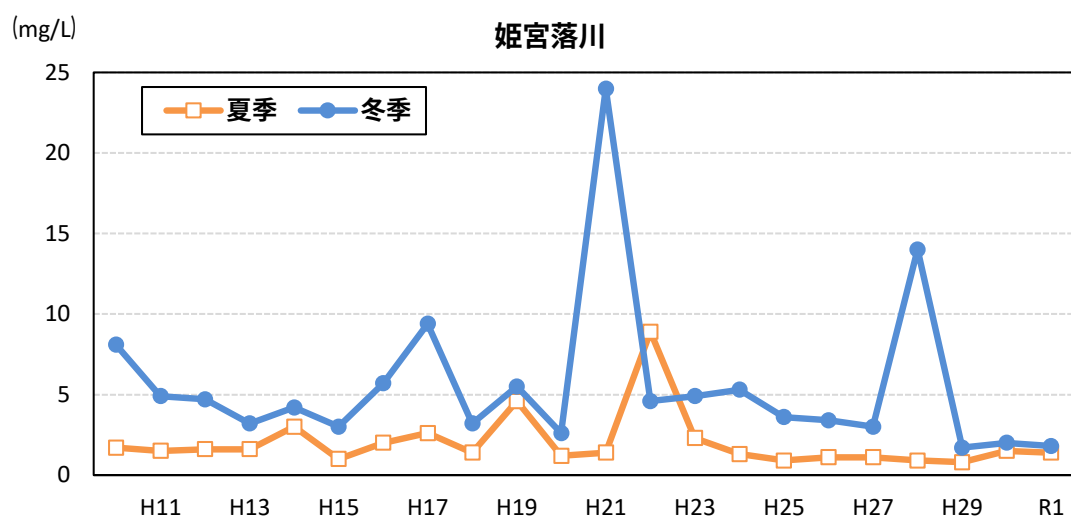
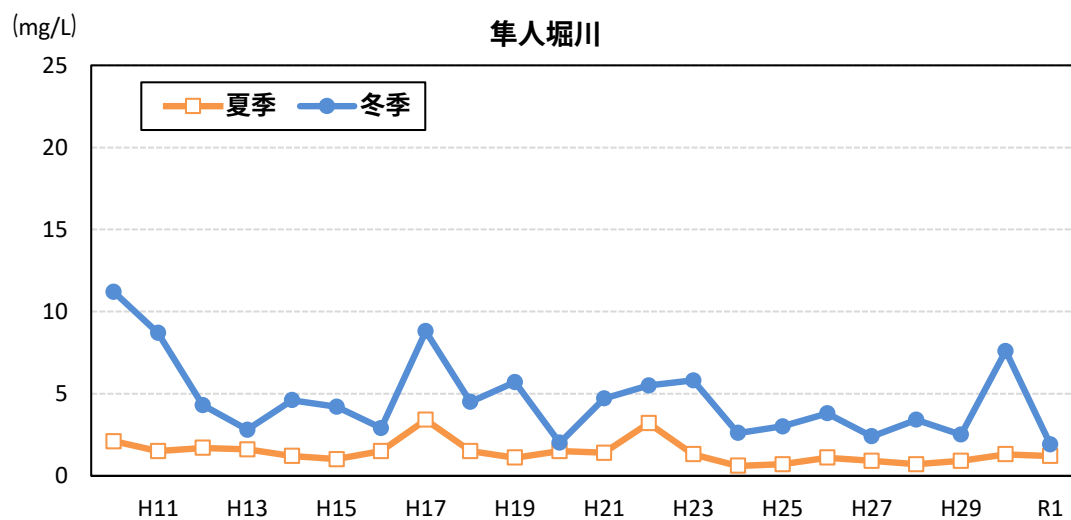
単位: (mg/L)

年度	隼人堀川		姫宮落川		備前堀川		星川		元荒川		三ヶ村落川		環境基準非達河川数
	菁莪学校橋		野田橋		六軒橋		道中橋		八幡橋		さつき橋		
	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	
H10	2.1	11.2	1.7	8.1	1.2	7.7	1	6.3	2.3	7.4	2.2	10.2	6
H11	1.5	8.7	1.5	4.9	1.1	5.1	1.1	4.8	1.5	5.5	3.1	8.7	4
H12	1.7	4.3	1.6	4.7	1.8	2.5	1.3	2.5	1.9	3.7	2.3	4.5	0
H13	1.6	2.8	1.6	3.2	1.6	2	1.6	1.3	1.5	2	2.6	3.6	0
H14	1.2	4.6	3	4.2	1.3	1.9	1	1.1	1.7	4.2	2.2	3.3	0
H15	1	4.2	1	3	1.1	2.3	1	1.3	1.5	1.7	1.7	3.4	0
H16	1.5	2.9	2	5.7	2.3	1.7	1.3	1.9	0.8	9.4	2.6	3.1	2
H17	3.4	8.8	2.6	9.4	2.2	5.1	1.8	8.4	2.1	6.4	3	11	6
H18	1.5	4.5	1.4	3.2	1.5	2.9	1.3	2.3	1.9	2.2	2.3	2.9	0
H19	1.1	5.7	4.6	5.5	4.9	2.2	1.7	0.7	1.4	1.5	1.7	5.5	3
H20	1.5	2	1.2	2.6	1.3	1.4	1	1.4	1.7	1.7	2	1.3	0
H21	1.4	4.7	1.4	24	1.5	3.5	0.7	4.2	1.4	7.8	1.2	7.3	3
H22	3.2	5.5	8.9	4.6	3.3	5	2.8	1.9	2.9	2.9	3.1	5.1	3
H23	1.3	5.8	2.3	4.9	2.4	4.6	1.2	5.1	2.2	8.1	1.3	5.6	4
H24	0.6	2.6	1.3	5.3	0.5	1.9	0.5	1.7	0.8	2.4	1	3.8	1
H25	0.7	3	0.9	3.6	0.7	1.8	0.6	1.3	1.6	6.8	2.6	1.7	1
H26	1.1	3.8	1.1	3.4	1.3	1	1.3	1.3	1.2	1.6	1.8	2.8	0
H27	0.9	2.4	1.1	3	0.8	1.8	0.9	1.8	0.9	2.5	1.9	2.1	0
H28	0.7	3.4	0.9	14	<0.5	1.3	0.5	1.1	1.1	3.1	0.9	2.4	1
H29	0.9	2.5	0.8	1.7	0.9	1.7	0.9	2.2	1	3.2	1.3	1.7	0
H30	1.3	7.6	1.5	2	1.3	2.5	<0.5	2.4	0.9	2.9	1.8	3.7	1
R1	1.2	1.9	1.4	1.8	1.2	1.3	1.4	1.1	1.2	3.1	1.2	1.8	0

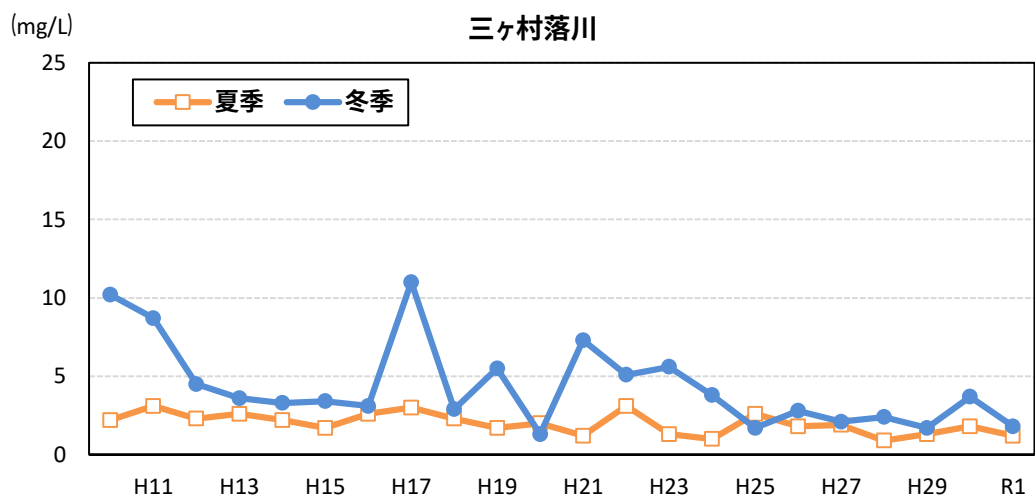
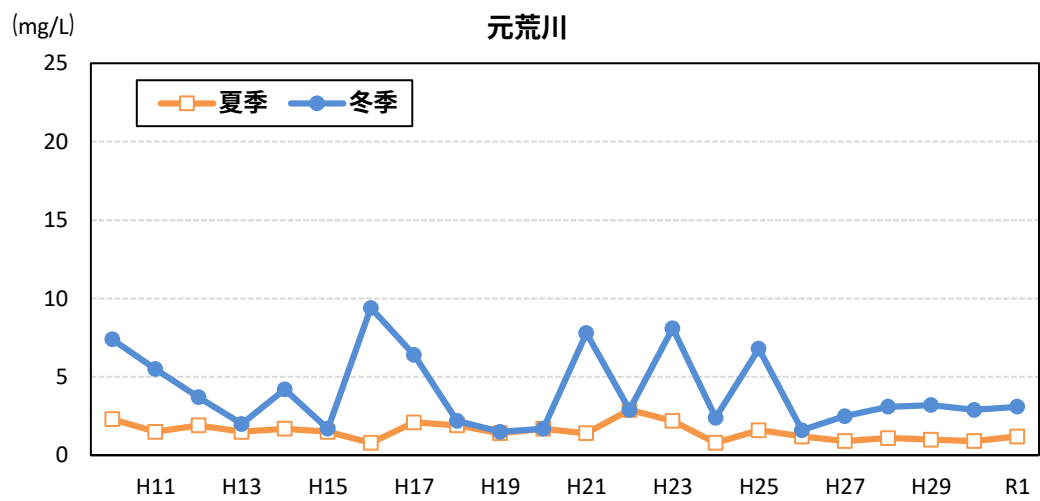
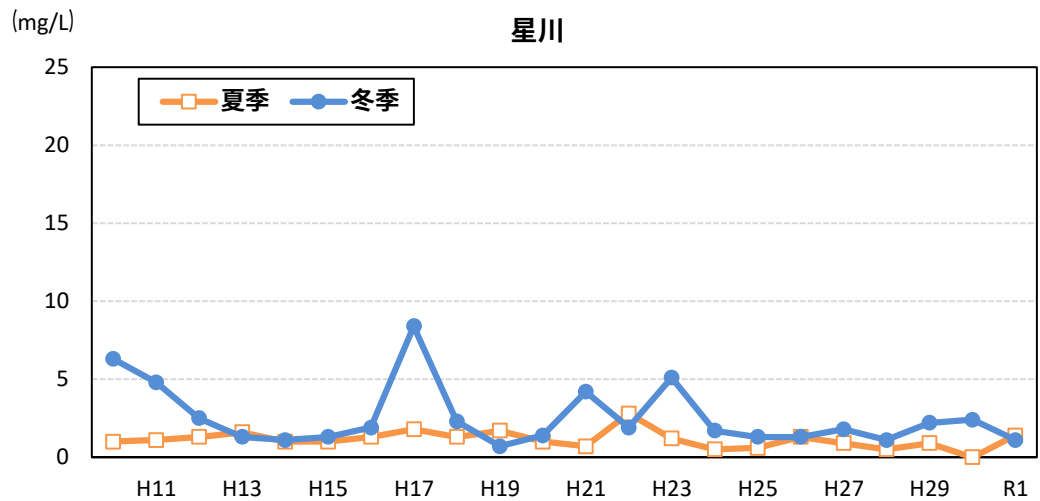
環境基準：C 類型（5mg/L）

※隼人堀川については、H26 までは大徳寺橋、H27 以降は菁莪学校橋で検査実施

資料：環境課



■ BOD（生物化学的酸素要求量）濃度の経年変化（1）



■ BOD（生物化学的酸素要求量）濃度の経年変化（2）

(3) 騒音・振動

騒音については、環境基本法に基づいて「騒音に係る環境基準」、「航空騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められ、また、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」により、交通騒音や事業所・建設作業等の騒音に対し、規制や対策が図られています。

白岡市では、県による東北新幹線の騒音・振動についての測定が行われており、平成 24(2012)年度以降、騒音・振動ともに環境基準が達成されています。

騒音・振動に関する事務について市制施行に伴い県から市に権限が移譲されており、平成 25(2013)年度から自動車交通騒音常時監視業務を実施しています。

測定結果をみると、一般国道 122 号の平成 26(2014)年度と令和元(2019)年度の昼間と夜間、主要地方道さいたま栗橋線の平成 27(2015)年度の昼間と夜間、主要地方道春日部菖蒲線の平成 29(2017)年度の夜間で、それぞれ環境基準未達成となっています。

■東北新幹線騒音・振動測定結果

年度	騒音 (dB)				振動 (dB)	
	環境基準	測定値			振動 指針値	測定値
		測定地点				測定地点
		25m	50m	100m		25m
H15	70	72	71	63	70	54
H16	70	70	71	63	70	55
H17	70	69	70	64	70	55
H18	70	69	71	63	70	54
H19	70	70	72	65	70	56
H20	70	69	71	64	70	57
H21	70	70	70	63	70	58
H22	70	70	71	62	70	57
H23	70	72	69	61	70	57
H24	70	70	68	60	70	58
H25	70	67	65	60	70	58
H26	70	67	67	61	70	61
H27	70	66	66	60	70	59
H28	70	65	66	60	70	58
H29	70	67	67		70	60
H30	70	68	66	59	70	60
R1	70	68	67	59	70	58

太字 環境基準又は振動指針値を超過

資料：埼玉県環境部

■交通騒音測定結果

調査 年度	調査路線	騒音測定結果 (dB)						面的評価結果	
		昼間			夜間			調査対 象戸数 (戸)	環境基 準達成 率(%)
		環境 基準	要請 限度	測定値	環境 基準	要請 限度	測定値		
H25	東北自動車道	70	75	69	65	70	65	275	94.9
H26	一般国道122号	70	75	72	65	70	69	5	60.0
	主要地方道さいたま菖蒲線	70	75	68	65	70	62	12	100.0
H27	主要地方道 さいたま栗橋線	70	75	73	65	70	71	436	78.9
	一般県道 白岡停車場南新宿線	70	75	64	65	70	58	336	100.0
H28	主要地方道 さいたま幸手線	70	75	69	65	70	65	149	94.6
	一般県道 蓮田杉戸線	70	75	66	65	70	62	8	100.0
H29	主要地方道 春日部菖蒲線	70	75	70	65	70	71	247	66.8
	主要地方道 上尾久喜線	70	75	68			65	11	100.0
H30	東北自動車道/蓮田白岡久喜線	70	75	68	65	70	65	276	99.3
	一般国道468号(圏央道)	70	75	60	65	70	59		
R1	一般国道122号	70	75	73	65	75	71	5	50.0
	主要地方道さいたま菖蒲線	70	75	68	65	75	62	22	100.0

※主要地方道上尾久喜線については、工業専用地域に該当するため、環境基準及び要請限度の適用はない

※一般国道468号(圏央道)では、区間延長が0.1kmと短く、道路調査、沿道調査の結果から、その道路に面する地域に住戸が存在しない

資料：環境課

(4) 公害苦情

令和元(2019)年度の苦情件数は、「騒音」が5件、「悪臭」が30件となっており、平成30(2018)年度の「騒音」が14件、「悪臭」が32件から減少し、特に、「騒音」については、過去10年間で平成24(2012)年度と並び最も少ない件数となっています。

しかし、「その他」の苦情件数は281件と過去10年間で最も多くなっており、内訳は、「害虫」と「不法投棄」が共に32%と高い割合となっています。

近年、害虫の苦情件数が増えているのは、近隣市から飛来したハエ問題が大きな要因となっています。

■公害苦情の発生状況

(単位：件)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27			H28			H29			H30			R1		
大気汚染	2	1	0	2	0	1			1			0			0			0		
水質汚濁	1	1	1	3	0	4			5			4			1			0		
土壌汚染	0	0	0	0	0	1			0			0			0			0		
騒音	9	6	5	9	11	54			138			17			14			5		
振動	2	2	1	1	5	3			0			1			0			0		
地盤沈下	0	0	0	0	0	0			0			0			0			0		
悪臭	35	26	29	33	41	69			45			42			32			30		
その他	148	116	182	185	251	害虫	-	217	害虫	71	228	害虫	43	203	害虫	72	278	害虫	90	281
						不法投棄	76		不法投棄	87		不法投棄	93		不法投棄	86		不法投棄	91	
						家電4品目	17		家電4品目	12		家電4品目	9		家電4品目	13		家電4品目	14	
						その他	124		その他	58		その他	58		その他	107		その他	86	
計	197	152	218	233	308	349			417			267			325			316		

※平成27年度以前の害虫の件数は「その他」に含まれている。

※その他のうち、「家電4品目」の項目ではエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣料乾燥機の不法投棄の苦情件数を示しており、「不法投棄」の項目では家電4品目以外の不法投棄（布団や家具など）の苦情件数を示している。

資料：環境課

3. 快適環境

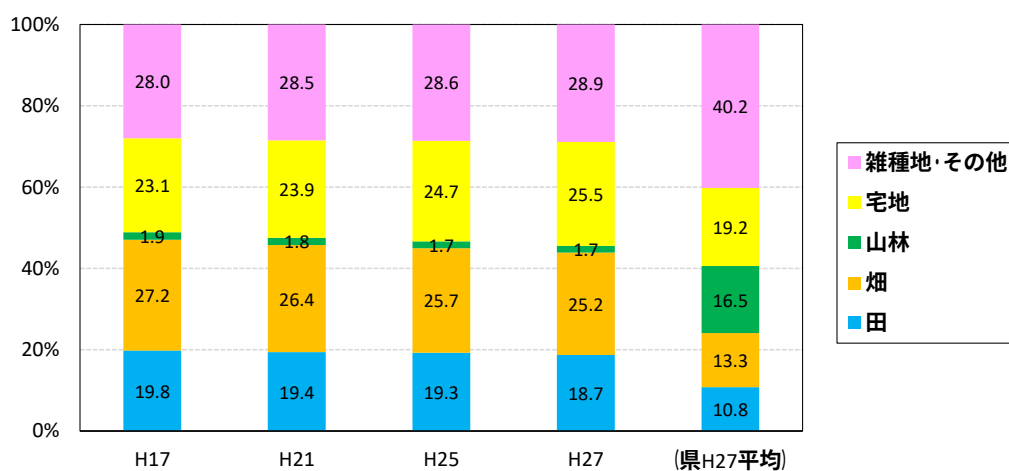
(1) 公園緑地

① 緑地

地目別土地利用をみると、市では田畑など農地の割合が多く、市の緑地環境を特徴付けています。

一方、山林はごく限られており、市にとって、主要な樹林地である屋敷林や社寺林は非常に貴重な緑地といえます。

農地は、のどかで緑豊かな田園風景を構成するほか、様々な生き物の生息を支える貴重な役割を担っていますが、年々減少し、耕作放棄地や宅地が増加する傾向となっています。



資料：市町村勢要覧（埼玉県）

■地目別土地利用

② 公園

公園は、市民の健康づくり、憩い、交流の場として、また災害時の避難場所や防災空間として重要な機能を担っています。

市には 31 か所、37.79ha の都市公園があり、一人当たりの公園面積は県平均を上回る水準となっています。

■都市公園整備状況

	都市計画区域人口 (千人)	箇所	面積 (ha)	一人当たりの公園面積 (㎡/人)
白岡市	52	31	37.79	7.27
埼玉県	7,321	5,318	5,098.43	6.96

※平成31年3月31日現在

資料：街づくり課

市町村別都市公園整備状況（埼玉県）

■公園緑地一覧表

令和2年4月1日現在

	Nº	公園名	種別	面積 (㎡)	面積 (ha)	計画決定	告示	供用開始	所在地
全 市 公 園	1	ツツジヶ丘公園	街区	3,591.93	0.36	S51.7.1	S53.3.28	S53.3.31	西2-4
	2	イチョウ公園	街区	2,975.07	0.30	S51.7.1	S53.10.27	S53.10.27	西10-4
	3	モミジ公園	街区	5,717.06	0.57	S51.7.1	S52.12.26	S53.1.1	西9-4
	4	シラカバ公園	街区	2,467.08	0.25	S51.7.1	S53.3.28	S53.3.31	西1-9
	5	アジサイ公園	街区	2,857.49	0.29	S53.8.23	S53.10.27	S53.10.27	西4-6
	6	久伊豆公園	街区	3,483.04	0.35	S56.2.4	H14.9.2	H14.9.2	小久喜21-1外都決0.28ha
	7	八幡公園	街区	7,121.92	0.71	S57.10.8	S58.6.1	S58.6.1	白岡858-1
	8	白岡公園	近隣	12,084.76	1.21	S51.6.25	S53.3.28	S53.3.31	西5-12
	9	高岩公園	近隣	23,249.45	2.32	S61.11.18	S63.4.1	S63.4.1	新白岡3-43
	10	新白岡もみじ公園	街区	799.82	0.08		S63.10.1	S63.10.1	新白岡3-29-13
	11	新白岡さくら公園	街区	800.41	0.08		S63.10.1	S63.10.1	新白岡3-12-15
	12	新白岡中央公園	街区	1,709.45	0.17		S63.10.1	S63.10.1	新白岡2-19-9
	13	新白岡くすのき公園	街区	800.13	0.08		S63.10.1	S63.10.1	新白岡2-18-15
	14	新白岡さざんか公園	街区	808.83	0.08		S63.10.1	S63.10.1	新白岡2-5-13
	15	新白岡けやき公園	街区	800.37	0.08		S63.10.1	S63.10.1	新白岡1-26-11
	16	新白岡つつじ公園	街区	1,875.37	0.19		H30.12.14	H30.12.14	新白岡1-7-1外
	17	ふれあいの森公園	近隣	20,466.90	2.05		H6.4.1	H6.4.1	小久喜765外
	18	原ヶ井戸北公園	街区	1,412.27	0.14		H6.4.1	H6.4.1	白岡東4
	19	白岡市総合運動公園	運動	126,959.36	12.70		H9.9.19	H9.9.19	千駄野345外
	20	原ヶ井戸南公園	街区	2,154.52	0.22		H9.4.15	H9.4.15	白岡東19
	21	駒形公園	街区	2,899.48	0.29	H8.4.5	H9.4.15	H9.4.15	新白岡5-4
	22	中ノ宮公園	街区	4,497.14	0.45	H8.4.5	H14.4.15	H14.4.15	新白岡8-4
	23	どんぐり公園	街区	2,401.30	0.24		H26.4.1	H26.4.1	千駄野字加美(区画・47街区)
	24	せせらぎ公園	街区	1,330.32	0.13		H29.4.3	H29.4.3	小久喜1109-16外
	25	いこいの森公園	街区	3,248.64	0.32		H29.4.3	H29.4.3	小久喜675-14外
	26	屋敷前公園	街区	2,553.36	0.26		H29.4.3	H29.4.3	荒井新田371-20
	27	えんみょうモクセイ公園	街区	1,566.48	0.16		H29.4.3	H29.4.3	下大崎66-5外
	28	したばたハナミズキ公園	街区	1,257.65	0.13		H29.4.3	H29.4.3	下大崎638-2外
	29	下田公園	街区	4,892.21	0.49		H29.4.3	H29.4.3	荒井新田1111-9外
	30	柴山沼	総合	127,581.50	12.76		H29.4.3	H29.4.3	柴山1941-3、荒井新田1052-1
	31	白石様堀公園	街区	3,500.38	0.35	H8.4.5	H29.4.3	H29.4.3	新白岡7-4
体	都市公園計			377,863.69	37.79				
	1	ローヤルシティ(提供)公園		135.20	0.01				小久喜927-10
	2	蓮河原公園	街区	2,614.89	0.26	H8.4.5			新白岡9-16-1
	3	第6号公園(野牛・高岩)	街区	1,555.80	0.16				
	小計			4,305.89	0.43				
		第1号公園(東部中央)	街区	2,000.00	0.20				
		第2号公園(東部中央)	街区	2,400.00	0.24				
		第3号公園(東部中央)	街区	2,400.00	0.24				
	小計			6,800.00	0.68				
	公園合計			388,969.58	38.90				
緑 地	1	第1緑地		1,896.08	0.19				新白岡3-45
	2	第2緑地		80.81	0.01				新白岡3-34-13
	3	第3緑地		1,174.94	0.12				新白岡2-129
	4	第4緑地		3,687.52	0.37				新白岡1-13-2
	5	第5緑地		390.49	0.04				新白岡1-13-4
	6	第6緑地		9.60	0.00				新白岡1-102
	7	第7緑地		254.65	0.03				新白岡9-31
	8	第8緑地		528.41	0.05				新白岡9-43
	9	古代蓮池		4,132.00	0.41				新白岡9-4(1号調整池)全体面積750㎡
	小計			12,154.50	1.22				
		第1号緑地(東部中央)		4,130.00	0.41				
		第2号緑地(東部中央)		161.00	0.02				
	小計			4,291.00	0.43				
地	緑地小計			16,445.50	1.64				
	合計(管理箇所)			394,324.08	39.43				
	合計(計画込み)			405,415.08	40.54				

資料：街づくり課

(2) 景觀

「埼玉県景観アクションプラン（平成 18 年）」では、埼玉県の景観を秩父山地と秩父盆地、丘陵地と台地、広がりのある低地、低地に囲まれた島状の台地の大きく 4 つの類型に区分し、その特徴を整理しています。

市は、このうち広がりのある低地と低地に囲まれた島状の台地の境界部に位置し、それぞれ以下のような景観特性として整理されています。のどかな田園風景をみせる低地部の水田や河川・水路、台地に畑や屋敷林・社寺林などが点在する緑濃い郷土景観などが、市の景観の骨格をつくっているといえます。

また、「埼玉県景観計画（平成 20 年）」において、市は新たに整備が進む圏央道の沿線地域として、広域的に開発圧力が高まることが懸念されるため、資材置場等の届出も対象とする特定課題対応区域に位置付けられています。

市においても平成 20(2008)年 4 月 1 日より、この新しい景観条例を運用しており、それぞれの区域ごとに、一定の規模を超える建築物の建築や物件の堆積などの行為をしようとする場合は、行為の着手前に景観形成基準を踏まえた上で、外観の色彩やデザイン等について届出を求めています。

さらに、市では、平成 20(2008)年 9 月に圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発を抑止するため、乱開発の抑止エリアや啓発・監視活動計画を定めた「白岡市圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針」を策定しています。

■「埼玉県景観アクションプラン」による低地・島状の台地の景観特性

景観類型	景観特性
広がりのある低地	・荒川、利根川の二大河川や中川に沿う広大な沖積低地 ・田園、水路、平地林（斜面林を含む）、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな水郷景観の広がり ・古墳等の歴史遺産の分布 ・中小河川等、潤いある水辺景観 ・旧中山道や旧日光街道に沿った歴史ある市街地の連なり
低地に囲まれた島状の台地	・広大な低地に囲まれた島状の洪積台地 ・きめの細やかな入り組んだ地形を持ち、稜線を縁取る緑 ・平地林や、畑に屋敷林が点在する郷土性のある景観 ・旧中山道に沿った台地上における市街地の広がり



資料：埼玉県景観アクションプラン

■埼玉県 景観特性（地形）

(3) 美観

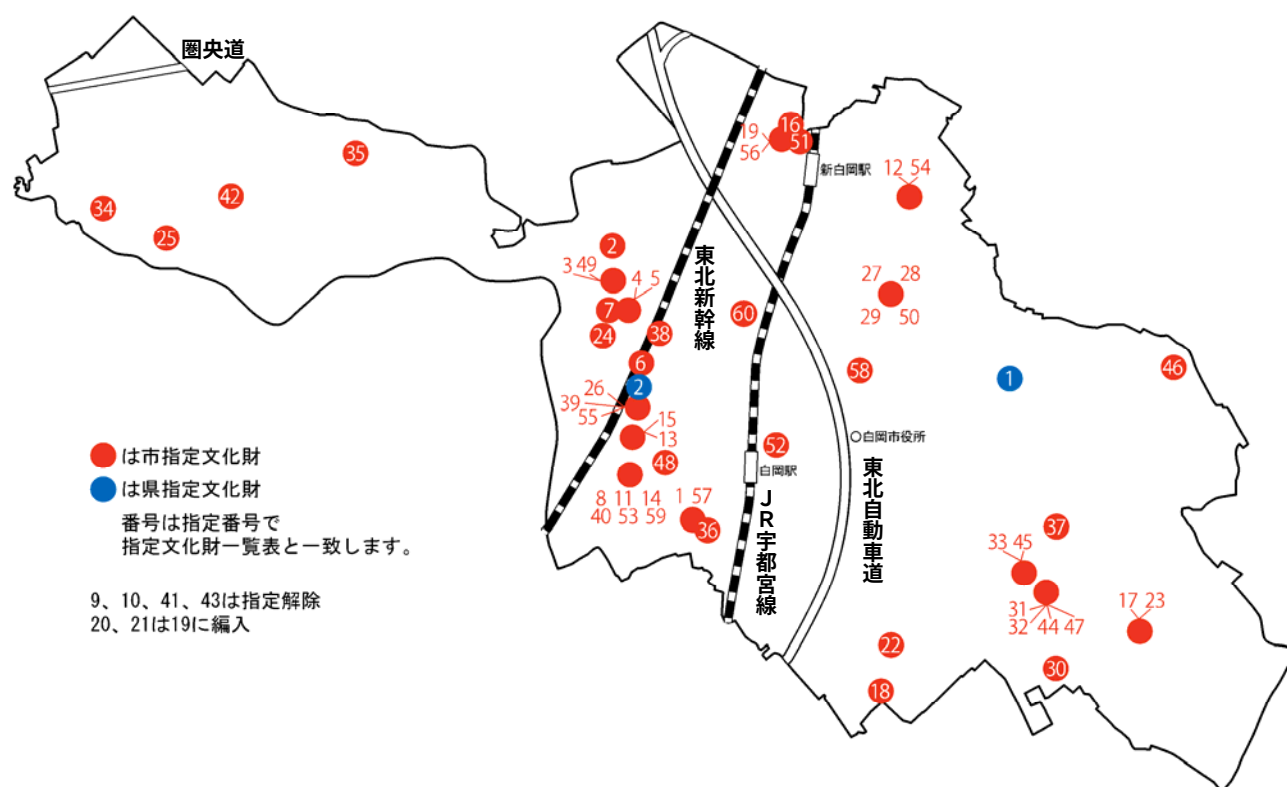
不法投棄に対する多くの苦情が発生しており、市では環境パトロールを実施しているほか、看板の設置など啓発活動を通じ、不法投棄の抑制に取り組んでいます。

空き地等の雑草については、除去指導を実施し、美観・衛生の向上に努めています。

(4) 文化財

白岡市には、県指定2件、市指定54件の指定文化財があり、市の歴史や民俗文化を伝えています。

指定文化財は、古くから開けた篠津・白岡地域の寺社をはじめ、人々の生活の舞台となった市域全体に分布しています。代表的なものとしては、篠津久伊豆神社の社殿彫刻や野牛久伊豆神社の朝鮮通信使奉納扁額、観福寺の新井白石の肖像画などが挙げられます。



資料：白岡市文化財分布図

■ 指定文化財位置図

■指定文化財一覧

令和2年4月1日現在

No.	種 類	名 称
①	県記念物（史跡）	一里塚
②	県有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来立像（興善寺）
1	市無形民俗文化財	小久喜の獅子舞
2	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・上宿耕地
3	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・横宿耕地
4	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・宿耕地
5	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・下宿耕地
6	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・神山耕地
7	市有形文化財（建造物）	篠津久伊豆神社本社殿
8	市記念物（天然記念物）	白岡八幡宮のカヤ
11	市記念物（天然記念物）	白岡八幡宮のイヌザクラ
12	市有形文化財（書籍・典籍・古文書）	山岡鉄太郎墨跡（高岩天満神社）
13	市有形文化財（歴史資料）	正福院の宝篋印塔
14	市有形文化財（歴史資料）	鬼窪八幡宮鰐口（白岡八幡宮）
15	市記念物（史跡）	正福院貝塚
16	市有形文化財（絵画）	紙本着色新井白石画像（観福寺）
17	市有形文化財（彫刻）	木造薬師如来坐像（安楽寺）
18	市有形文化財（歴史資料）	阿弥陀三尊種子板石塔婆
21	市有形文化財（古文書）	大久保家文書
22	市有形文化財（彫刻）	円空作薬師如来坐像（実ヶ谷薬師堂）
23	市有形文化財（彫刻）	円空作菩薩形坐像（安楽寺）
24	市有形文化財（彫刻）	円空作観音菩薩坐像
25	市有形文化財（古文書）	田口家文書
26	市有形文化財（古文書）	興善寺朱印状
27	市有形文化財（建造物）	忠恩寺山門
28	市有形民俗文化財	忠恩寺十三仏
29	市有形文化財（古文書）	忠恩寺朱印状
30	市有形文化財（古文書）	渋谷家文書
31	市無形民俗文化財	岡泉鷲神社の神楽
32	市無形民俗文化財	岡泉大尽囃子
33	市有形民俗文化財	岡泉の百庚申（岡泉観音堂）
34	市有形民俗文化財	柴山諏訪八幡神社の奉納絵馬
35	市有形民俗文化財	下大崎住吉神社の奉納絵馬
36	市有形文化財（典籍・古文書）	鬼久保家文書
37	市有形文化財（彫刻）	木造大日如来坐像（大徳寺）
38	市有形民俗文化財	篠津観音堂の笠付地藏
39	市有形文化財（彫刻）	木造達磨大師像（興善寺）
40	市有形文化財（歴史資料）	白岡八幡宮棟札
42	市有形文化財（歴史資料）	荒井新田の高札
44	市記念物（天然記念物）	岡泉鷲神社の大ケヤキ
45	市有形民俗文化財	庚申待供養塔（岡泉観音堂）
46	市記念物（天然記念物）	爪田ヶ谷諏訪神社の大スギ
47	市有形民俗文化財	岡泉天王様の山車
48	市有形民俗文化財	牛頭天王祭礼用具一式 付収納箱
49	市有形民俗文化財	篠津天王様の神輿
50	市有形民俗文化財	忠恩寺九品仏
51	市有形文化財（歴史資料）	朝鮮通信使奉納扁額及び下書き（野牛久伊豆神社）
52	市有形文化財（考古資料）	タタラ山遺跡出土遺物
53	市有形民俗文化財	白岡八幡宮奉納絵馬群
54	市有形民俗文化財	高岩天満神社奉納絵馬群
55	市有形民俗文化財（歴史資料）	興善寺中世石造物群
56	市有形民俗文化財（歴史資料）	新井白石自筆漢詩
57	市有形民俗文化財	小久喜の獅子舞 隠居獅子頭及び天狗面
58	市有形文化財（歴史資料）	鷹場関係資料群
59	市有形文化財（歴史資料）	白岡八幡宮梵鐘
60	市有形文化財（建造物）	庄兵衛堰柵

※9、10、41、43 は指定解除 19、20 は 21 に編入

資料：白岡市教育委員会

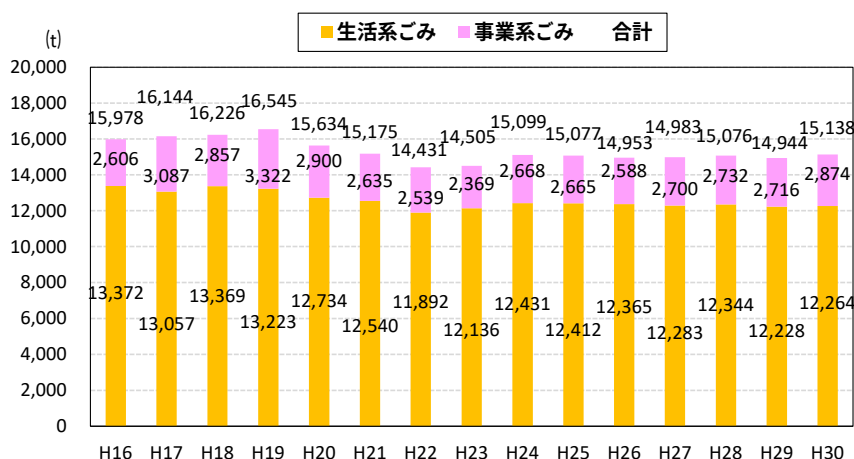
4.地球環境

(1) 資源循環

①ごみ排出量

白岡市のごみ総排出量の推移をみると、平成 19(2007)年度までは微増傾向、平成 22(2010)年度までは減少したものの平成 23(2011)年度と平成 24(2012)年度は再び微増傾向を示し、それ以降は横ばい傾向となっています。生活系ごみ・事業系ごみの区分をみると、総排出量の 8 割を生活系ごみが占めており、総量の動向に大きな影響を与えています。

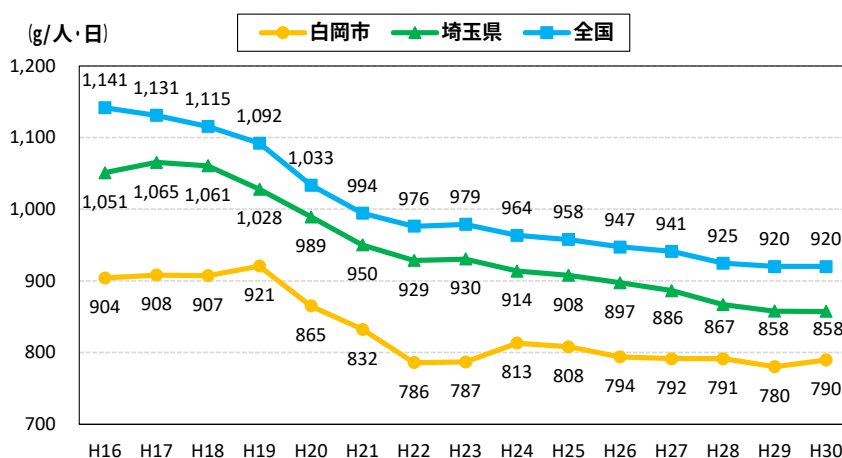
白岡市の 1 人 1 日当たりの排出量をみると、平成 19(2007)年度までは横ばいの状況にありましたが、平成 20(2008)年度から平成 22(2010)年度まで大きく低下したものの、平成 24(2012)年度に再び微増し、近年は微減傾向（平成 30(2018)年度は微増）を示しています。なお、常に全国、県平均を下回る水準で推移しています。



※H16 以降の新方式（総排出量＝計画収集＋直接搬入＋集団回収）に基づき算出

資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

■ごみ排出量の推移



注) 市の H22、H23 ごみ排出量には、集団回収量が含まれていない。

※ 1 人 1 日当たりごみ排出量＝総排出量÷365 日÷総人口

資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

■ 1 人 1 日当たりのごみ総排出量

②リサイクル

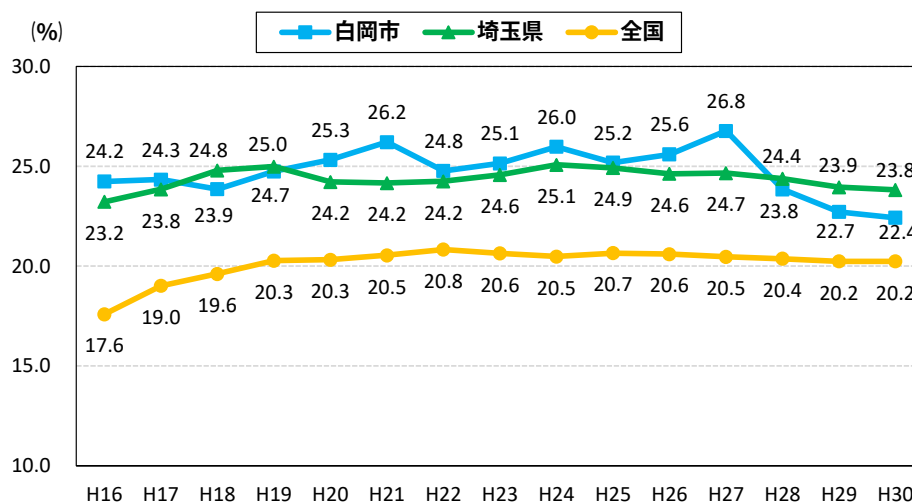
白岡市では、家庭ごみを6分別により収集していましたが、平成24(2012)年10月から新たに8分別とし、収集・中間処理による資源物の回収を行っています。

リサイクル率をみると、国平均を上回り、県とほぼ同等の値で推移していましたが、平成28(2016)年度以降は減少傾向を示し、県平均を下回る値となっています。

■ごみ分別収集状況

分別	出し方	回数	ごみの種類
燃えるごみ	有料指定袋 燃えるごみ用（みどり色）	週2回	●台所ごみ ●資源にならない紙 ●プラスチック類 ●皮革・ゴム類 ●ペット用砂・油など
燃やせないごみ	有料指定袋 燃やせないごみ用（透明）	月1回	●金属類 ●おもちゃ・電話機・FAX
ガラス類	透明・半透明袋	月1回	●ガラス類 ●花瓶 ●瀬戸もの
有害・危険ごみ	品目ごとに別々の透明・半透明袋	月1回	●水銀体温計・蛍光管 ●スプレー缶・カセットボンベ ●ガスライター（使い捨て・点火式） ●乾電池（ボタン電池含む）
ペットボトル	専用回収ネット	月2回	●飲料用のペットボトル ●PETボトルの法定識別マークがついたもの
飲食料用缶	透明・半透明袋	月2回	●ジュース・ビール缶 ●ペットフード缶 ●その他飲食用缶
古紙・布類	品目ごとにひもなどで結ぶ	月2回	●新聞紙 ●紙パック ●ダンボール ●雑誌 ●布類
粗大ごみ	収集申込み 直接持込み	随時 ー	●エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機・パソコン・バイク・消火器は除く

資料：環境課



※リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収) ÷ ごみ総排出量

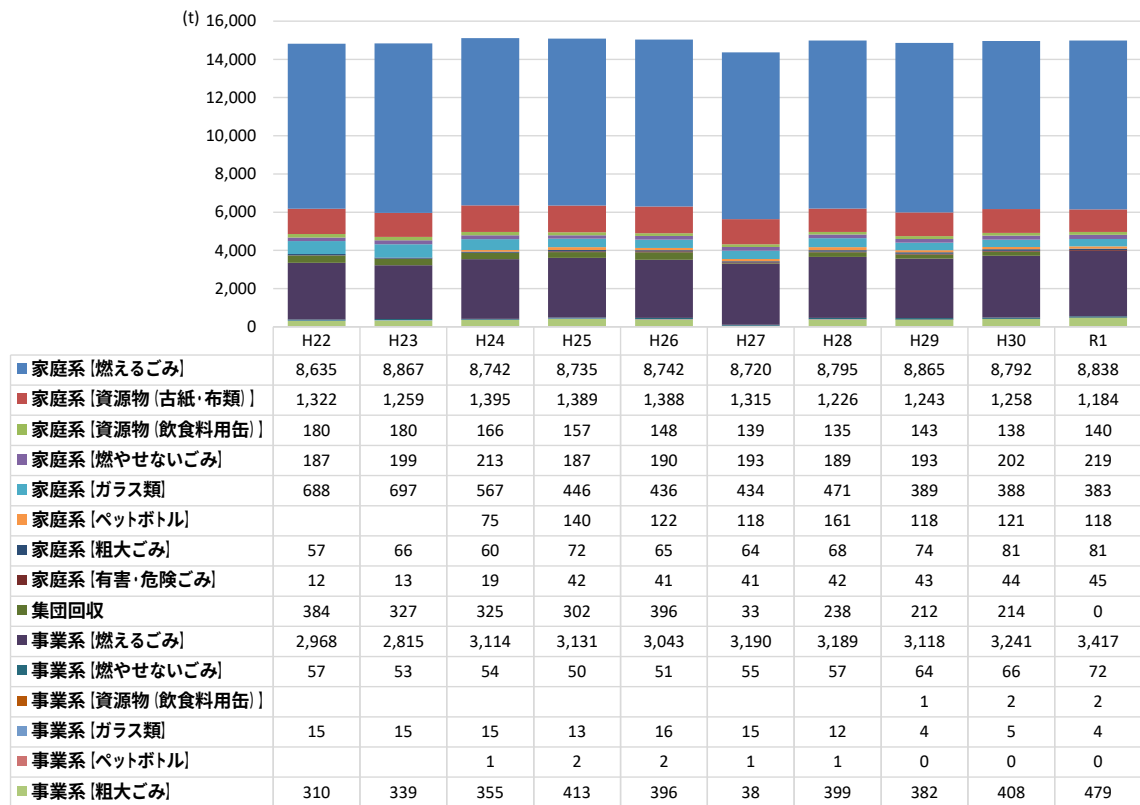
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

■リサイクル率の推移

③区分別ごみ排出状況

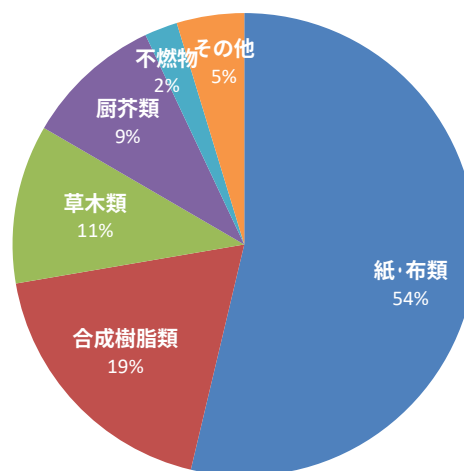
白岡市の令和元(2019)年度ごみ総排出量の区分別構成比をみると、家庭系ごみの「燃えるごみ」が約 59%、次いで事業系ごみの「燃えるごみ」が 23%となっています。平成 22(2010)年度以降は総排出量がほぼ横ばいとなっており、ごみの減量化を図る上では、可燃ごみの削減が重要です。

蓮田白岡環境センターにおける令和元(2019)年度の「燃えるごみ」の組成(蓮田市分も含む)をみると、「古紙・布類」が 54%と半数以上を占めています。ごみの減量化・リサイクル率の向上に向けては、古紙・布類の分別の徹底を図る必要があります。



資料：蓮田白岡環境センター事業概要

■白岡市におけるごみ総排出量の区分別構成比の推移



注) 組成は蓮田市・白岡市の合計値

資料：蓮田白岡環境センター事業概要

■「燃えるごみ」の組成別構成比(令和元年度)

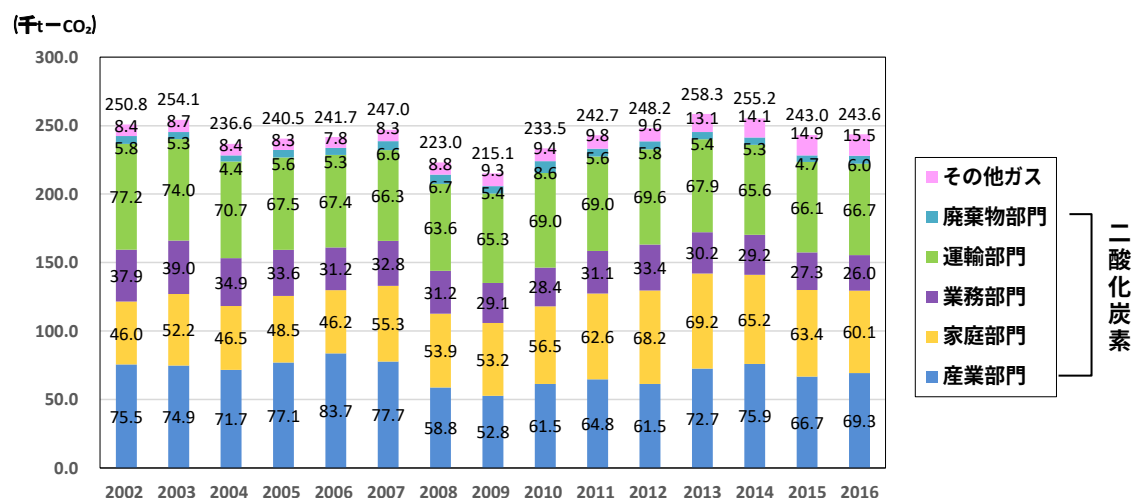
(2) 地球温暖化

①白岡市域から排出される温室効果ガス排出量

埼玉県では、県内市町村からの温室効果ガス排出量を推計し、公表しています。

県の推計によれば、平成 28(2016)年度の白岡市域から排出された温室効果ガス排出量は約 24 万 4 千 t-CO₂ であり、近年では減少傾向を示しています。我が国の地球温暖化対策計画では令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 26%削減とすることが中期目標となっています。白岡市の排出量は平成 25(2013)年度に対し 5.7%の減少となっています。

排出量の 94%が二酸化炭素であり、内訳をみると産業部門、運輸部門及び家庭部門からの排出量が多くっており、近年では産業部門、運輸部門からの排出量が増加しています。



※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

資料：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書

■白岡市域から排出される温室効果ガス排出量の推移

②白岡市地球温暖化対策実行計画

白岡市では、「白岡市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの削減に取り組んでいます。同計画では、平成 27(2015)年度の基準年度活動量「3,401,431kg-CO₂」を令和 3(2021)年度までに 5%を削減し、「3,231,359kg-CO₂」とする目標を定めています。

③白岡市住宅用創エネ・省エネ機器設置費補助金（令和 2(2020)年度現在）

白岡市では、創エネ・省エネ機器の普及を促進することにより、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自ら居住する市内に所在する「既存住宅」に、創エネ・省エネ機器を設置する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

■補助対象

補助対象機器	補助金額	要件
住宅用太陽光発電システム	3 万円	住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連携したものであり、かつ、太陽電池容量が 10 キロワット未満であり、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結すること。 未使用品であること。
住宅用 L E D 照明器具	費用の 2 分 1 以内、 上限 5 千円	住宅の照明を 2 か所以上 L E D 照明に交換する。(照度 2,000 ルーメン以上であり、スタンドライト及び電球タイプは補助対象外) 未使用品であること。
住宅用太陽熱利用システム	3 万円	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用する集熱器及び貯湯槽が一体型又は太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯及び空調に利用し集熱器及び貯湯槽が独立して設置され、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるシステムであること。 未使用品であること。
定置用リチウムイオン蓄電池	3 万円	再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができるものであり、JIS 規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。 未使用品であること。
雨水貯留施設	費用の 2 分 1 以内、 上限 5 千円	雨水を貯留するための構造をもった施設で、貯留容量が 100 リットル以上の既製の貯留槽（中古品を除く。）及び当該貯留槽に関連する給排水設備で住宅の雨樋等に接続し、架台等で固定して設置されているものであること。 未使用品であること。

資料：環境課

資料7 環境に関する市民・事業者アンケート調査

1. 環境に関する市民アンケート調査結果

(1) 調査概要（実施期間 令和2年6月1日～6月15日）

本アンケート調査は、環境保全施策等に関する市民の意見、要望を把握し、その結果を環境基本計画に反映するために実施したものであります。

●調査対象

- ・調査対象地域 白岡市全域
- ・調査対象 市内在住の満15歳以上の男女
- ・サンプル数 1,000票
- ・抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- ・調査方法 郵送配送・郵送回収方式
- ・回収結果 回収数427票（回収率42.7%）

●調査内容（設問項目）

①属性

性別、年齢、居住地区

②回答者の生活を取り巻く環境について

- ・居住する地域を中心とした環境の快適さ
- ・白岡市において気にかかる環境問題
- ・白岡市の自然を守るために進めるべき取組
- ・リサイクルや省エネルギーについての関心
- ・リサイクルや省エネルギーに関して行っている取組
- ・リサイクルや省エネルギーに関する取組を行わない理由
- ・リサイクルや省エネルギーを進める上で行うべき取組
- ・SDGsの認知度

③環境づくりへの参加や役割について

- ・市民の自主的な環境づくりへの参加意欲
- ・市民が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと
- ・市民の自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由
- ・白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担

④市の環境行政の在り方

- ・環境基本計画の取組の効果
- ・重点的に取り組むべき環境基本計画の施策
- ・環境基本計画で位置付けられた市民の取組に関する実施状況
- ・環境基本条例及び環境基本計画（改訂版含む）の認知度

※グラフ、表に表記されている値については、四捨五入の関係によりパーセンテージの合計が100にならない場合があります。また、表、グラフ中の「今回」は令和2年、「前回」は平成27年、「前々回」は平成22年の調査を指します。

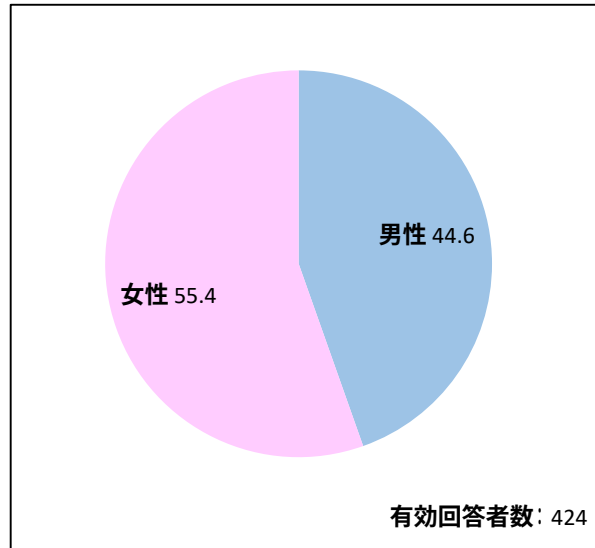
(2) 集計結果

①属性

1) 性別

【単独選択】

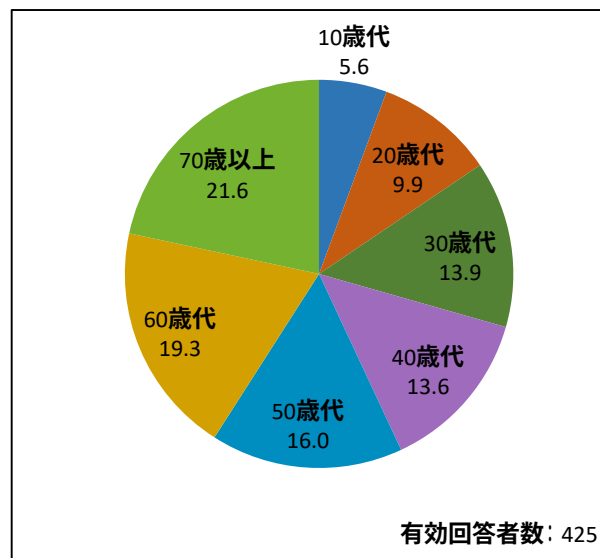
- ・ 回答者は男性が 44.6%、女性が 55.4%と女性が若干多くなっている。



2) 年齢

【単独選択】

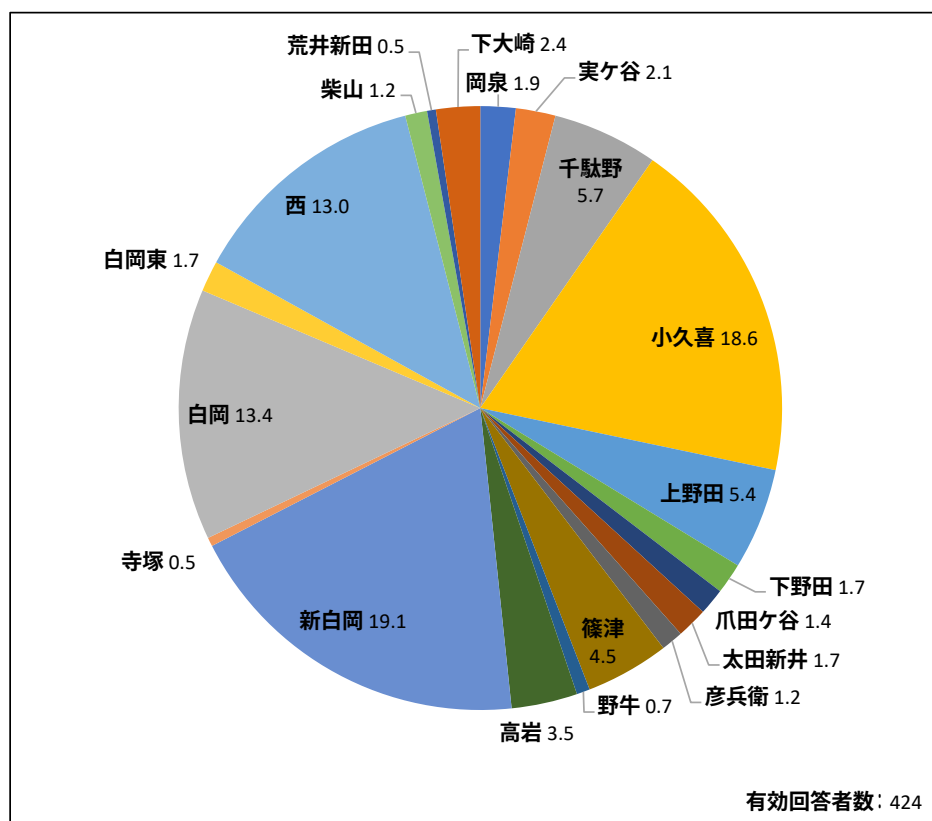
- ・ 70 歳以上が 21.6%と最も多く、次いで 60 歳代が 19.3%、50 歳代が 16.0%と 50 歳以上が半数以上を占めている。
- ・ 10 歳代は 5.6%、20 歳代は 9.9%と、若年層はやや少なくなっている。



3) 居住地区

【単独選択】

- ・新白岡地区が 19.1%と最も多く、次いで小久喜地区 18.6%、白岡地区 13.4%、西地区が 13.0%と回答者が多くなっている。

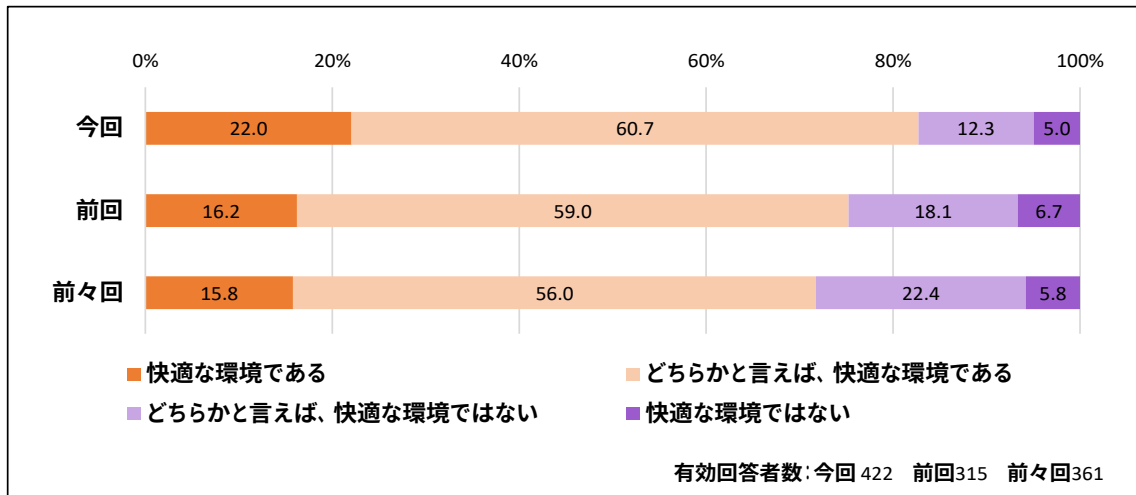


②回答者の生活を取り巻く環境について

1) 居住する地域を中心とした環境の快適さ

【単独選択】

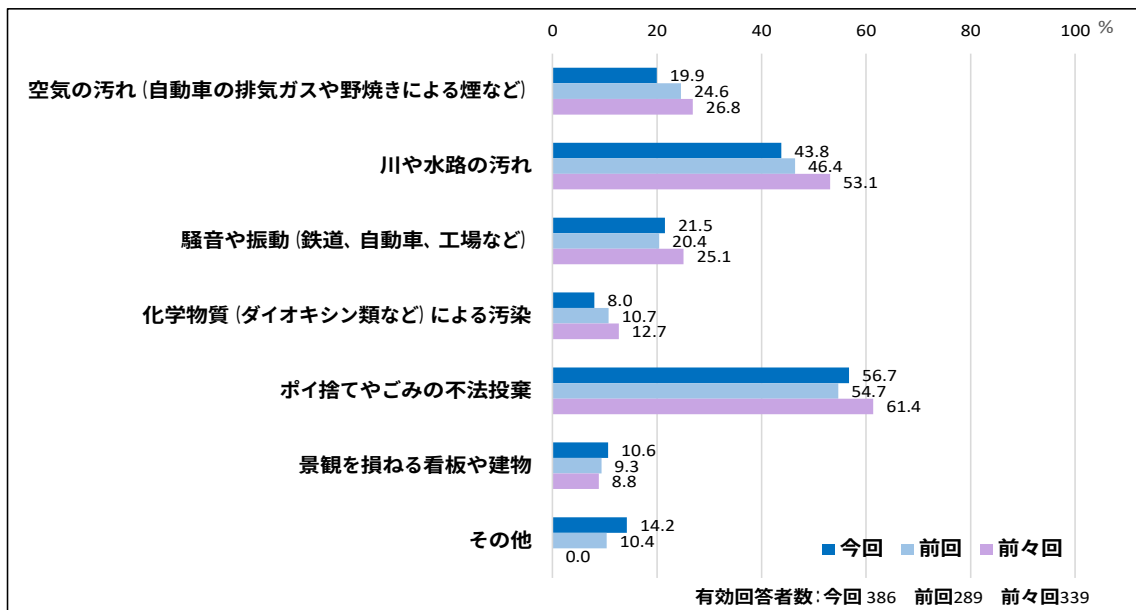
- ・「快適な環境である」が22.0%、「どちらかと言えば、快適な環境である」が60.7%と、8割以上の市民が身近な環境を快適であると感じている。
- ・前回、前々回と比較すると、「快適（「快適な環境である」と「どちらかと言えば、快適な環境である」の計）」が増加している。



2) 白岡市において気にかかる環境問題

【複数回答】

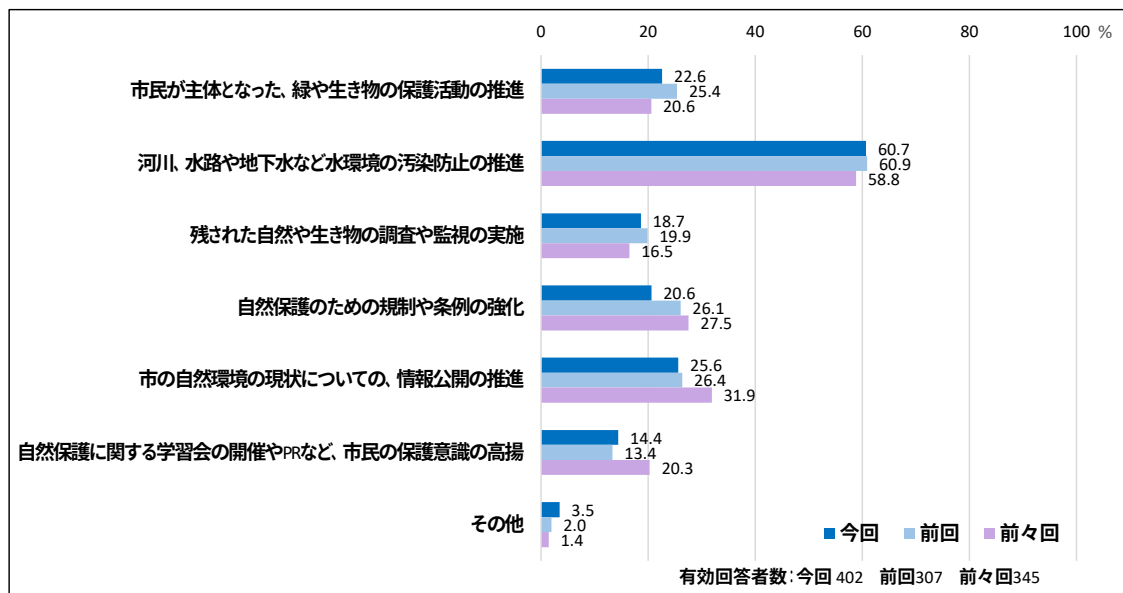
- ・「ポイ捨てやごみの不法投棄」が56.7%、「川や水路の汚れ」が43.8%と高く、約半数の市民に問題視されている。
- ・「空気の汚れ（自動車の排気ガスや野焼きによる煙など）」、「川や水路の汚れ」、「化学物質（ダイオキシン類など）による汚染」は減少傾向にあるが、景観を損ねる看板や建物はわずかに上昇傾向にある。
- ・「その他」の回答としては、「ムクドリなどによる鳥害」、「植木や雑草の管理不足」などが挙げられた。



3) 白岡市の自然を守るために進めるべき取組

【2 つまで選択】

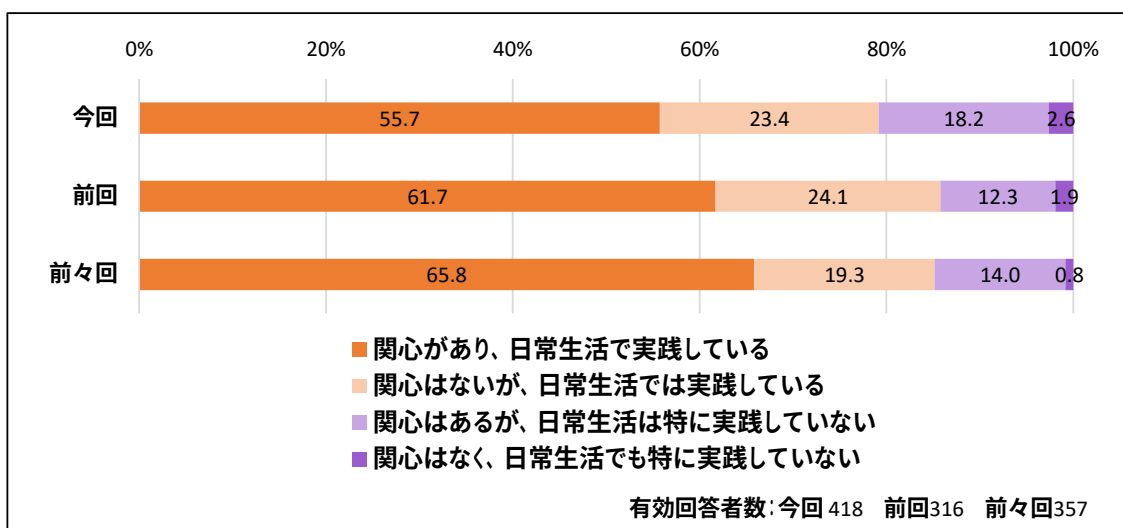
- ・「河川、水路や地下水など水環境の汚染防止の推進」が 60.7%と特に高くなっていたものの、そのほかの項目も 15%～25%ほどと一定の要望が見られる。
- ・前回、前々回と比較して大きく変化した項目はないものの、「自然保護に関する学習会の開催や PR など、市民の保護意識の高揚」を除いたすべての項目で、前回よりも減少している。
- ・「その他」の回答としては、「定期的な草刈り」、「人がかかわらず、そのまま残す」などが挙げられた。



4) リサイクルや省エネルギーについての関心

【単独選択】

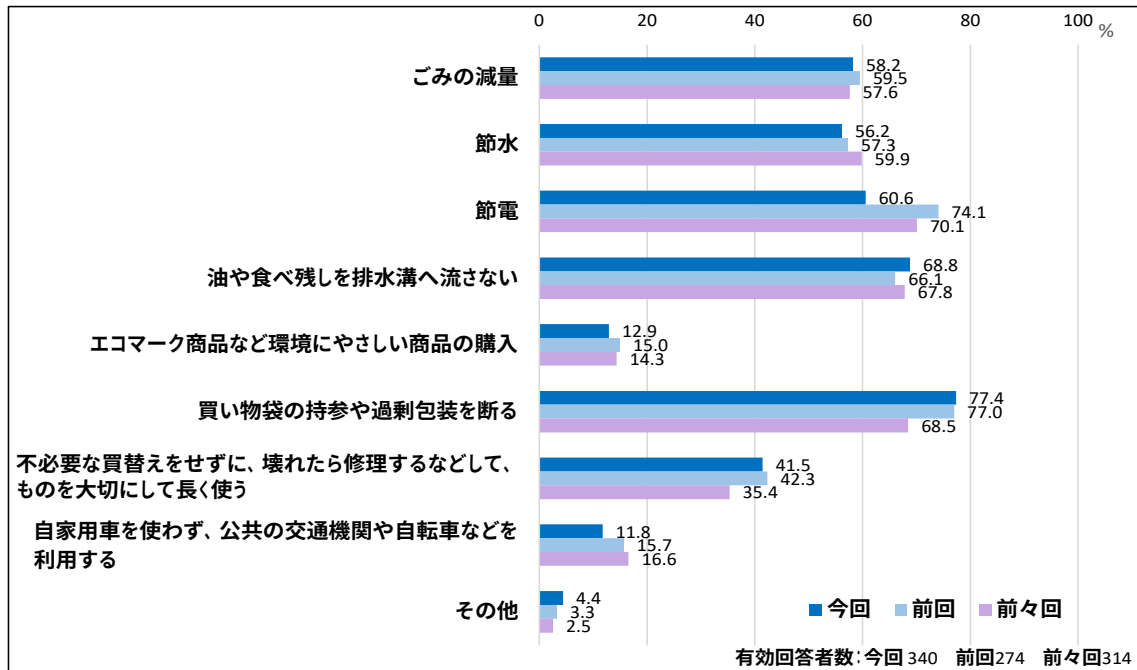
- ・「関心があり、日常生活で実践している」が 55.7%、「関心はないが、日常生活では実践している」が 23.4%と約 8 割に市民が日常生活においてリサイクルや省エネを実践している。しかし、「関心があり、日常生活で実践している」は年々減少しており、リサイクルや省エネに関心をもって実践している層が減っている。



5) リサイクルや省エネルギーに関して行っている取組

【複数選択】

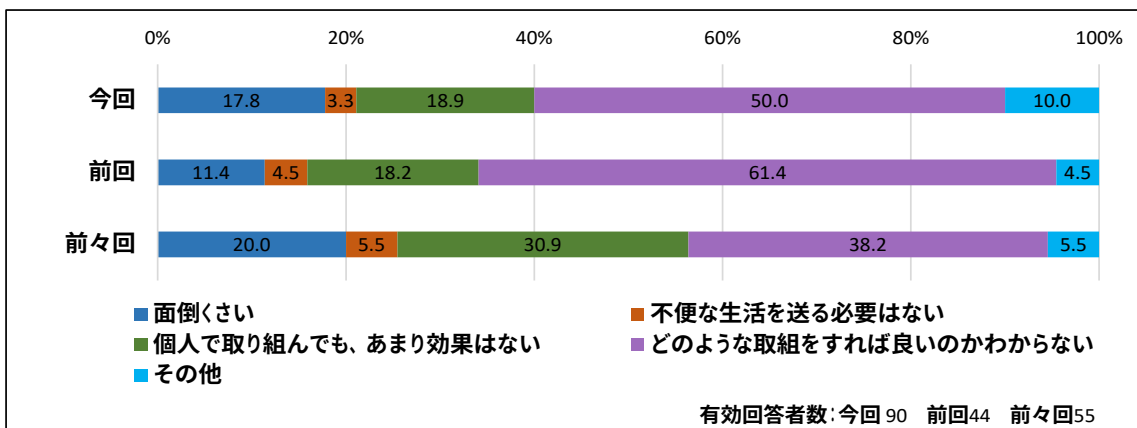
- ・「買い物袋の持参や過剰包装を断る」が77.4%と最も多く、わずかではあるが前回よりも増加している。次いで「油や食べ残しを排水溝へ流さない」が68.8%、「節電」が60.6%、「ごみの減量」が58.2%、「節水」が56.2%と半数以上が実践しているものの、「節電」に関しては前回から大きく減少している。
- ・前回、前々回と同様に、「エコマーク商品など環境にやさしい商品の購入」と「自家用車を使わず、公共の交通機関や自転車などを利用する」は約1割と、あまり取り組みは進んでいない。
- ・「その他」の回答としては、「ごみの分別の徹底」、「スーパーにペットボトルやトレーを持ち込む」、「お風呂の残り湯を洗濯等に使用する」などが多く挙げられた。



6) リサイクルや省エネルギーに関する取組を行わない理由

【単独選択】

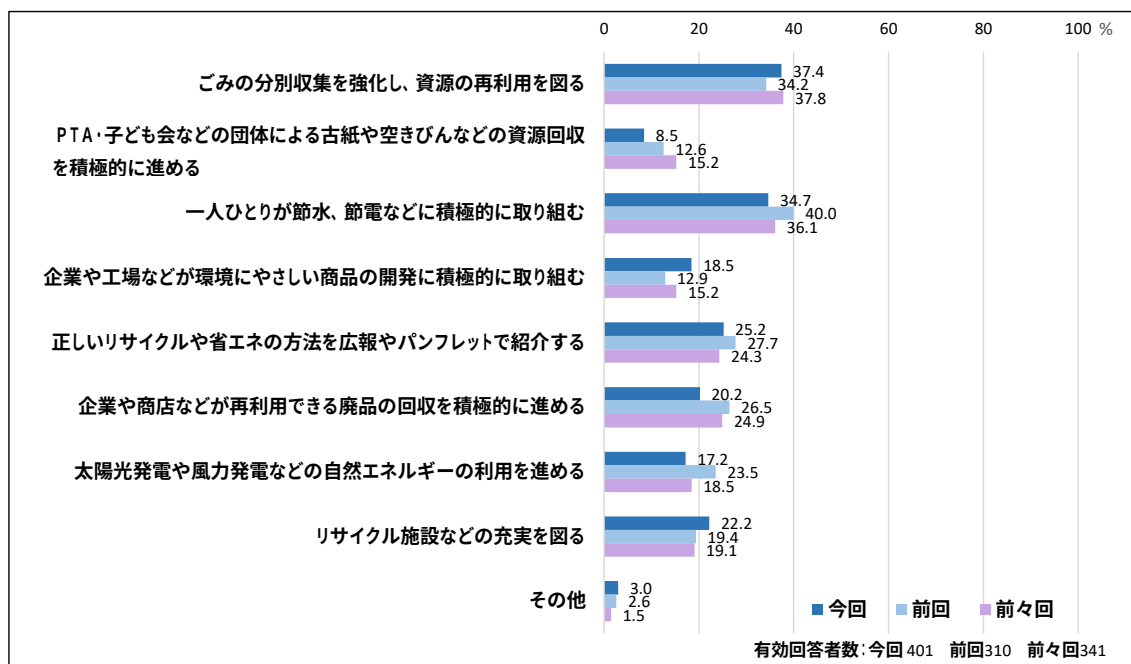
- ・「どのような取組をすれば良いのかわからない」との回答が50.0%と特に多く、情報の提供や知識の普及が課題である。
- ・「面倒くさい」、「個人で取り組んでも、あまり効果はない」といった否定的な意見が、前は減少していたが、今回は再び増加していたことから、改めて意識啓発を行っていくことが必要である。
- ・「その他」の回答としては、「興味がない」、「関心がない」などが挙げられた。



7) リサイクルや省エネルギーを進める上で行うべき取組

【2つまで選択】

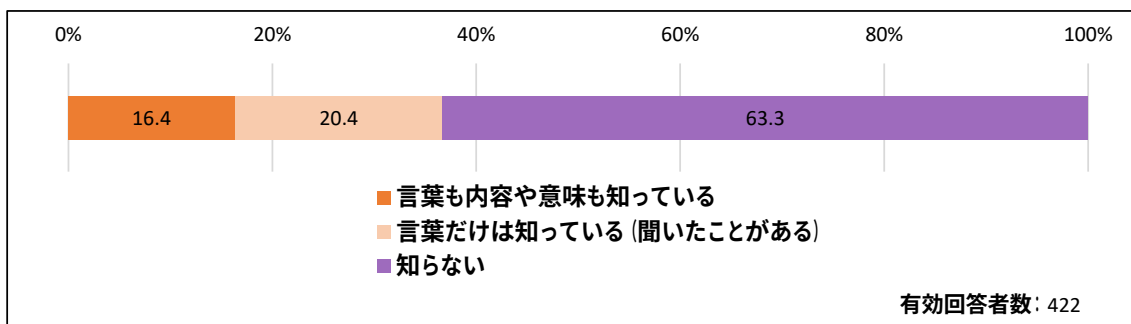
- ・「ごみの分別収集を強化し、資源の再利用を図る」が 37.4%、「一人ひとりが節水、節電などに積極的に取り組む」が 34.7%と高くなっている。
- ・項目によって、前回や前々回と比較して増加したり減少したりしているが、ほとんどの項目が 20～40%であり、幅広い取組が求められている。
- ・「その他」の回答では、子供たちへの環境教育に対する意見が多く挙げられた。



8) SDGs の認知度

【単独選択】

- ・「知らない」が 63.3%と SDGs に関する認知はあまり広がっていない。

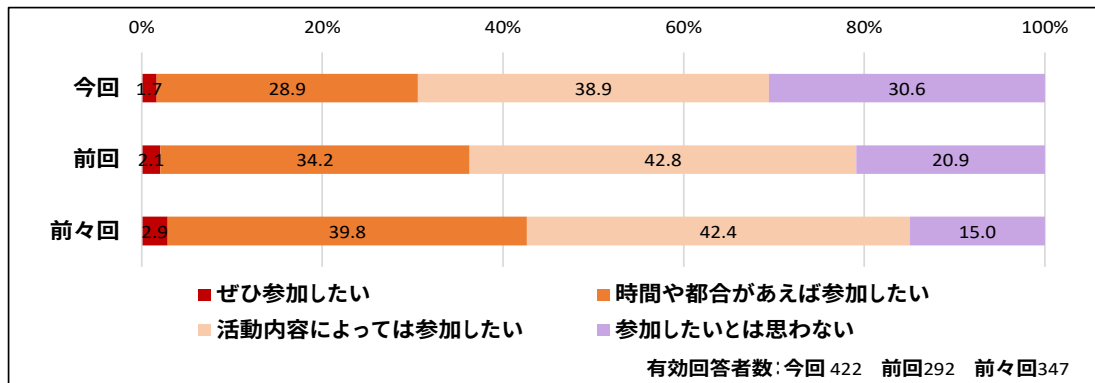


③環境づくりへの参加や役割について

1) 市民の自主的な環境づくりへの参加意欲

【単独選択】

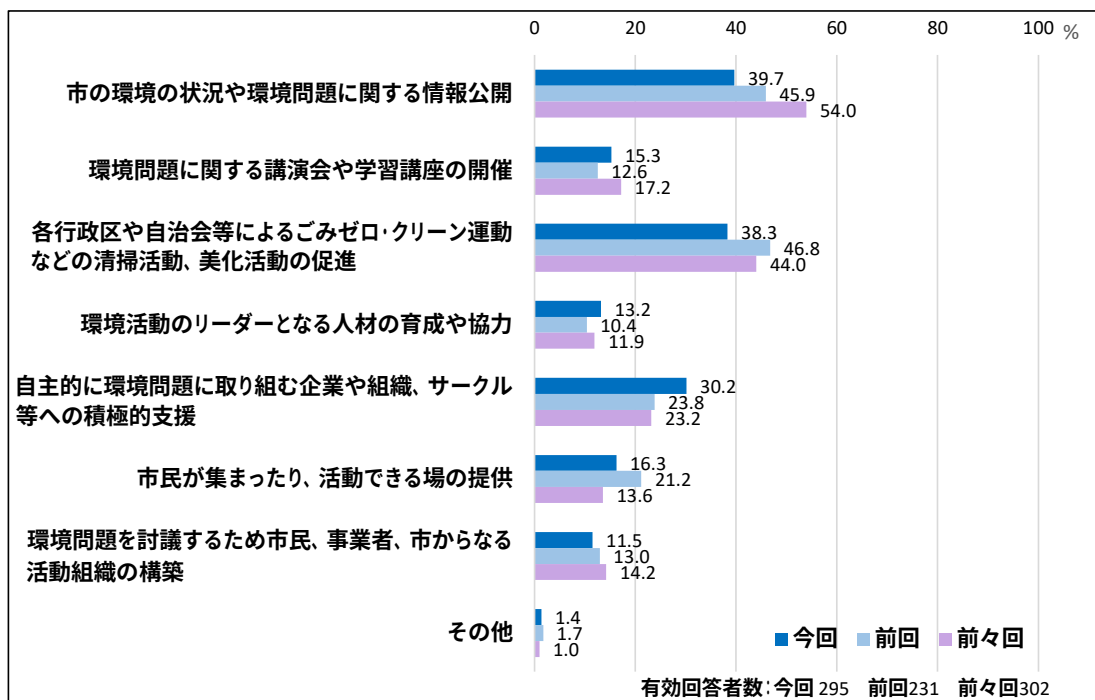
- ・「参加したい（「ぜひ参加したい」、「時間や都合があれば参加したい」、「活動内容によっては参加したい」の計）」は 69.5%と約 7 割の市民が自主的な環境づくりに参加したいと考えているが、前回、前々回と比較すると減少傾向にあり、参加意欲の低下が見られる。
- ・「ぜひ参加したい」はわずか 1.7%しかなく、積極的に参加したいとする層は少なくなっている。



2) 市民が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと

【2 つまで回答】

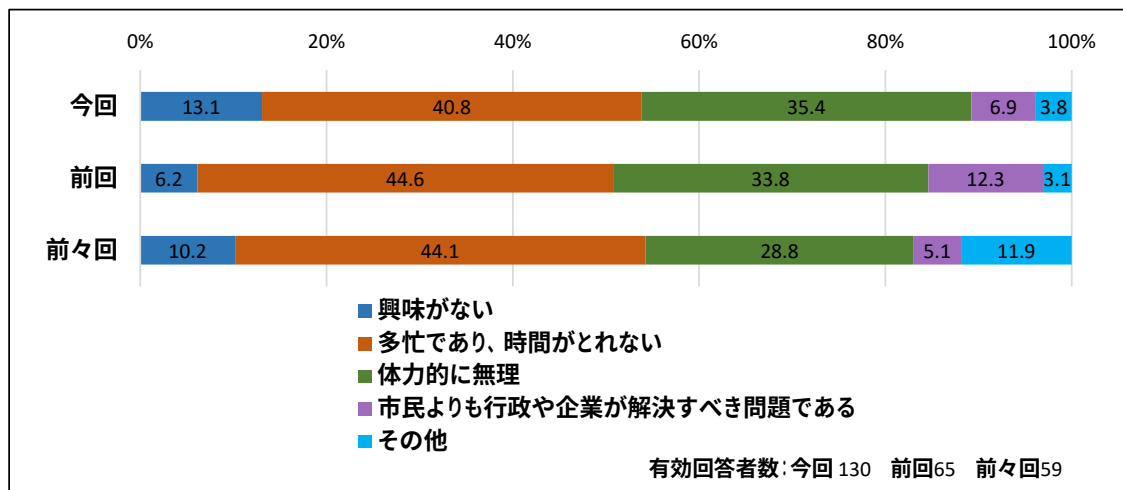
- ・「市の環境の状況や環境問題に関する情報公開」が 39.7%、「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動の推進」が 38.3%と高くなっているものの、前回、前々回よりも減少している。
- ・「自主的に環境問題に取り組む企業や組織、サークル等への積極的支援」も 30.2%と 3 割の市民に望まれている。
- ・「その他」の回答としては、「見える化」、「子供のころからの教育」が挙げられた。



3) 市民の自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由

【単独選択】

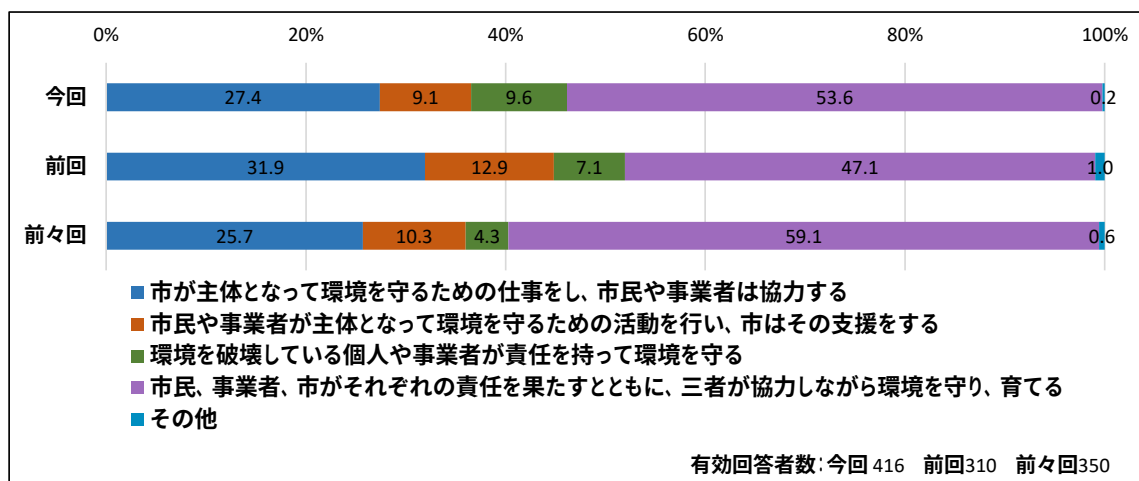
- ・「多忙であり、時間が取れない」が 40.8%と最も高く、次いで「体力的に無理」が 35.4%となっており全体の 3/4 を占めている。
- ・「興味がない」は、13.1%であるものの、前回よりも増加している。



4) 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担

【単独選択】

- ・「市民、事業者、市がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる」が 53.6%と最も多く、次いで「市が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する」が 27.4%となっている。
- ・「市民、事業者、市がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる」が前回に比べて増加し、5 割を超えたことから、環境を守り改善するにあたって三者協働がより強く求められている。

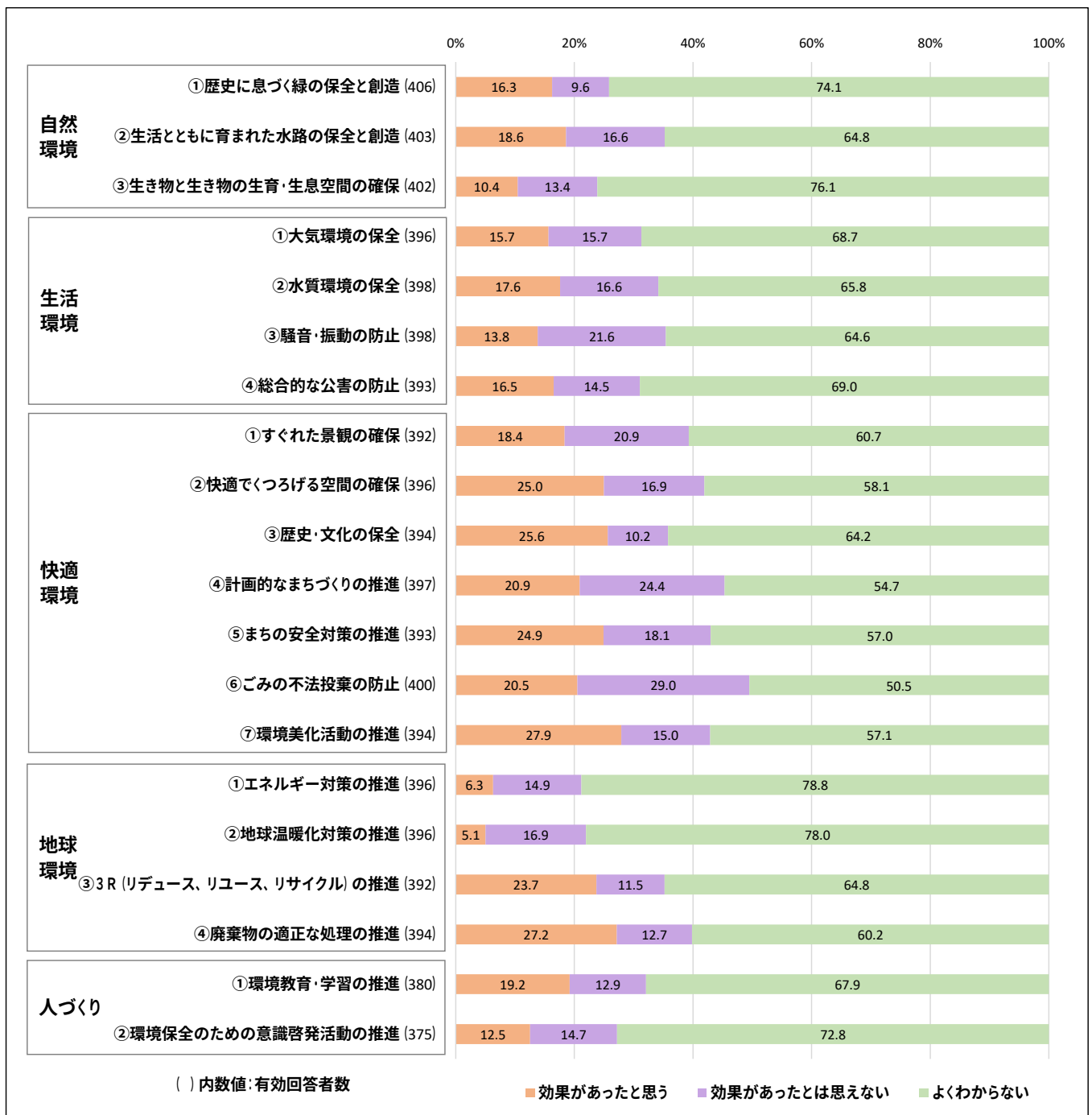


④市の環境行政の在り方

1) 環境基本計画の取組の効果

【単独選択】

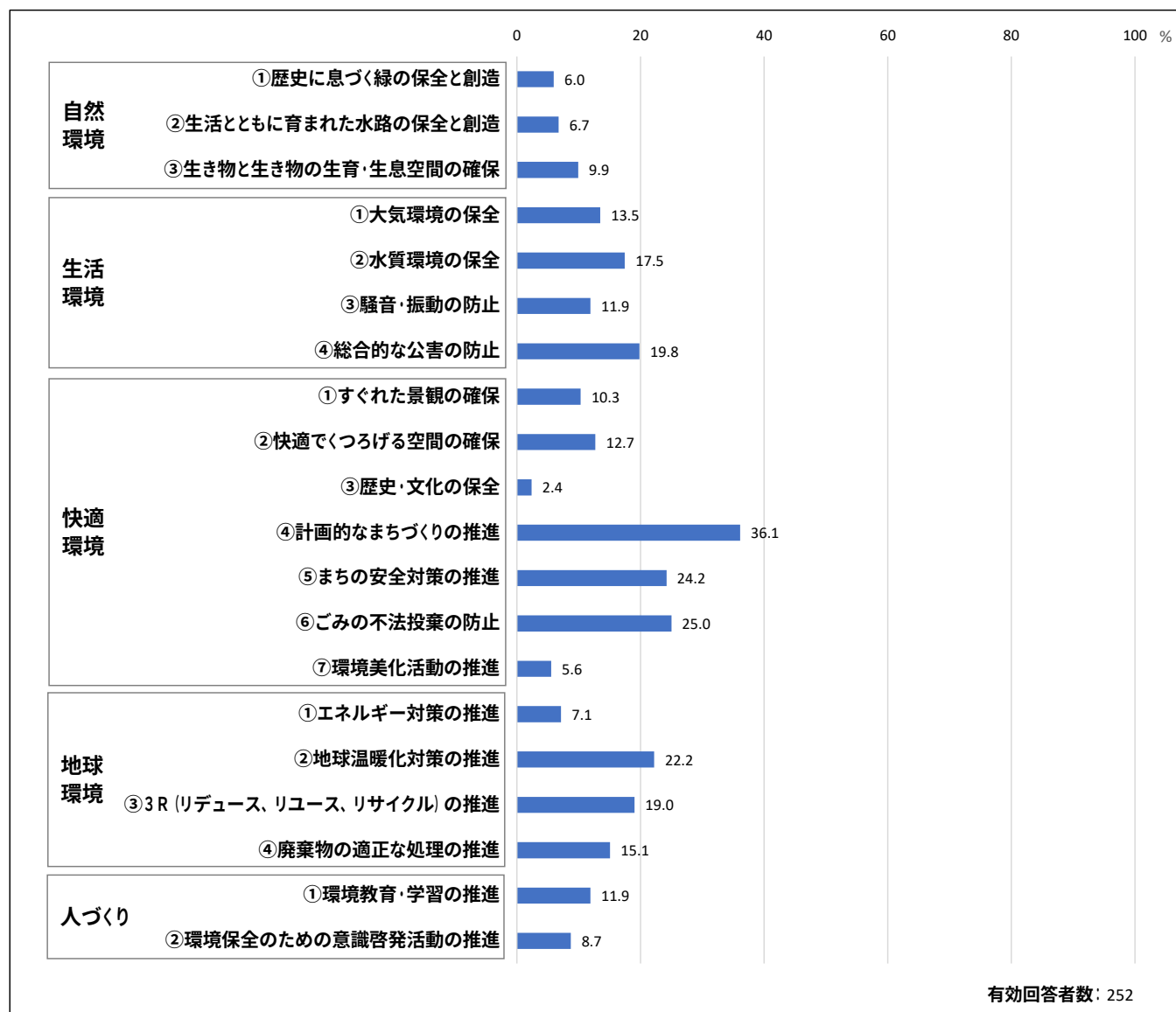
- ・すべての項目において「よくわからない」が5割を超えており、効果はあまり感じられていない。
- ・特に、「エネルギー対策の推進」と「地球温暖化対策の推進」は「効果があったと思う」と回答した人はわずか6.3%と5.1%であり、ほとんど効果が感じられていない。
- ・「快適でくつろげる空間の確保」、「歴史・文化の保全」、「環境美化活動の推進」、「廃棄物の適切な処理の推進」は「効果があったと思う」が25%以上であり、比較的高い評価となっている。



2) 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策

【3 つまで選択】

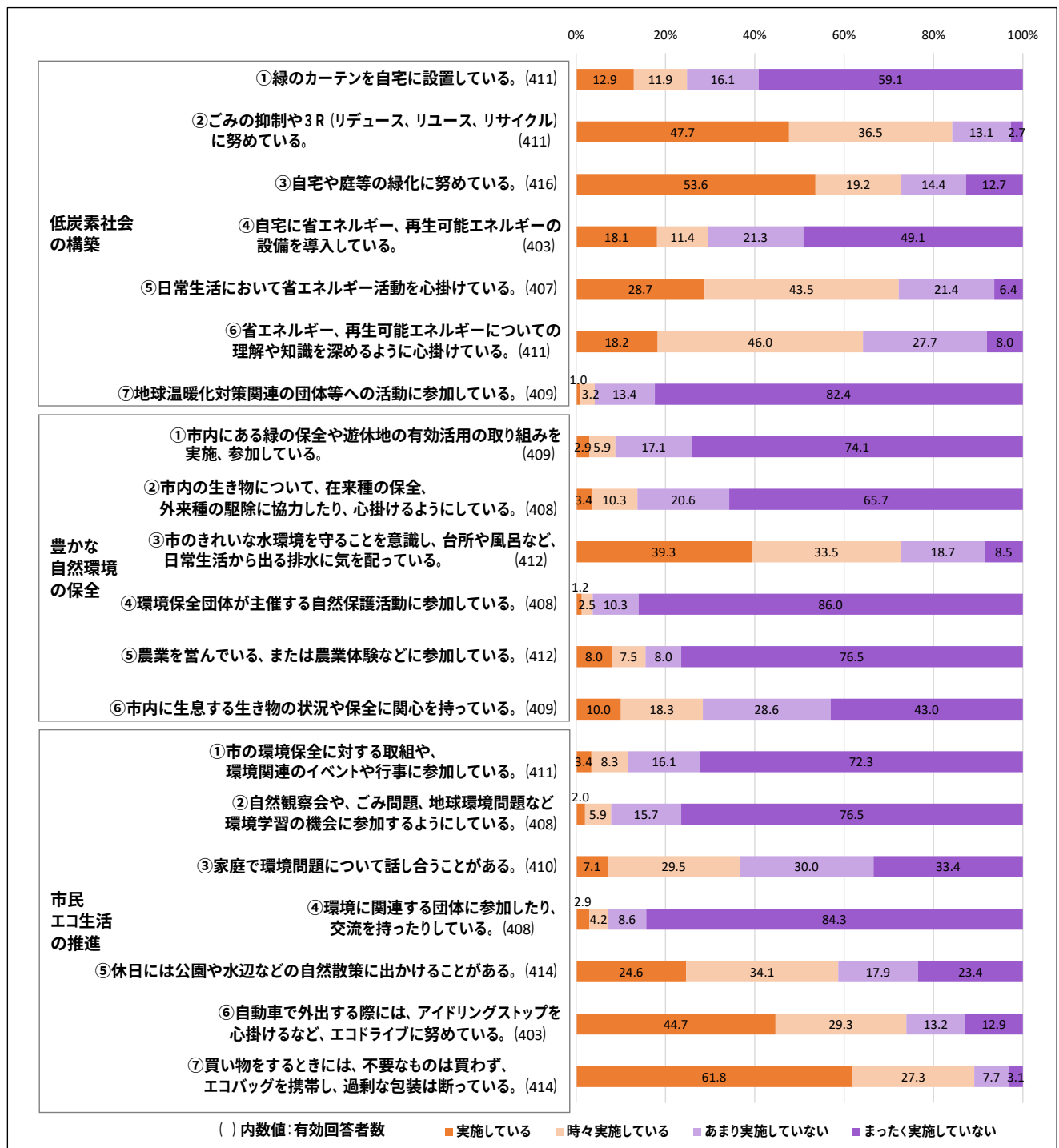
- ・「計画的なまちづくりの推進」が 36.1%と最も高く、次いで「ごみの不法投棄の防止」が 25.0%、「まちの安全対策の推進」が 24.2%となっており、計画的に整備された安全で清潔なまちが望まれている。
- ・「地球温暖化対策の推進」、「総合的な公害の防止」は、約 2 割の回答率となっていることから、一定程度の要望がある。



3) 環境基本計画で位置付けられた市民の取組に関する実施状況

【単独選択】

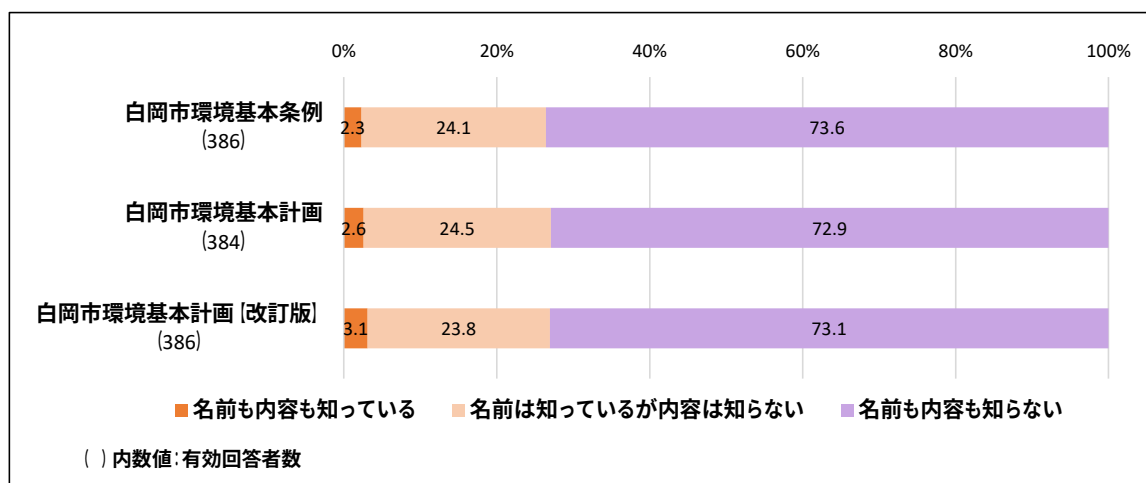
- ・「買い物をするときには、不要な物は買わず、エコバックを携帯し、過剰な包装は断っている」の「実施している」は61.8%、「時々実施している」を合わせると89.1%となり、約9割の市民が実施している。
- ・「ごみの抑制や3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努めている」も「実施している」と「時々実施している」の合計が8割を超えており、多くの市民が実施している。一方で、「地球温暖化対策関連の団体等への活動に参加している」、「環境保全団体が主催する自然保護活動に参加している」、「環境に関連する団体に参加したり、交流を持ったりしている」は「まったく実施していない」が8割を超えており、環境に関連する団体や活動への参加はほとんど実施されていない。



4) 環境基本条例及び環境基本計画（改訂版含む）の認知度

【単独選択】

- ・どの条例・計画においても、「名前も内容も知っている」は約2～3%となっており、「名前も内容も知らない」が約73%と、ほとんどの市民に認知されていない。



2.環境に関する事業者アンケート調査結果

(1) 調査概要（実施期間 令和2年6月1日～6月15日）

本アンケート調査は、環境保全施策等に関する事業者の意見、要望を把握し、その結果を環境基本計画に反映するために実施したものであります。

●調査対象

- ・ 調査対象地域 白岡市全域
- ・ 調査対象 市内に事業所を構える企業、商店等
- ・ サンプル数 150 票
- ・ 抽出方法 無作為抽出
- ・ 調査方法 郵送配送・郵送回収方式
- ・ 回収結果 回収数 51 票（回収率 34.0%）

●調査内容（設問項目）

①属性

業種、事業形態、従業員数

②事業所における環境問題への取組状況

- ・ 事業所から出る廃棄物の処理状況
- ・ 事業所から出る廃棄物のリサイクル実施状況
- ・ リサイクルを実施する上での問題点
- ・ 事業所における省エネルギー化の進捗状況
- ・ 省エネルギー化を実施する上での問題点
- ・ 現在、実施している環境保全対策
- ・ 今後、実施を予定している環境保全対策
- ・ SDGs の認識

③事業所の環境保全に対する考え方

- ・ 環境保全に対する企業の役割
- ・ 事業所が環境保全対策を一層進めていくための課題
- ・ 白岡市の環境を改善していくための今後の姿勢

④環境づくりへの参加

- ・ 市民・事業者の連携による自主的な環境づくりへの参加意欲
- ・ 市民や事業者が環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと
- ・ 市民・事業者の連携による自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由
- ・ 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担

⑤市の環境行政の在り方

- ・ 環境基本条例及び環境基本計画（改訂版含む）の認知度
- ・ 環境基本計画の取組の効果
- ・ 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策

※グラフ、表に表記されている値については、四捨五入の関係によりパーセンテージの合計が 100 にならない場合があります。また、表、グラフ中の「今回」は令和2年、「前回」は平成27年、「前々回」は平成22年の調査を指します。

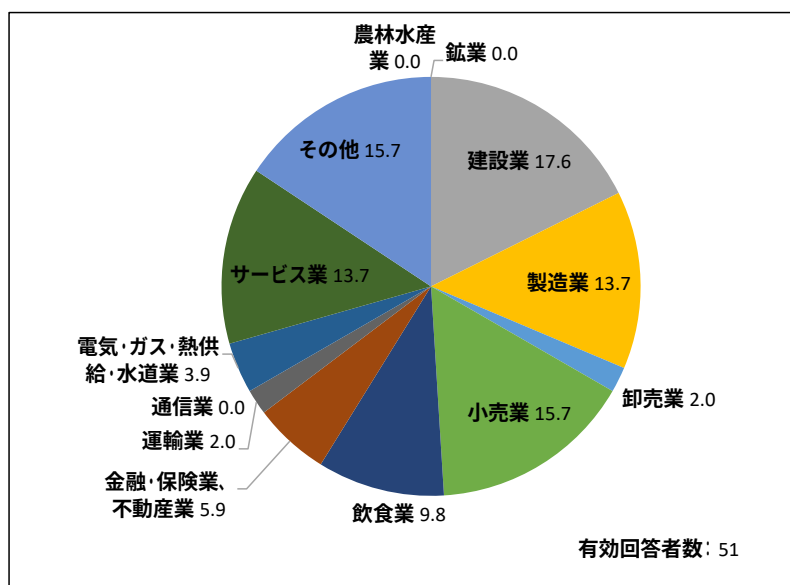
(2) 集計結果

①属性

1) 業種

【単独選択】

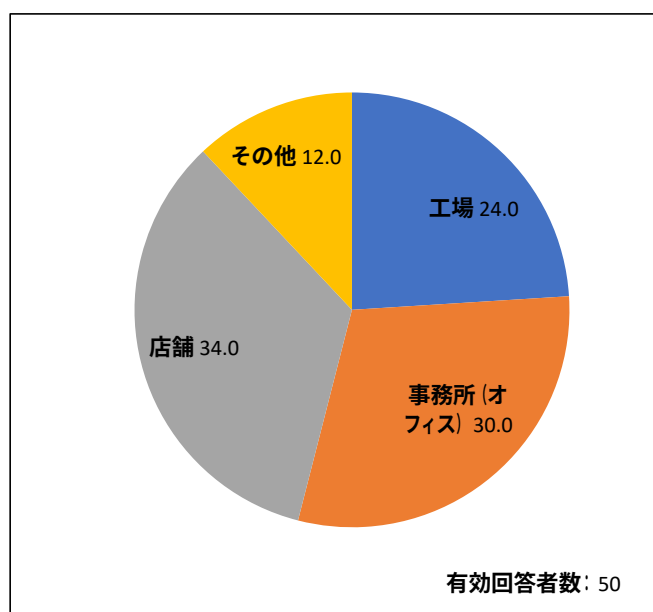
- ・「建設業」が17.6%と最も多く、次いで「小売業」が15.7%、「製造業」、「サービス業」が13.7%となっている。
- ・「その他」の回答も15.7%と高く、「社会福祉法人」、「旅行業」、「医療」などが挙げられた。



2) 事業形態

【単独選択】

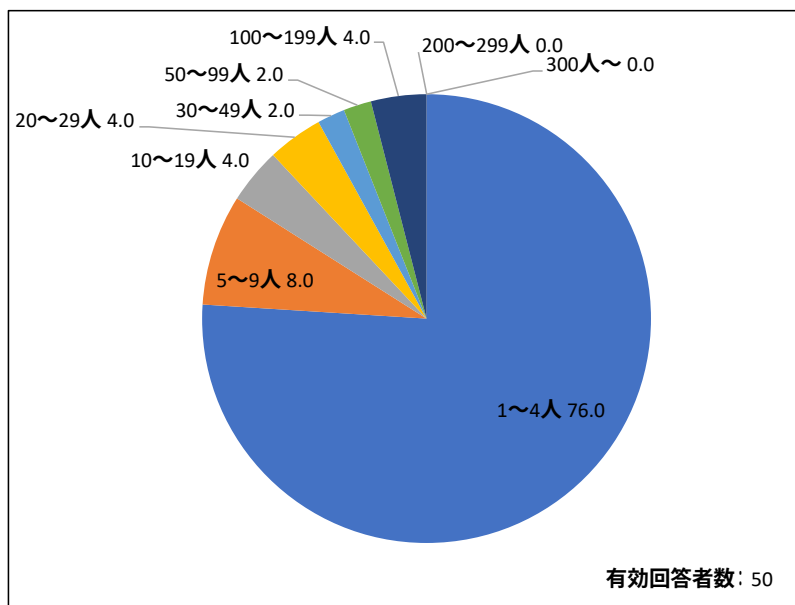
- ・「店舗」が34.0%と最も多く、「事務所（オフィス）」が30.0%、「工場」が24.0%となっている。
- ・「その他」の回答としては、「自宅」、「福祉施設」、「診療所」が挙げられた。



3) 従業員数

【単独選択】

- ・「1～4 人」が 76.0% とかなり多くなっており、次いで「5～9 人」が 8.0% となっている。
- ・10 人未満の事業所が 8 割以上を占めており、200 人以上の事業所は 0% である。

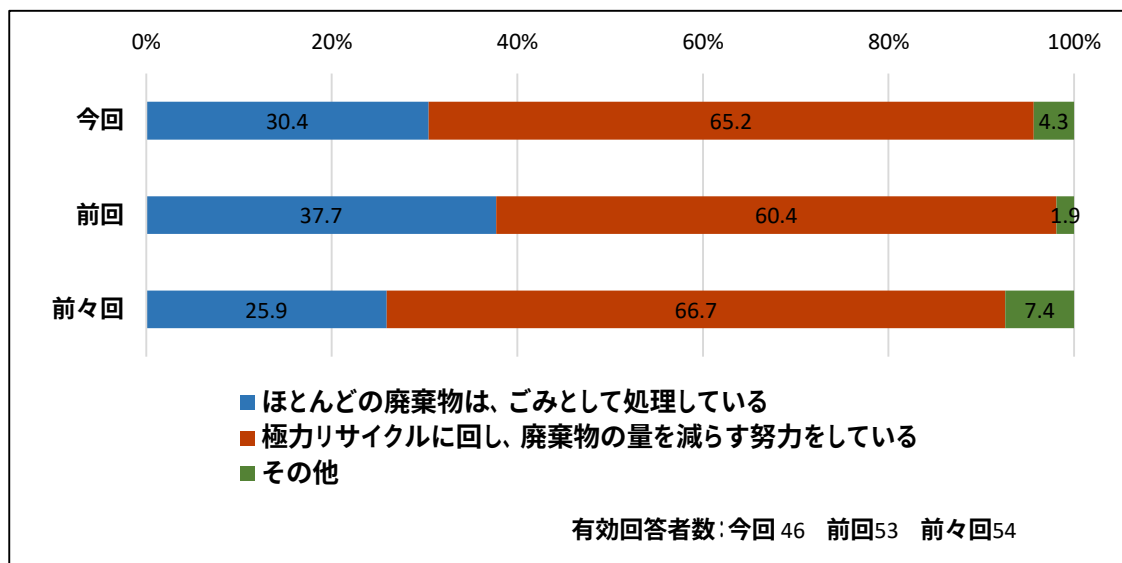


②事業所における環境問題への取組状況

1) 事業所から出る廃棄物の処理状況

【単独選択】

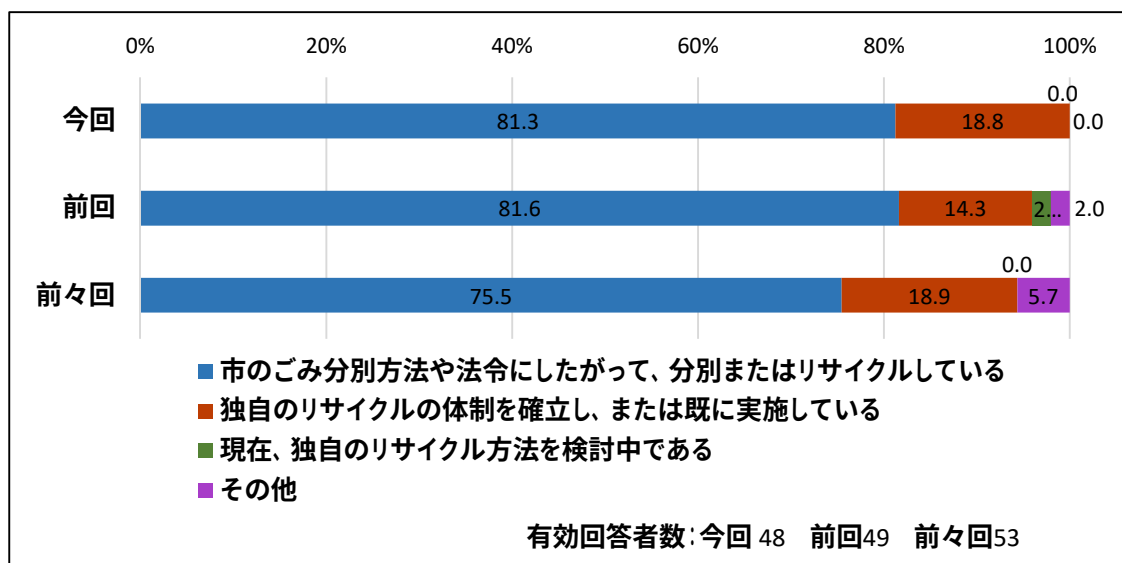
- ・「極力リサイクルに回し、廃棄物の量を減らす努力をしている」が65.2%となっており、「ほとんどの廃棄物は、ごみとして処理している」が30.4%となっている。
- ・前回と比較し、「極力リサイクルに回し、廃棄物の量を減らす努力をしている」が増加しているものの、前々回よりは低い割合となっている。
- ・「その他」の回答としては「専門業者に有料で引き取りをしてもらっている」が挙げられた。



2) 事業所から出る廃棄物のリサイクル実施状況

【単独選択】

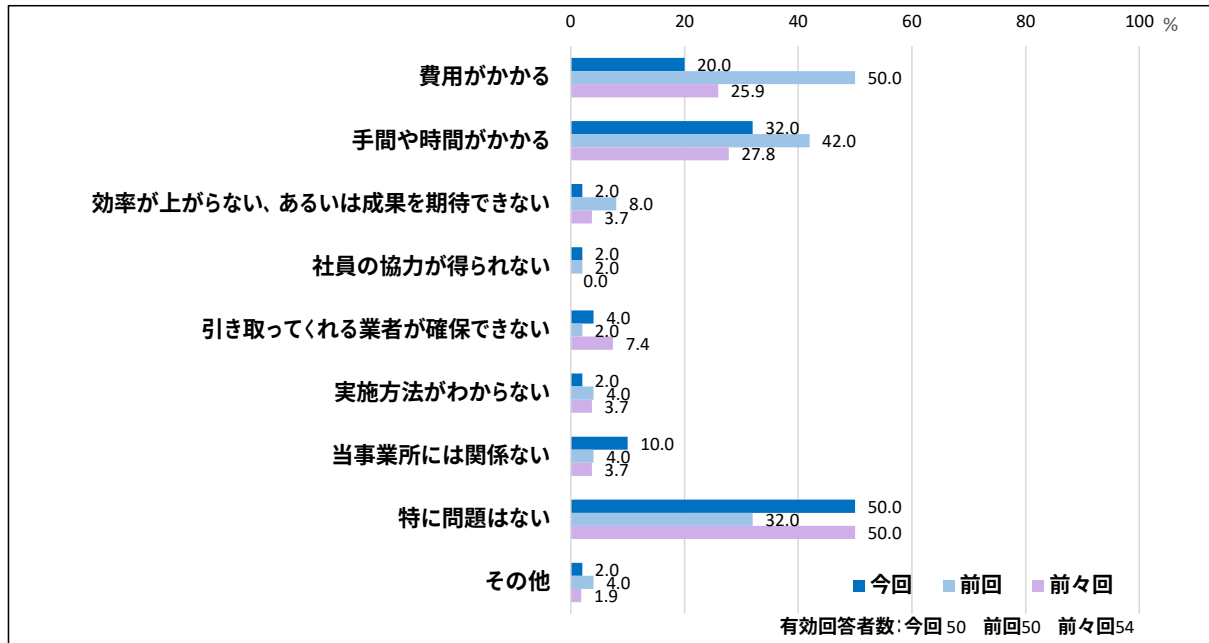
- ・「市のごみ分別方法や法令にしたがって、分別またはリサイクルしている」が81.3%と、8割以上が市の分別方法にしたがっており、「独自のリサイクルの体制を確立し、または既に実施している」は18.8%である。
- ・前回と比較し、「独自のリサイクルの体制を確立し、または既に実施している」が少し増加している。



3) リサイクルを実施する上での問題点

【複数選択】

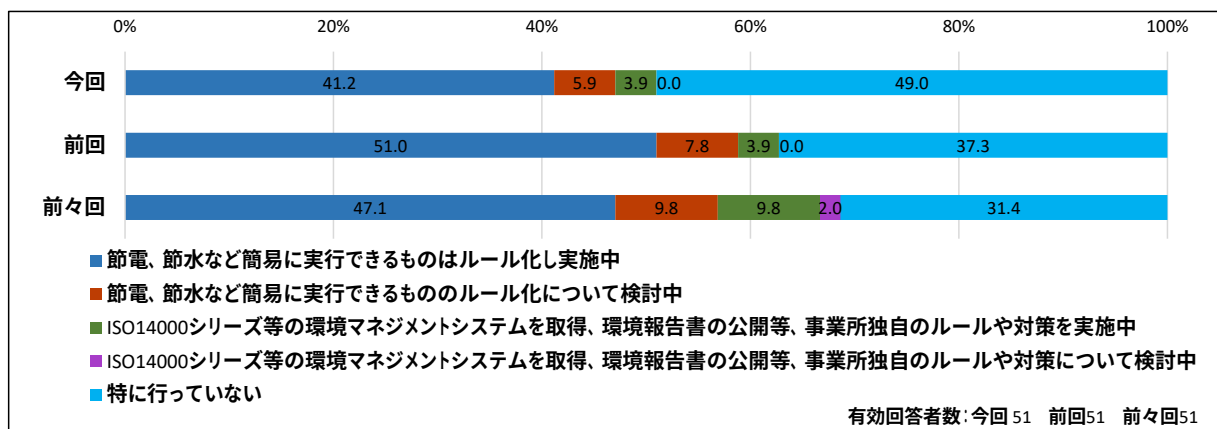
- ・「特に問題はない」が50.0%と最も多くなっている。
- ・「手間や時間がかかる」が32.0%、「費用がかかる」が20.0%と前回に比べ大きく減少しており、リサイクルの実施に対して問題を感じる事業者が減少している。
- ・「当事業所には関係ない」が10.0%あり、前回、前々回よりも増えていることから、リサイクルに対する関心が少し離れてきている。



4) 事業所における省エネルギー化の進捗状況

【単独選択】

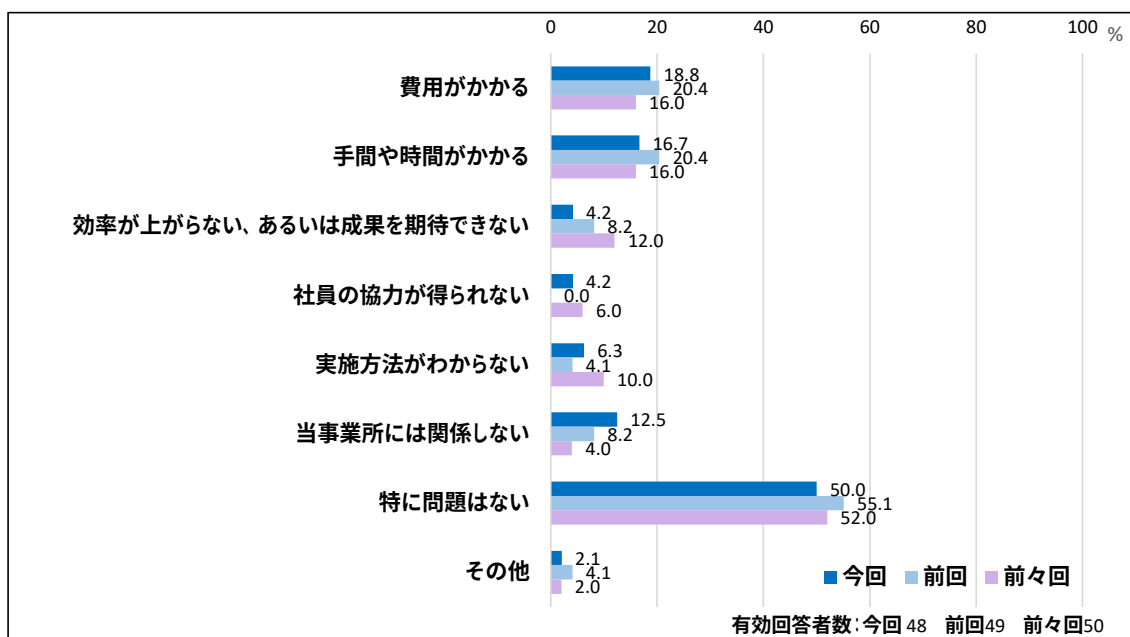
- ・「特に行っていない」が49.0%と最も多く、前回、前々回と比較してもかなり増加していることから、今後改善が必要である。
- ・実施又は検討中の中では、「節電、節水など簡易に実行できるものはルール化し実施中」が41.2%と最も多く、約4割が節電や節水を実施している。



5) 省エネルギー化を実施する上での問題点

【複数選択】

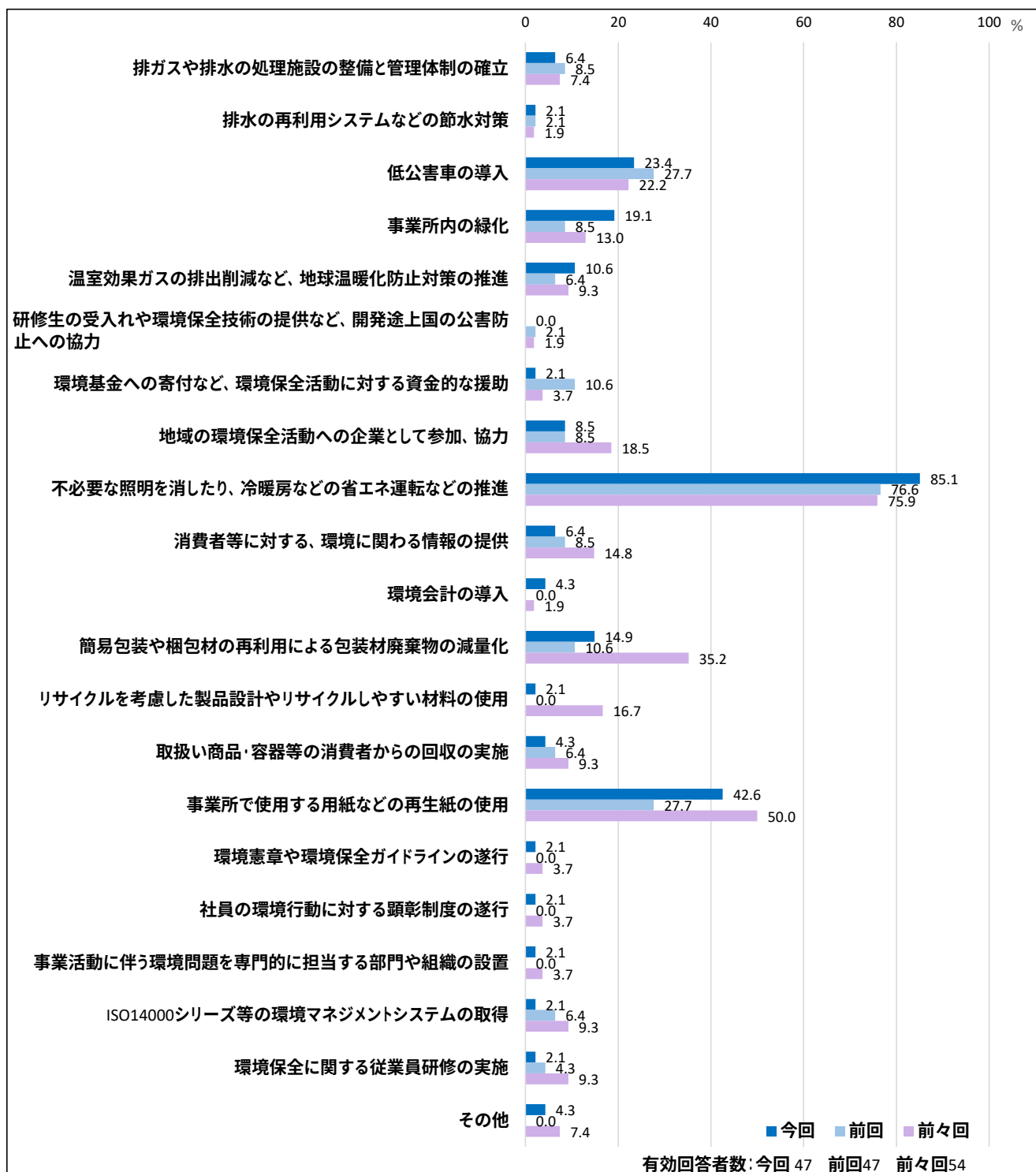
- ・「特に問題はない」が 50.0%と最も多く、リサイクルと同様に省エネルギーの実施においての問題を感じていない事業所が多い。
- ・「費用がかかる」が 18.8%、「手間や時間がかかる」が 16.7%と、一部の事業所においては問題となっている。
- ・「当事業所には関係しない」が 12.5%と、1 割以上の事業所は無関係だと考えている。
- ・「その他」の回答としては、「冷暖房の節約には限界がある」が挙げられた。



6) 問 9 現在、実施している環境保全対策

【複数選択】

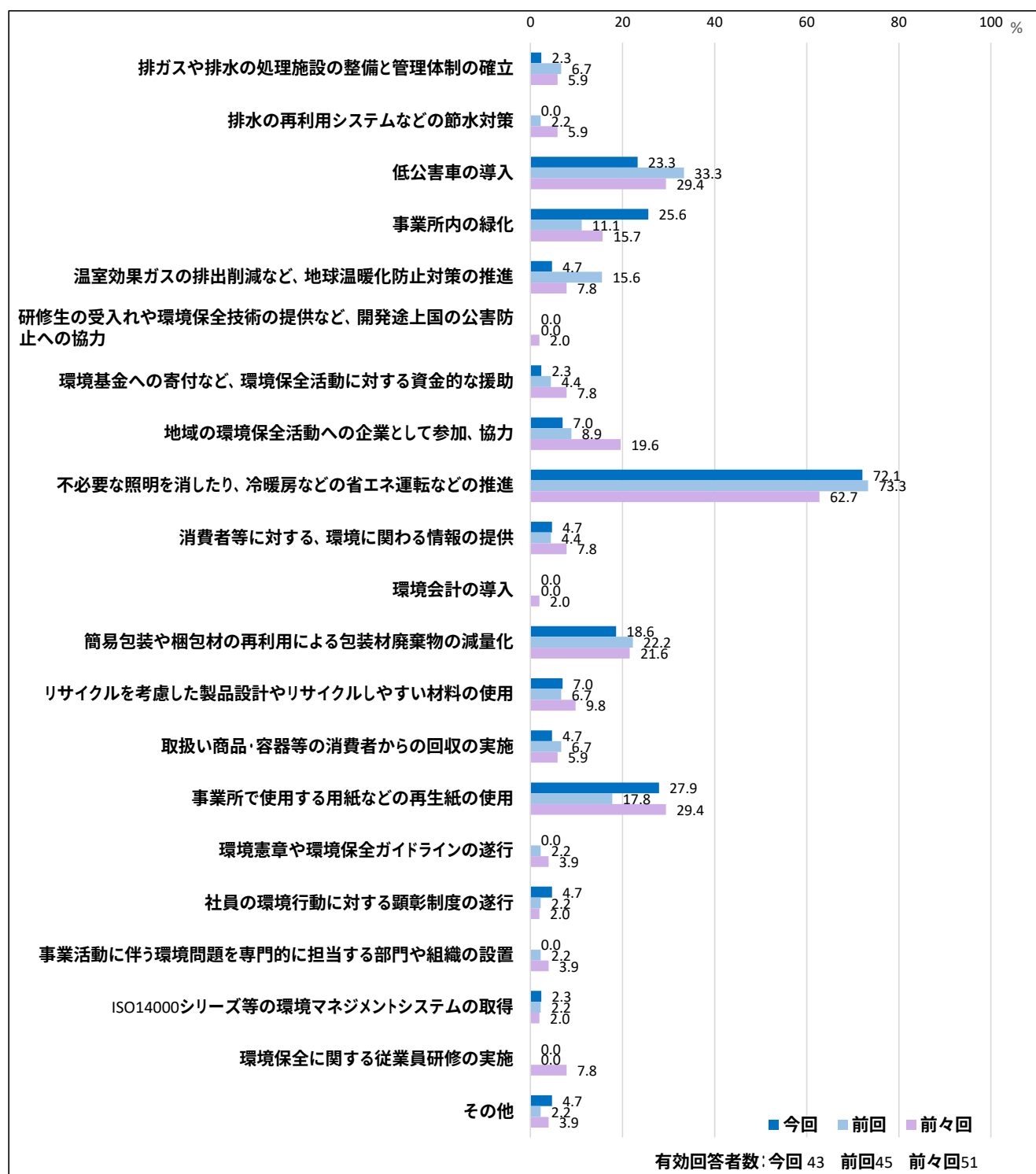
- ・「不必要な照明を消したり、冷暖房などの省エネ運転などの推進」が 85.1%と多くの事業所で実施されており、前回、前々回よりも増加している。
- ・「事業所で使用する用紙などの再生紙の使用」が 42.6%、「低公害車の導入」が 23.4%、「事業所内の緑化」が 19.1%、となっているが、そのほかの取組はあまり実施されていない。
- ・「研修生の受入れや環境保全技術の提供など、開発途上国の公害防止への協力」においては、実施している事業所が 0%である。



7) 今後、実施を予定している環境保全対策

【複数選択】

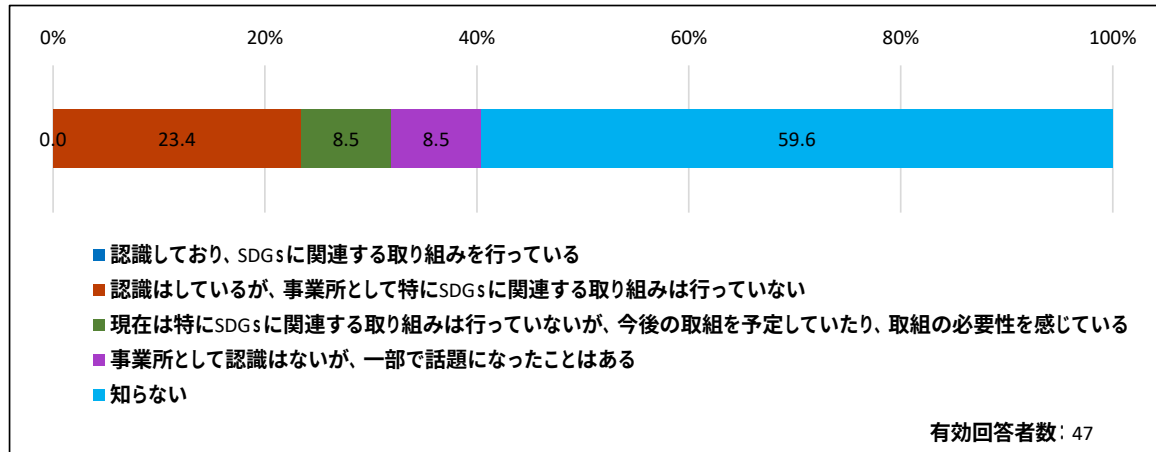
- ・現在多くの事業所が実施している、「不必要な照明を消したり、冷暖房などの省エネ運転などの推進」が72.1%と最も高くなっていたことから、今後も継続していきたいと考えている事業者が多いことが伺える。また、すでに比較的实施されているほかの取組についても、少し高くなっている傾向があることから、今後も継続したいと考えている事業所が多いと思われる。
- ・1割以下の取組が多く、0%の取組もいくつか見られる。



8) SDGs の認識

【単独選択】

- ・「知らない」との回答が 59.6%と最も多く、約 6 割の事業所は SDGs について認識していない。
- ・「認識しており、SDGs に関連する取り組みを行っている」は 0%と、実際に取り組みを行っている事業所はない。

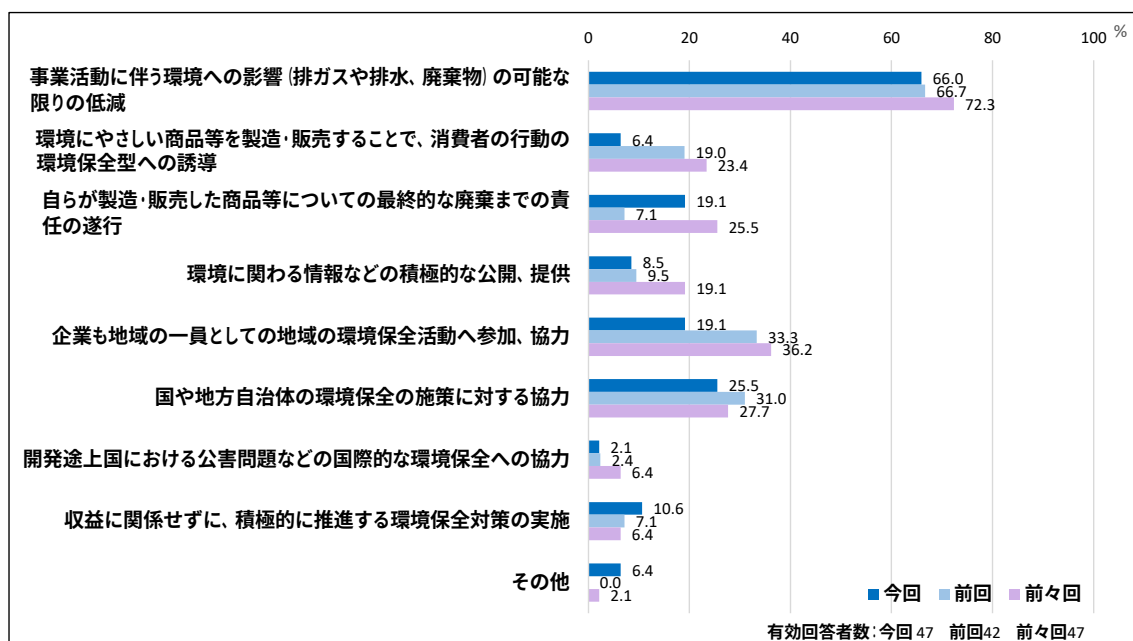


③事業所の環境保全に対する考え方

1) 環境保全に対する企業の役割

【複数選択】

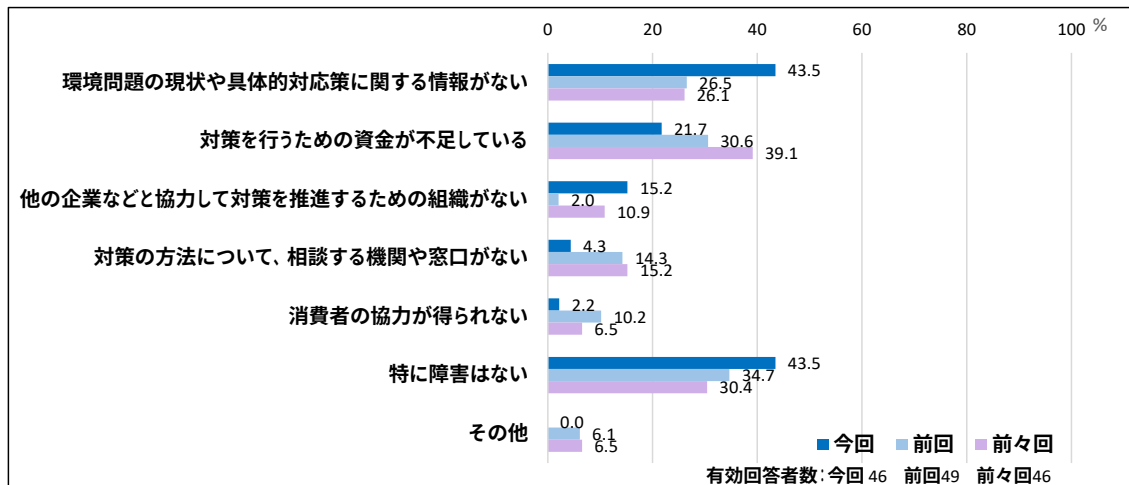
- ・「事業活動に伴う環境への影響（排ガスや排水、廃棄物）の可能な限りの低減」が66.0%と最も高くなっていたが、前回、前々回より少し低下している。次いで、「国や地方自治体の環境保全の施策に対する協力」が25.5%と比較的高く意識されている。
- ・前回、前々回と比較すると、意識されている項目が減少している。



2) 事業所が環境保全対策を一層進めていくための課題

【2 つまで選択】

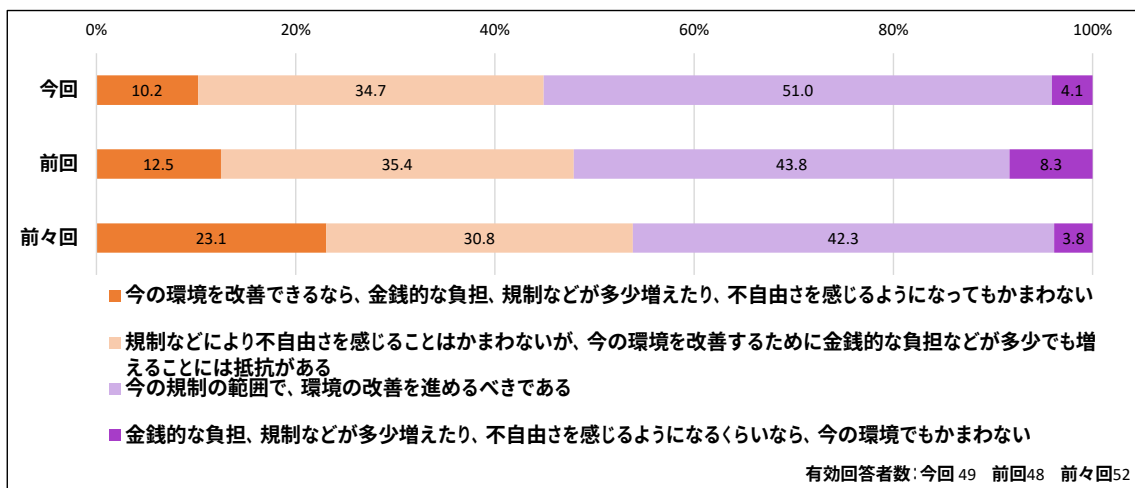
- ・「環境問題の現状や具体的対応策に関する情報がない」、「特に障害はない」が 43.5%と最も高く、情報が強く望まれている一方で、障害はないと考えている事業所も多い。
- ・「対策を行うための資金が不足している」も 21.7%あることから、資金も重要な課題の一つである。
- ・「対策の方法について、相談する機関や窓口がない」、「消費者の協力が得られない」は 5%以下で前回、前々回よりも減少していることから改善が見られる。



3) 白岡市の環境を改善していくための今後の姿勢

【単独選択】

- ・「今の規制の範囲で、環境の改善を進めるべきである」が 51.0%と最も多く、半数以上の事業所が今の規制の範囲内での改善を望んでいる。
- ・「規制などにより不自由さを感じることはかまわないが、今の環境を改善するために金銭的な負担が多少でも増えることには抵抗がある」が 34.7%と規制の強化を許容する事業者は比較的多い。
- ・「今の環境を改善できるなら、金銭的な負担、規制などが多少増えたり、不自由さを感じるようになってもかまわない」は 10.2%と積極的に改善を望んでいる事業所は少ない。

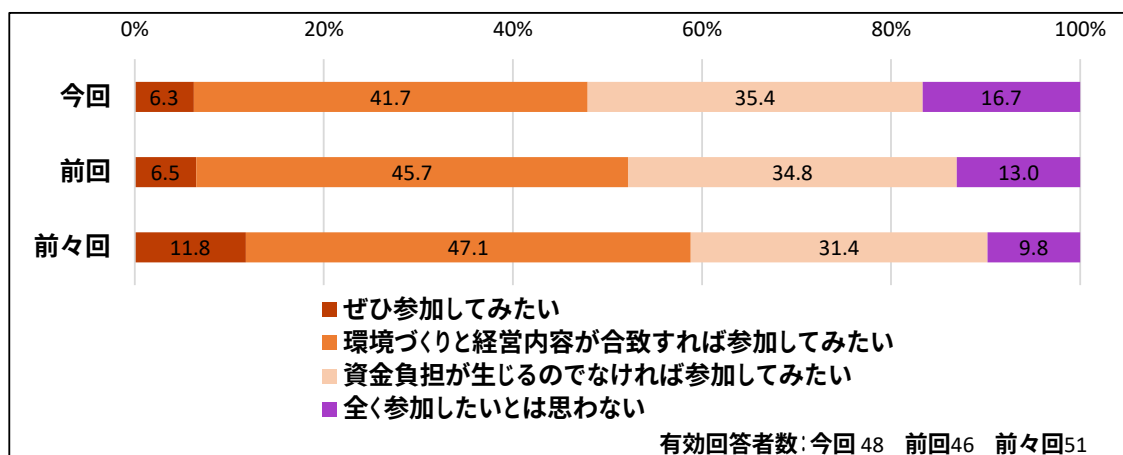


④環境づくりへの参加

1) 市民・事業者の連携による自主的な環境づくりへの参加意欲

【単独選択】

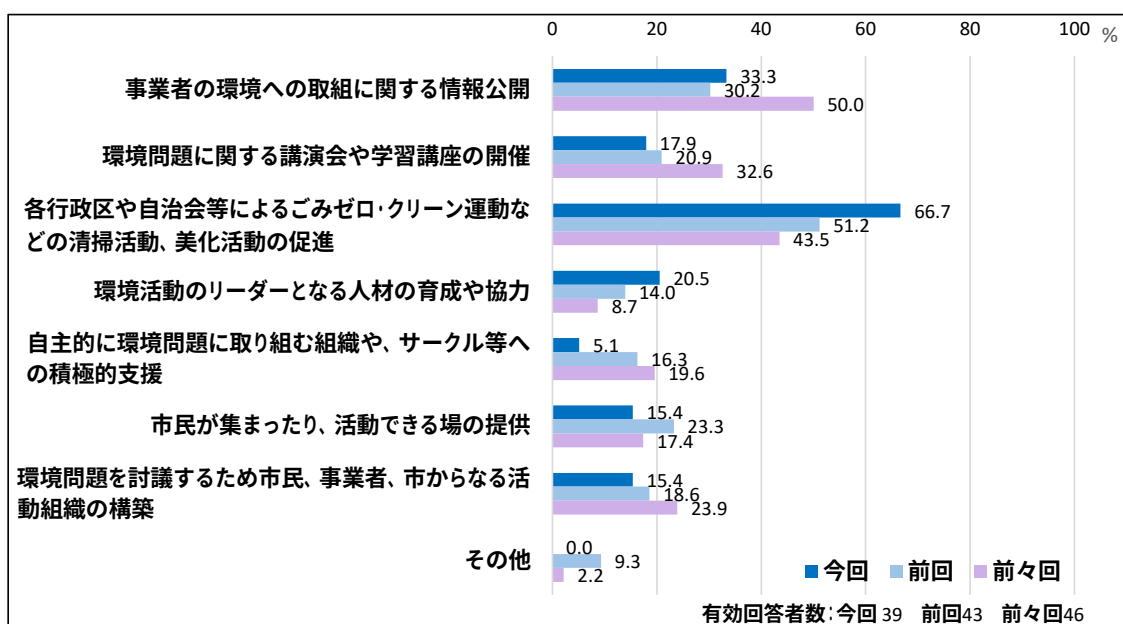
- ・「参加してみたい（「ぜひ参加してみたい」、「環境づくりと経営内容が合致すれば参加してみたい」、「資金負担が生じるのでなければ参加してみたい」の計）」は 83.4%と多くの事業者が参加してみたいと思っているものの、減少傾向にある。
- ・「ぜひ参加してみたい」との回答はわずか 6.3%しかなく、今後、積極的に参加したいとする層を広げていく必要がある。



2) 市民や事業者が環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと

【複数選択】

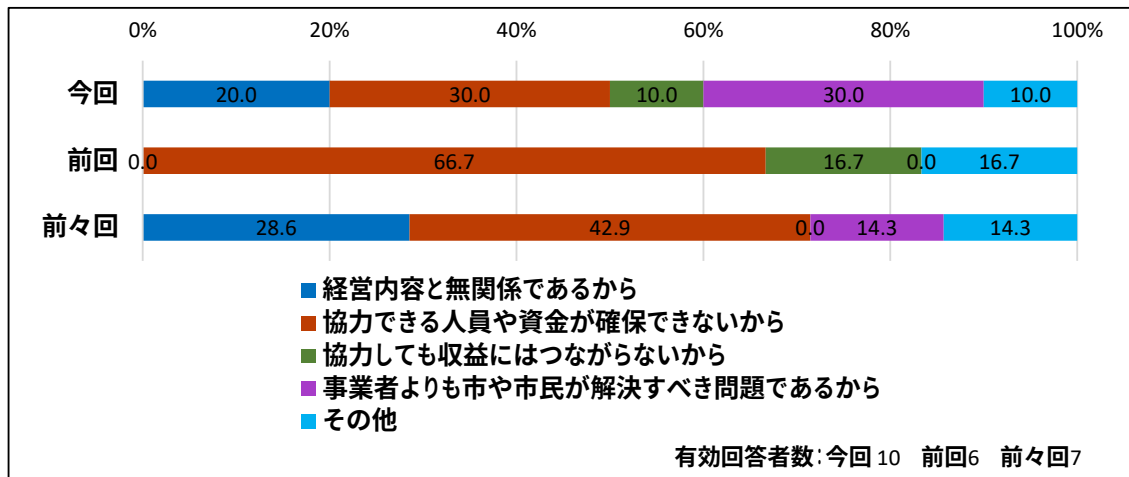
- ・「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動の促進」が 66.7%と 2/3 の事業者に望まれている。次いで「事業者の環境への取組に関する情報公開」が 33.3%となっている。
- ・「自主的に環境問題に取り組む組織や、サークル等への積極的支援」を除き、そのほかの項目も 15~20% あることから、幅広い取組が一定程度求められている。



3) 市民・事業者の連携による自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由

【単独選択】

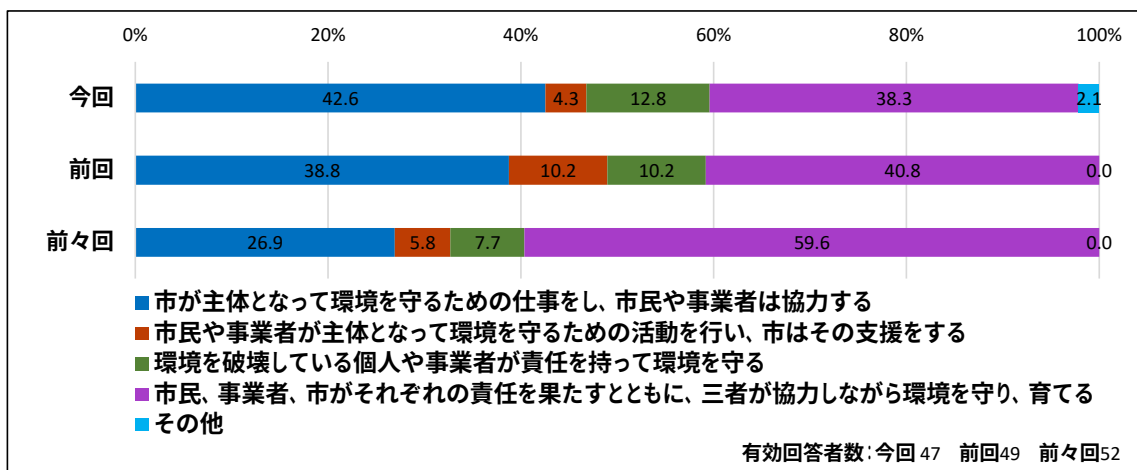
- ・「協力できる人員や資金が確保できないから」、「事業者よりも市や市民が解決すべき問題であるから」が30.0%と最も多くなっていた。
- ・前回と比較して、「協力できる人員や資金が確保できないから」が減少し、「経営内容と無関係であるから」、「事業者よりも市や市民が解決すべき問題であるから」が増加しており、変化が大きかった。しかし、これは有効回答者数が少なく、1票の影響が大きいことも理由の1つと考えられる。



4) 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担

【単独選択】

- ・「市が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する」が42.6%と最も高く、次いで「市民、事業者、市がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる」が38.3%となっており、市主体と三者協働が同じような割合で求められている。
- ・前回と比較し、大きな変化はなかった。
- ・「その他」の回答としては、「改善の必要はないと思う」が挙げられた。

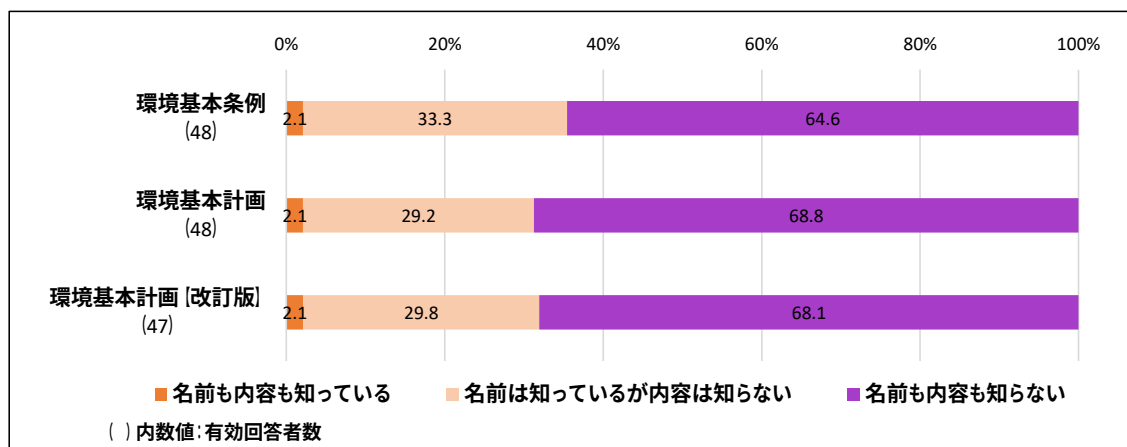


⑤市の環境行政の在り方

1) 問 20 環境基本条例及び環境基本計画（改訂版含む）の認知度

【単独選択】

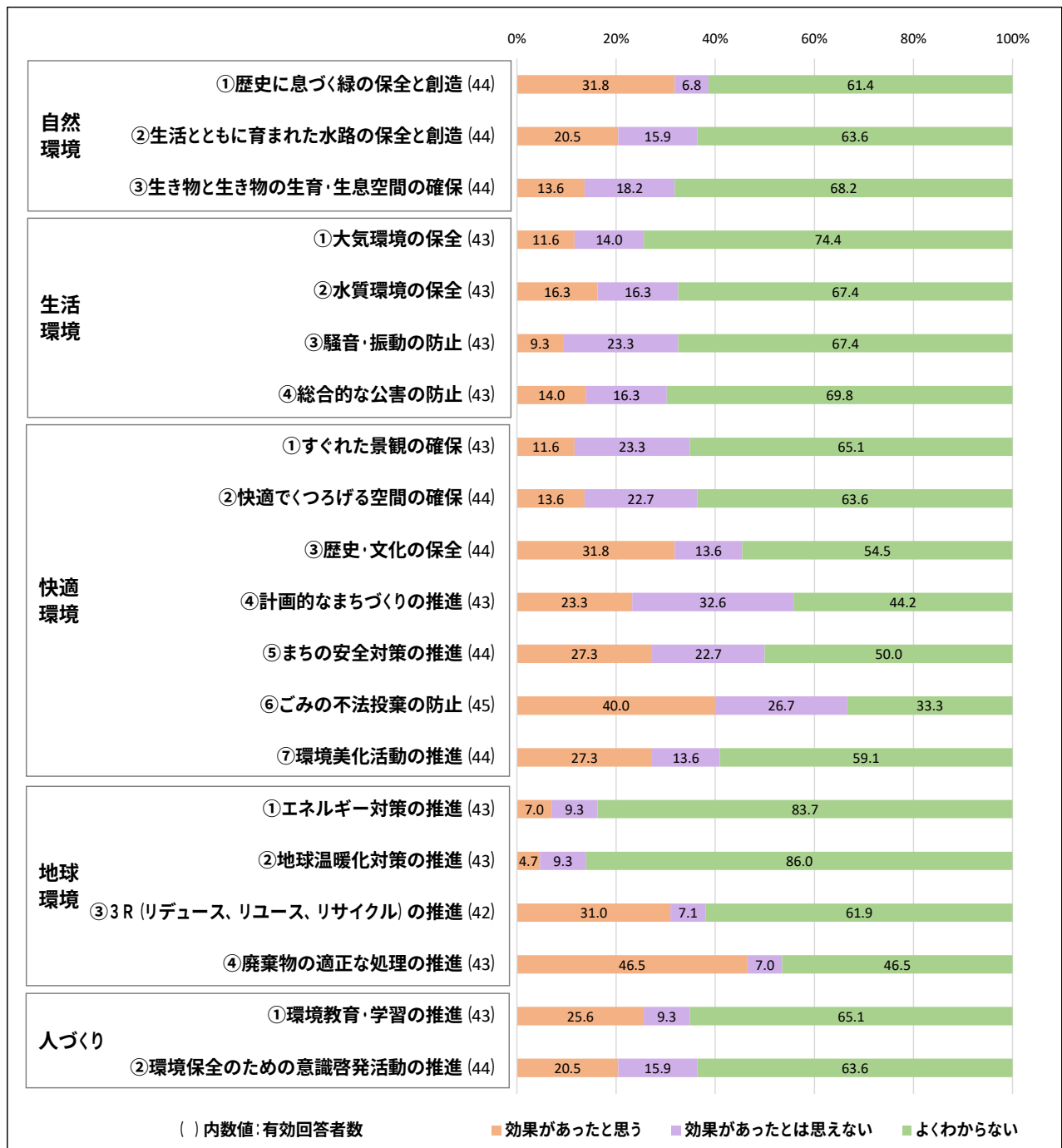
- ・どの条例・計画においても認知度に大きな差はなく、「名前も内容も知らない」が約 65～70%を占めており、あまり認知されていない。
- ・「名前も内容も知っている」は 2.1%であり、内容まで知っている事業所はごくわずかである。



2) 環境基本計画の取組の効果

【単独回答】

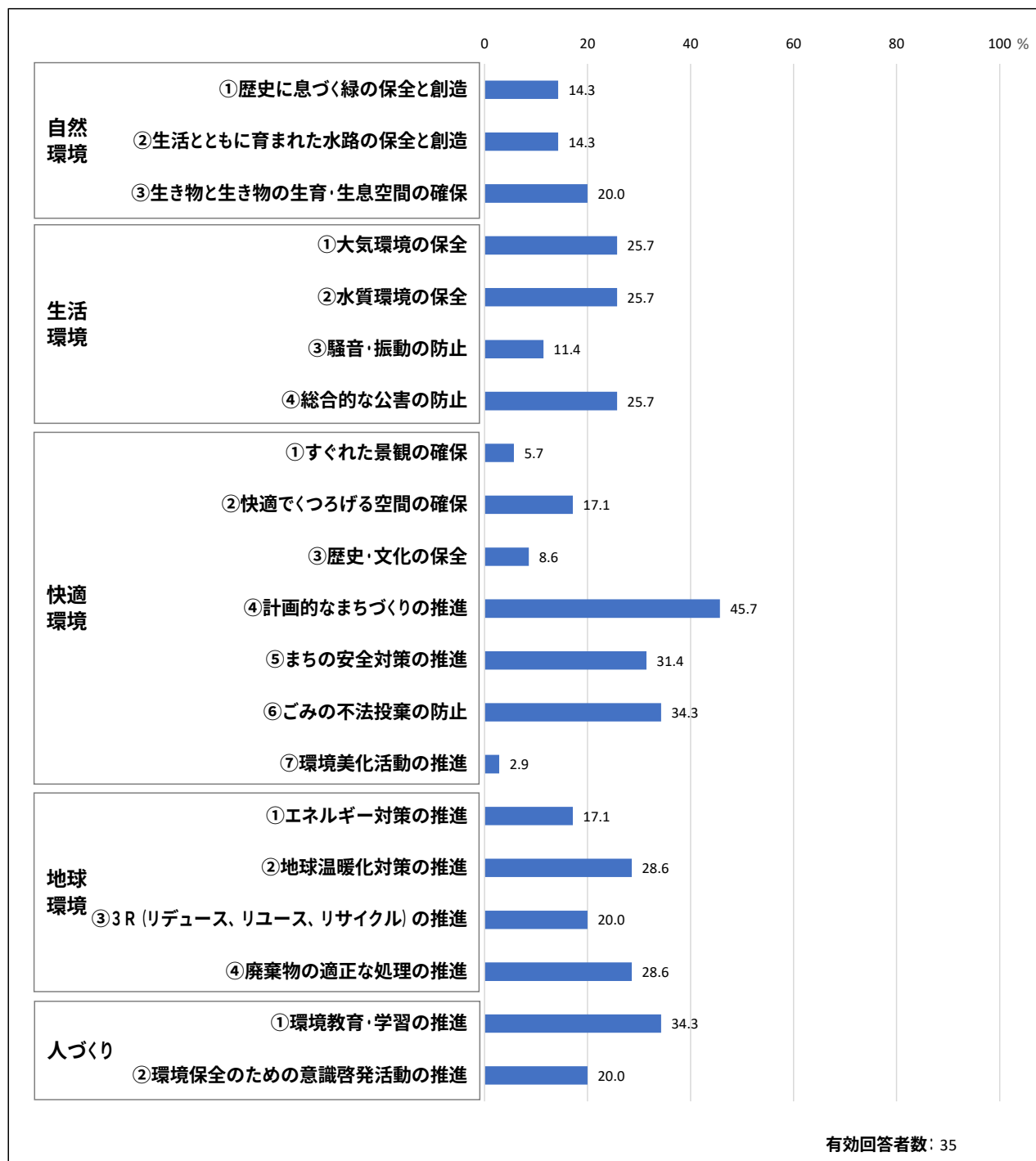
- ・多くの取組において「よくわからない」が高くなっており、効果はあまり感じられていない。
- ・「効果があったと思う」と回答した事業所が多かったのは、「廃棄物の適切な処理の推進」が46.5%、「ごみの不法投棄の防止」が40.0%、「歴史・文化の保全」が31.8%、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進」が31.0%であり、ごみ関連の項目が比較的高くなっている。
- ・「効果があったとは思えない」が多かったのは、「計画的なまちづくりの推進」が32.6%、「ごみの不法投棄の防止」が26.7%などがある。
- ・生活環境はすべての項目において、「効果があったとは思えない」が「効果があったと思う」と同じか、もしくはより高くなっている。



3) 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策

【3 つまで選択】

- ・「計画的なまちづくりの推進」が 45.7%と最も多く、約半数の事業所に求められている。次いで「ごみの不法投棄の防止」、「環境教育・学習の推進」が 34.3%、「まちの安全対策の推進」が 31.4%となっており、比較的重要視されている。
- ・回答率が 2 割を超えた取り組みも多く、幅広い取組が求められている。
- ・反対に回答が少なかった取組としては、「環境美化活動の推進」が 2.9%、「すぐれた景観の確保」が 5.7%、「歴史・文化の保全」が 8.6%と、いずれも 1 割未満である。



資料 8 白岡市環境基本条例

平成 22 年 9 月 29 日

条例第 12 号

目次

前文

第 1 章総則(第 1 条第 6 条)

第 2 章環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先(第 7 条)

第 2 節環境基本計画(第 8 条・第 9 条)

第 3 節市が講ずる環境の保全及び創造の施策等(第 10 条第 23 条)

第 4 節国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力(第 24 条)

第 5 節地球環境の保全及び国際協力(第 25 条)

第 3 章環境審議会(第 26 条第 33 条)

第 4 章補則(第 34 条)

附則

私たちが暮らす白岡市は、遠くまで見渡せる広い空と元荒川、見沼代用水、隼人堀川、柴山沼などの水辺、屋敷林、社寺林、里山などの樹林、水田、梨園などの田園が織りなす自然環境に恵まれたまちである。このような豊かな自然環境のもと、私たちは、生命を育み、歴史と伝統を築き、潤いのある生活を送ってきた。

しかし、近年の急速な都市化や経済活動に伴う私たちの生活様式の変化が、自然環境や動植物の生態系に大きな変化をもたらした結果、このままでは、自然の再生能力が失われてしまう事態を迎えようとしている。このような状況の中、私たちは、市、市民及び事業者との協働によって、環境に優しい生活習慣や事業活動に改めるとともに、人と自然の共生を図り、循環型社会の構築を目指していくために、互いが公平な責任をもって参加することが必要である。

私たちは、白岡市の環境は地球規模の環境問題と関連しているという視点を忘れず、国際的な取組と連携しながら、先人から受け継いだかけがえのない地球を守るとともに、共に知恵と力を出し合い環境の保全及び創造を推進し、現在及び将来の市民に美しい自然と豊かな文化を引き継ぐため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振

動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

- (3) 循環型社会廃棄物等の発生を抑制し、排出されたものをできるだけ資源として循環的に利用し、及び循環的に利用できないものを適正に処分することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき推進されなければならない。

- (1) 環境の保全及び創造は、市民が現在及び将来にわたり健康で文化的な生活を営むため、恵み豊かで良好な環境の恩恵を受けられるとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたり維持継承されるよう適切に推進されなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、自然の再生能力及び浄化能力を超えることのないように、すべての者が環境への負荷の低減を図り、持続的な発展が可能となる循環型社会の構築を目指して推進されなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、国際的な認識及び協力のもとに推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの日常生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、白岡市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、白岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造の施策等

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらのものの組織する団体(以下「市民等」という。)が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な処置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第14条 市は、環境の保全及び創造に資するため、次に掲げる事業の推進に当たっては、適正な措置を講ずるものとする。

- (1) 下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備
- (2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業
- (3) 公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 16 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する教育及び学習が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 17 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、環境に関する情報の収集に努めるとともに、必要な調査を実施するものとする。

(監視体制等の整備)

第 21 条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制づくりを図るものとする。

(市民等との協働)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関し、市民等と協働して取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

第 4 節 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力

(国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第 5 節 地球環境の保全及び国際協力

(地球環境の保全及び国際協力)

第 25 条 市は、地球環境の保全及び創造について、国際的な認識や協力のもとに国及び埼玉県その他の関係機関と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置)

第 26 条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するため、白岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 27 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関すること。

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の長が推薦した者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の協力要請)

第 32 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 33 条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

2 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

第 4 章 補則

(委任)

第 34 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章及び附則第 3 項(別表に環境審議会の部を加える改正規定に限る。)の規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(白岡町公害防止条例の廃止)

2 白岡町公害防止条例(昭和 52 年白岡町条例第 16 号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年白岡町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(平成 24 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

資料9 用語集

【あ】

●ISO14001 認証

環境管理に関する国際的な規格。事業体がそれぞれの活動の中で環境問題との関わりを考え、環境負荷低減に向け、事業行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者（審査登録機関）が評価を行う。

●アイドリングストップ

自動車が走行していない時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）を止めること。大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が平成8年から「アイドリング・ストップ運動」を開始した。

●IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により1988年11月に設置されたもの。

●赤星病

「サビ病」と呼ばれるサビ病菌によって葉っぱが変色する病気の1種で、主に梨やリンゴといったバラ科の果樹が被害にあいやすく、ナシ赤星病とも呼ばれる。感染すると、葉っぱの表面にあらわれたオレンジ色の斑点が徐々に大きくなるのが特徴。

●悪臭

嫌な「におい」、不快な「におい」の総称。

【い】

●石綿（アスベスト）

天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれているため、ボイラー配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材などに広く利用された。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用制限または禁止されるようになった。

●一級河川

一級水系に係わる河川のこと。国土交通大臣が指定した河川。全国で109水系、14,066河川が一級河川に指定（令和元年4月）されている。

●一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置された測定局。

【う】

●ウォームビズ

地球温暖化防止のため、暖房時のオフィスの室温を20℃にし、暖房に頼り過ぎず、暖かく働きやすいビジネススタイルのこと。

●雨水浸透ます

雨水を地下にしみ込みやすくする装置。雨水が地下にしみ込むことによって川に流れ込むまでの時間を長くし、河川のはんらん等を防ぐとともに、地下水も確保し樹木の補水や湧水の復活などにも役立てられる。

【え】

●エコアクション21

中小事業者等でも取り組みやすい環境経営のシステムとして、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく認証・登録制度。

●エコ建材

製造時に人の健康を害する汚染・有害物質を多量に発生しないことや、廃棄時や燃焼時に人や動植物を害する汚染・有害物質を大気や土壌中に発生しないこと、特に問題となっているフロン等の地球環境阻害要因物質を使用していないこと、使用時に人の健康を害する汚染・有害物質を発生させないことなどの条件が備わっている建材。

●エコツアー

エコ（エコロジー）、ツアー（旅行）を合わせた言葉。自然観察や体験をしながらしくみを学び、生き物や自然環境の保護活動に参加し、貴重な遺跡を守るなど自然や地球を大切にする旅行のこと。

●エコドライブ

環境にやさしい自動車の使用方法のこと。「駐停車時のアイドリングストップ」、「高速道路などにおける適正速度での走行」、「タイヤの空気圧の適正化」など自動車運転者一人一人の心がけが大気汚染物質や燃料消費量の削減につながる。

●エコバッグ

買い物に袋を持参して環境負荷を減らそうという運動で持参する袋のことをエコバッグ、またはマイバッグという。

●エコライフ DAY

家庭からの CO₂ 削減を目的とした県民運動。一人一人のライフスタイル変革のきっかけづくりとして、チェックシートを使って1日、省エネ、省資源の「エコライフ」を経験してもらう取組。

●SDGs

Sustainable Development Goals 略であり、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で採択された国際目標のこと。2016（平成 28）年～2030（令和 12）年までの 15 年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すためのゴールが示されている。

●LED

発光ダイオード。順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子。

【お】

●温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。京都議定書の第一約束期間では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオ

ロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 物質、2013 年以降の第二約束期間ではこれに三ふつ化窒素が加わり 7 種類が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か】

●外来種

海外から日本国内に持ち込まれた、何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種。

●外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物。

●合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂からでる雑排水を併せて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ 1/8 に減らすことができる。

●川の国応援団

埼玉県内各地において河川の清掃や環境教育などに取り組む団体であり、令和 2 年 11 月末現在、NPO、自治会、企業、学校など 707 団体が登録されている。

●環境基準

環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。

●環境基本計画

環境基本法の第 15 条に基づき、(1) 環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、(2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたもの。

●環境基本法

1993年に制定された(1)環境の恵沢の享受と継承等、(2)環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3)国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている法律。

●環境パトロール

市で行っている、市内全域の定期的な環境監視活動と、不法投棄ごみの撤去及び回収。

●環境マネジメントサイクル

管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実施(Do)し、その結果を内部で点検・評価(Check)し、不都合な点を見直し(Action)した上でさらに、もとの計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

●環境マネジメントシステム

環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直すという一連の手続き。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001がある。

【き】

●気候危機

2020年版「環境・循環型社会・生物多様性白書」において初めて記載された。白書では、1998年から2017年までの世界における気候関連災害の被害額は2兆2450億ドル(約240兆円)で、その前の20年間の2.5倍に上り、現状を「単なる『気候変動』ではなく、全ての生き物の生存基盤を揺るがす『気候危機』」と、これまでの白書より強い文言で説明している。

●気候変動枠組条約締結国会議

1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。同条約に基づ

き、国連気候変動枠組条約締結国会議(COP)が1995年から毎年開催されている。日本からは全てのCOPに環境大臣が出席している。

●京都議定書

1997年12月に京都で地球温暖化防止条約締結国会議が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締結国全体で1990年比5%以上(日本6%、アメリカ7%、EU8%)削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた。2013年以降は2020年までの8年間の第二約束期間とし、排出量を1990年の水準から少なくとも18%削減することとしたが、日本は第二約束期間には参加せず、自主的に設定した2020年削減目標に向け、温室効果ガスの排出削減努力を続けていくこととしている。

【く】

●COOL CHOICE

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組。

●クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28℃にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。

●グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)

国や市町村などに、環境物品(環境に配慮した製品・サービス)等の調達の推進と情報提供を義務付け、環境物品等への需要の転換を促進するのに必要な事項を定めている。

●グリーンツーリズム

農山村の生活や農作業の体験など農山村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

【け】

●景観計画

景観法の規定に基づき、景観行政団体（政令指定都市、中核市、または都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るため定めた計画。

●下水道整備率

公共下水道供用開始区域内の人口に対する水洗化されている人口の割合。

【こ】

●光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生するオゾンなどの酸化物の総称。

●光化学スモッグ

光化学オキシダントが大気中で生成し、気象条件によって地表での光化学オキシダント濃度が高くなる現象。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。

●公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

●航空騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく基準で、前身の公害対策基本法に基づいて、生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい航空機騒音に係る基準（昭和 48 年環境省告示 154 号）として定められる。この環境基準は航空機騒音による被害を防止するための音源対策、空港周辺対策等の各種施策を総合的に推進するための行政上の努力目標

であり、地域の類型ごとに騒音レベルの基準値が定められている。

●耕作放棄地（荒廃農地）

「もう利用されていないが、過去に作物が育てられていた土地」のこと。農林水産省では、耕作放棄地を「以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する意思のない土地」と定義している。

●古代蓮

白岡市野牛の野牛・高岩土地区画整理事業地内の調整池に生育している。蓮の品種については、東京大学の渡辺達三教授に鑑定を依頼し、平成 11 年 2 月に、原種の蓮であり古代蓮と呼ばれている「大賀蓮」、「原始蓮」であるとの結果が出た。現在、年代は特定できていないが、約 1200 年前の平安時代の頃の蓮であろうと推測されている

●ごみゼロ・クリーン運動

美しいまちづくりを進める目的で、5 月の最終日曜日（一部を除く）に、地域住民の協力を得て、全市的に各行政区で実施している清掃運動。

【さ】

●再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。

●埼玉県景観アクションプラン

埼玉県が、平成 15 年策定の新生埼玉行動計画における景観への総合的取組の必要性、及び平成 17 年 6 月の景観法の全面施行を受け、より個性と魅力あふれる埼玉の実現に向けた取組として策定したプラン。

●埼玉県景観計画

平成 16 年に制定された景観法に基づき、地域の特性を生かした景観の形成を進めるために埼玉県が策定した計画。

●埼玉県景観条例

埼玉の景観形成を進めるための施策を講ずるとともに、景観法の施行について必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観形成を推進し、魅力と風格のある郷土の形成に寄与することを目的とした条例。

●埼玉県生活環境保全条例

「埼玉県公害防止条例」の一部を改正し、従来の条例で規制していた工場等を原因とする産業型公害の規制を強化したほか、自動車交通公害などの都市・生活型公害対策や、廃棄物処理対策、化学物質の適正管理対策、地球環境保全対策に関する規定を新たに盛り込むなど、環境への負荷を低減し、現在及び将来の県民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とした条例。平成 14 年に施行された。

●埼玉県プラごみゼロウィーク

県土に占める河川の流域面積の割合が日本一の「川の国」である埼玉県において、海洋プラスチックごみ問題に対応するため、県民にプラスチックごみの問題を身近な問題として捉え、プラスチックごみの排出抑制と自然界に排出されてしまったプラスチックごみの回収の積極的な取り組みを促進するための運動。

●在来種

ある地域に古くから存在する生物種やその系統。

●里山林

集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜取り、また、落ち葉を肥料として利用するなど、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林の総称。

●砂礫

砂と小石

【し】

●C 類型

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況や、騒音に関係する地域の土地利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、類型として指定していく方式となっている。

●事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないもの。事業系ごみの処理について、廃棄物処理法第 3 条では「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。」と規定している。

●次世代自動車

低公害車と同類の言葉で、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車などが含まれる。

●地盤沈下

環境基本法による公害の定義では、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）とされている。

●首都圏中央連絡自動車道（圏央道）

都心から半径およそ 40～60km の位置に計画された、延長約 300km の高規格幹線道路。横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外かく環状道路などと一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する首都圏 3 環状道路の、一番外側に位置する環状道路。

首都圏の道路交通の円滑化、環境改善、沿線都市間の連絡強化、地域づくり支援、災害時の代替路としての機能など多くの役割を担う。

●循環型社会

20 世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000 年に日本は循環型社会を目指す「循環型社会形成推進基本法」を制定した。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。

●植生

ある地表を覆っている植物共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。

●白岡市総合振興計画

白岡市の将来像と、それを目指すための基本的な施策を表したもので、まちづくりの基礎を担う計画。

一般的に総合振興計画は、目指すべき都市像を示す「基本構想」、そのために必要な各施策分野の方向性を示す「基本計画」、各分野の施策を具体化した「実施計画」の 3 層で構成される。

●白岡市都市計画マスタープラン

地域住民の意見を反映しつつ、概ね 20 年後の望ましい都市像を明確化するために、白岡市の将来ビジョンを確立し、今後の白岡市のあるべき市街地像、地域別の整備方針を明らかにすることを目的とし

て策定した計画。

●新幹線鉄道騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく基準で、前身の公害対策基本法に基づいて、1975 年に生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められた（昭和 50 年環境省告示 46 号）。この環境基準は新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するための行政上の努力目標であり、地域の類型ごとに基準値が定められている。

●振動

その現象が地盤等を通じて伝播し、生理的な影響（睡眠障害等）、心理的な影響（作業効率低下等）、社会的な影響（家屋被害等）を及ぼすこと。

【す】

●水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水のほか、農業、牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがある。

●3R

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の 3 つの R（アール）の総称。
リデュース：物を大切に使い、ごみを減らすこと。
リユース：使える物は、繰り返し使うこと。
リサイクル：ごみを資源として再利用すること。

【せ】

●生活系ごみ

一般家庭から出るごみ

●生活排水処理率

生活排水を適正に処理している人口の割合。

●生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的环境（水、大気、光など）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念。

●生物多様性

地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物の豊かさ（多様性）を、生物の種、生物が生活する環境（生態系）、生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。

●絶滅危惧種

絶滅のおそれのある野生生物のこと。埼玉県では絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した埼玉県レッドデータブック動物編、植物編を発行している。

埼玉県レッドデータブックでは、以下の

- ・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）：絶滅の危機に瀕している種-現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続困難なもの

- ・絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種-現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの

が絶滅危惧種と位置付けられている。

【そ】

●騒音

騒がしくて不快と感じる音のこと。環境基本法で定義されている典型7公害のひとつであり、環境基準が設定されている。

●騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく基準で、前身の公害対策基本法に基づいて、生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい騒音に係る基準（昭和46年閣議決定、平成10年環境省告示64号で改正）として定められている。

【た】

●ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。PCBと同じく塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。ほかの化学物質の製造や燃焼、ごみの焼却などに伴って発生し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準などが設定されている。

●大気汚染

大気中の微粒子や有害な気体成分が増加して、人の健康や環境に悪影響をもたらすこと。人間の経済的・社会的な活動が主な原因である。

●大気汚染防止法

大気汚染防止対策を総合的に推進するために、1962年制定の「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を廃止して、1968年に制定された法律。国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、(1)工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2)有害大気汚染物質対策の推進、(3)自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。

●多自然型工法

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工事。

●脱炭素社会

温室効果ガスの排出自体を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差し引きで実質的にゼロとした社会。

●多目的トイレ

ユニバーサルデザインの考えに基づき、高齢者、車椅子利用者、子ども連れの人など、できるだけ多くの人が利用できるように設計されたトイレ。

●単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置のこと。

【ち】

●地球温暖化

近年、産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）すること。これにより海面上昇、かんばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が「地球温暖化対策法」に基づいて策定する、地球温暖化に関する総合計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。

●地区計画

身近な街区単位で良好な都市環境の維持・形成を図るため、住民等が主体的に係わりながら、道路・公園等の配置や建築物の建て方のルールなどを定める都市計画。

【て】

●低公害車

次世代自動車と同類の言葉で、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市による、自動車公害対策の一環として発足した九都県市低公害車指定制度では、電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン自動車・LPG 自動車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定している。

●低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

●dB

騒音レベルや振動レベルの単位。デシは 10 分の 1 を意味する接頭語であり、デシベル（dB）はベル（B）の 10 分の 1 ということになる。

●デング熱

デングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症。発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。ウイルスに感染した患者を蚊（日本ではヒトスジシマカ）が吸血すると、蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊が他者を吸血することでウイルスが感染する。国内において温暖化やヒートアイランドなどの影響によりヒトスジシマカの分布が北上しており、将来、デング熱の流行のリスクがある地域が拡大していくことが懸念されている。日本では 2014 年に約 70 年ぶりの国内感染が報告された。

【と】

●透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法を行う。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。

●動物相

ある特定の地域と時間における動物を表す集合的な用語である。これに対応する植物の集合の概念は植物相である。さらに全生物を対象とする言葉に生物相がある。

●東北地方太平洋沖地震

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、宮城県栗原市で震度 7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の 4 県 37 市町村で震度 6 強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度 6 弱から震度 1 を観測した。また、この地震に伴い、広範囲において非常に高い津波や液状化現象を観測した。気象庁はこの地震を「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震」と命名した。

●特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電 4 品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。

●都市公園

都市公園法に基づき設置される公園。

●土壌汚染

一般的に薬品や排水の漏えい等の人為的原因により有害物質が土壤中に蓄積され、その濃度が法や条例で定められた基準値を超えている状態を指す。蓄積性を有するという点で、ほかの公害とは異なる特性を持つ。

●土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

【に】

●二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質。発生源はボイラーなどの「固定発生源」や自動車などの「移動発生源」のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

●日平均値の年間 2%除外値

1 年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標のひとつ。1 年間に測定されたすべての日平均値を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順に並べたとき、高い方から数えて 2%分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値。

●日平均値の年間 98%値

1 年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つ。1 年間に測定されたすべての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて 98%目に該当する日平均値。

【の】

●農業集落排水

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の污水、汚泥または雨水の総称。

●ノーカーデー

主に地方自治体などで行う、交通渋滞緩和並びに大気汚染抑制を目的とし、公共交通機関の利用を促すキャンペーン。一定の月日・曜日・または期間を定め、自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用を呼びかける。

【は】

●ばい煙

一般的には、燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」という意味合いであるが、大気汚染防止法（1968）では、「硫黄酸化物」、「ばいじん」、「有害物質（カドミウム、フッ素等）」と定義している。

●排気ガス

自動車の走行によって発生する「自動車排出ガス」の略称。

【ひ】

●BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水質汚濁に関する代表的な指標。一定条件のもとで、微生物により有機物が酸化される際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

●ppm

英語で百万分の1を意味する言葉（parts per million）の頭文字をとってつくられた単位。%（百分率）と同じように、百万分の1を単位とする比率の概念（百万分率）。大気中における気体の大気汚染物質の濃度の単位として用いられる。

●ビオトープ

ドイツから日本に紹介されたもので、「復元された野生生物の生息空間」という意味。都市の中に植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる場所を造成または復元したもの。

●バクシン類

かいづかいぶき、たまいぶき、びゃくしん、くろいぶき、たちびゃくしん、みやまびゃくしん、はいびゃくしん、ねず、はいねず、スカイロケット等をいう。赤星病を引き起こす病原菌の中間寄生樹となるため、植栽や所有を禁止している地域もある。

●光害対策ガイドライン

光害対策を推進するために、1998年3月に環境省が策定したガイドライン。光害の定義、夜空の明るさの問題を概説し、地域における照明環境の考え方の提案、光害対策を実施する上での関係者の定義、ガイドラインの使い方及び屋外照明等における具体的な対策について解説している。

●微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子。

【ふ】

●浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径が $10\mu\text{m}$ （ミクロン： $1\mu\text{m}$ は、1mmの1,000分の1）以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がり等の自然現象によるものもある。

●ふるさと埼玉の緑を守る条例

埼玉県では、昭和54年に「ふるさと埼玉の緑を守る条例」を制定し、当時の高度経済成長期における都市化の進展に伴う緑地の減少に対して、景観にすぐれた緑地を「ふるさとの緑の景観地」等として指定をするほか、開発区域においては、一定の植樹を行う「緑の協定」を締結するなど、緑地の保全と緑化の推進に努めてきた。その後の社会情勢等を踏まえ、平成17年に「ふるさと埼玉の緑を守る条例」を改正し、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により「緑の保全と創出」について総合的な施策を推進している。また、さらなる緑を創出するため、平成24年4月より条例を一部改正し、県民の協力を得て都市部の緑を増やすことを目指している。

●ふるさとの緑の景観地

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、武蔵野の面影を残す雑木林など、相当な広さにわたり埼玉らしさを感じさせる樹林を中心とした優れた景観を有する区域として県が指定する景観地。

●ふるさとの森

もともとは「緑豊かな住みよい環境づくりに寄与する貴重な山林」として、埼玉県が保全を目的に指定していた山林。平成23年3月に埼玉県による指定期間が満了を迎え、引き続き白岡市が、「市の『ふるさとの森』」として指定している。

【ほ】

●放射性物質

ほとんどの元素は、安定な状態で原子や分子として存在しているがわずかに存在する不安定な原子は、粒子（原子よりも小さな粒）や電磁波（電子レンジのマイクロ波のようなもの）を放出し、徐々に安定な原子に変わる。このときに放出する粒子や電磁波が「放射線」である。放射線を出す物質を「放射性物質」、放射性物質が放射線を出す能力を「放射能」と呼ぶ。

●ポケットパーク

再開発事業等で狭小の余剰区間を利用した小さな公園のこと。

【ま】

●町ぐるみん白岡

地域ぐるみ町ぐるみで子どもの育ちを支えることを目的として平成23年に設立された。子ども達の健全な成長の支援や、地域の教育・子育て関係団体の連絡調整役となって活動の活性化を支援したり、子育て中の親へ学習機会を提供したりしながら、家庭・地域・学校などの関係の円滑化を図る。

●まちのエコ・オアシス保全推進事業

白岡市が市民との協働により実施する事業。ボランティア団体の「白岡緑と土の会」と協働で彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森が生物多様性を損なうことのないよう、適切な保全管理を実施している。

【み】

●緑のカーテン

市民や事業者へゴーヤの苗木を配布しているほか、毎年、市役所庁舎や市立保育所などにゴーヤを利用した「緑のカーテン」を節電対策を兼ねて設置している。

●緑のネットワーク

緑の道・幹線道路の街路樹等が相互に結びつけられ、水や緑を感じ、ふれあいながら移動できる空間のこと。

【ゆ】

●有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシン等、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

●有害鳥獣

人間生活に対し、生命的、経済的に害を及ぼす鳥獣。鳥獣本来の食性によって、人、家畜、農作物、樹林、農林水産物等を食害するものが多い。

●遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

●ユニバーサルデザイン

文化や言語、男女、年齢、障害などを問わずに利用することができる施設や製品の設計のこと。こうした機能を持たせた製品自体を指す場合もある。

第 2 次白岡市環境基本計画

発 行 令和 3 年 3 月

発 行 者 白岡市

編 集 白岡市市民生活部環境課

〒349-0292 白岡市千駄野 432 番地

T E L:0480-92-1111

F A X:0480-93-5038

E-mail : kankyou@city.shiraoka.lg.jp

H P : <http://www.city.shiraoka.lg.jp/>
